

資 料 編

目 次

1 条例等	資料-1
資料 1-1 北谷町防災会議条例	資料-1
資料 1-2 北谷町防災会議運営要綱	資料-4
資料 1-3 北谷町防災会議構成員名簿	資料-5
資料 1-4 北谷町災害対策本部条例	資料-6
資料 1-5 北谷町自主防災組織育成指導要綱	資料-7
資料 1-6 北谷町自主防災組織補助金交付要綱	資料-9
資料 1-7 北谷町防災ラジオの貸与に関する要綱	資料-12
資料 1-8 北谷町小災害り災者に対する見舞措置要綱	資料-14
資料 1-9 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例	資料-16
2 応援協定	資料-20
資料 2-1 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	資料-24
資料 2-2 北谷町災害時応急対策支援活動に関する協定書	資料-28
資料 2-3 災害時における物資の供給に関する協定書	資料-32
資料 2-4 災害時における飲料供給に関する協定書	資料-36
資料 2-5 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	資料-40
資料 2-6 災害時における協力支援に関する協定書	資料-42
資料 2-7 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	資料-46
資料 2-8 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書	資料-56
資料 2-9 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域へ限定された立ち入りについての現地実地協定（嘉手納基地）	資料-61
資料 2-10 災害時における緊急放送に関する協定書	資料-68
資料 2-11 災害時の情報交換及び応援に関する協定	資料-73
資料 2-12 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書	資料-75
資料 2-13 沖縄県水道災害相互応援協定	資料-80
資料 2-14 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	資料-88
資料 2-15 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	資料-94
資料 2-16 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立ち入りについての現地実施協定（キャンプフォスター）	資料-100
資料 2-17 北谷町・北中城村・宜野湾市・中城村・西原町 災害時相互応援協定書	資料-106
資料 2-18 災害対策に関する覚書	資料-108
資料 2-19 大規模災害発生時における生活物資等の供給に関する協定書	資料-109
資料 2-20 大規模災害発生時における生活物資等の供給に関する協定書	資料-112
資料 2-21 災害に係る情報発信等に関する協定	資料-115
3 町の状況	資料-117
資料 3-1 町の災害履歴	資料-117
資料 3-2 町の文化財一覧表	資料-118
資料 3-3 津波災害警戒区域内の建設物	資料-121
資料 3-4 土砂災害警戒区域内の建設物	資料-122
資料 3-5 液状化危険箇所内の建設物	資料-123

4 水害・土砂災害関連	資料-124
資料 4-1 二級指定河川	資料-124
資料 4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）	資料-124
資料 4-3 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）	資料-124
資料 4-4 急傾斜地崩壊危険箇所	資料-125
資料 4-5 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所	資料-127
資料 4-6 土砂災害警戒区域等の指定箇所	資料-127
資料 4-7 土砂災害警戒情報の例	資料-129
5 海岸の状況、津波対策	資料-130
資料 5-1 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覧表	資料-130
資料 5-2 水産庁所管海岸保全区域一覧表	資料-130
資料 5-3 津波災害対応マニュアル	資料-131
6 配備体制	資料-136
資料 6-1 地震・津波における職員参集フロー	資料-136
資料 6-2 風水害等における職員参集フロー	資料-137
7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設	資料-138
資料 7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	資料-138
資料 7-2 要配慮者利用施設一覧	資料-141
資料 7-3 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設	資料-149
資料 7-4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	資料-150
資料 7-5 液状化危険箇所内の要配慮者利用施設	資料-151
8 輸送・交通関連	資料-152
資料 8-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書	資料-152
資料 8-2 緊急通行車両等事前届出済み車両一覧	資料-154
資料 8-3 町有車両の保有状況	資料-155
資料 8-4 使用可能なヘリポート候補地	資料-156
資料 8-5 ヘリポートの設置基準	資料-156
資料 8-6 町内の住民拠点サービスステーション（住民拠点 SS）一覧	資料-158
9 医療・救急関連	資料-159
資料 9-1 町内医療機関施設一覧	資料-159
資料 9-2 一般社団法人 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網	資料-160
資料 9-3 医療救護班派遣要請書（沖縄県災害医療マニュアル）	資料-161
資料 9-4 北谷町内の医療用救急ヘリコプター場外離発着場	資料-162
10 危険物施設	資料-163
資料 10-1 給油取扱所施設一覧	資料-163
資料 10-2 危険物貯蔵所施設一覧	資料-164
11 情報伝達・防災関係機関等	資料-165
資料 11-1 災害時優先電話	資料-165
資料 11-2 北谷町防災行政無線放送施設	資料-165
資料 11-3 防災行政無線放送 聞き直しフリーダイヤル	資料-165
資料 11-4 I P 告知端末設置箇所	資料-166
資料 11-5 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	資料-167

資料 1 1 - 6	報道機関一覧表.....	資料-169
資料 1 1 - 7	避難情報発令情報（市町村用）.....	資料-170
資料 1 1 - 8	避難情報の伝達ルート及び手段.....	資料-171
資料 1 1 - 9	自衛隊の連絡場所.....	資料-172
資料 1 1 - 1 0	災害用伝言版.....	資料-174
1 2	災害救助法関連.....	資料-180
資料 1 2 - 1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間.....	資料-180
資料 1 2 - 2	被害状況認定基準.....	資料-186
1 3	従事命令等の種類と執行者、命令対象者.....	資料-189
1 4	北谷町給水・排水設備指定店一覧表.....	資料-190
1 5	気象庁情報.....	資料-191
資料 1 5 - 1	気象庁震度階級関連解説表.....	資料-191
資料 1 5 - 2	北谷町における警報・注意報の発表基準.....	資料-195
資料 1 5 - 3	特別警報・警報・注意報の種類と概要.....	資料-196
1 6	米軍・自衛隊に係る事故関連.....	資料-198
資料 1 6 - 1	米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領.....	資料-198
資料 1 6 - 2	在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続.....	資料-200
資料 1 6 - 3	日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国 軍用航空機事故に関するガイドライン.....	資料-203
1 7	報告様式.....	資料-207
資料 1 7 - 1	第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）.....	資料-207
資料 1 7 - 2	第 4 号様式（その 1）別紙.....	資料-208
資料 1 7 - 3	第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）.....	資料-209
資料 1 7 - 4	第 1 号様式 災害確定報告.....	資料-210
資料 1 7 - 5	第 2 号様式 災害中間年報.....	資料-212
資料 1 7 - 6	第 3 号様式 災害年報.....	資料-213

1 条例等

資料1－1 北谷町防災会議条例

昭和47年5月15日

条例第30号

改正 平成12年3月31日条例第8号

平成25年3月8日条例第3号

令和3年9月13日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、北谷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北谷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
 - (3) 沖縄県警察の警察官
 - (4) 町の職員（町長及び次号に掲げる者を除く。）
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他町長が必要と認める者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、2人、6人、2人、1人及び若干人とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (平成12年条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北谷町防災会議条例第3条第5項第8号の規定による委員の任期は、平成26年5月31日までとする。

(北谷町災害対策本部条例の一部改正)

3 北谷町災害対策本部条例(昭和47年北谷町条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和3年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北谷町防災会議条例第3条第5項の規定により北谷町防災会議の委員である者の任期は、この条例の公布の日までとする。

資料 1－2 北谷町防災会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北谷町防災会議条例（昭和 47 年北谷町条例第 30 号）第 5 条の規定に基づき、北谷町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務等)

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは、防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長は、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は軽易なものについて防災会議を招集せずに決定することができる。

3 会長は、前項の規定により決定したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所、及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 委員は、前項の場合あらかじめ代理者を指名し、会長に届けなければならない。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

資料 1－3 北谷町防災会議構成員名簿

令和 4 年 2 月 1 日現在

No	所属	職名	氏名	備考
1	北谷町	町長	渡久地 政志	会長
2	沖縄気象台	業務課長	勝山 健一	第 1 号委員
3	沖縄県中部土木事務所	所長	仲嶺 智	第 2 号委員
4	沖縄県中部保健所	所長	国吉 秀樹	第 2 号委員
5	沖縄警察署	警備課長	平川 善久	第 3 号委員
6	沖縄警察署	交通対策課長	當間 秀規	第 3 号委員
7	北谷町	副町長	神山 正勝	第 4 号委員
8	北谷町	総務部長	岸本 満	第 4 号委員
9	北谷町	住民福祉部長	知念 喜恵	第 4 号委員
10	北谷町	建設経済部長	根間 朝弘	第 4 号委員
11	北谷町	教育部長	玉那覇 修	第 4 号委員
12	北谷町	上下水道部長	佐久本 盛正	第 4 号委員
13	北谷町	教育長	津嘉山 信行	第 5 号委員
14	ニライ消防本部	消防長	照屋 圭一	第 6 号委員
15	ニライ消防団	団長	真栄田 敏光	第 6 号委員
16	西日本電信電話株式会社 沖縄支店	設備部長	肥後 健一	第 7 号委員
17	沖縄電力うるま支店	支店長	島袋 靖和	第 7 号委員
18	美浜区自治会自主防災会	事務局長	岡村 悦子	第 8 号委員
19	北谷町社会福祉協議会	会長	金城 宏徳	第 9 号委員
20	北谷町自治会長連絡協議会	会長	仲宗根 仁志	第 9 号委員

資料 1－4 北谷町災害対策本部条例

昭和47年 5 月15日

条例第31号

改正 平成25年 3 月 8 日 条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、北谷町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年 5 月15日から施行する。

附 則（平成25年条例第 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－5 北谷町自主防災組織育成指導要綱

平成 28 年 1 月 22 日

告示第 196 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の規定及び北谷町地域防災計画に基づき、本町が行う自主防災組織の育成、指導等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 北谷町自治会運営補助金交付規程（1968 年北谷町規程第 5 号）に規定する区自治会をいう。
- (2) 自主防災組織 地震、風水害及び火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民組織が自主的に結成し運営する組織をいう。

(認定基準)

第 3 条 町長は、一の住民組織を単位として結成された組織で、おおむね情報収集伝達班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班及び衛生班を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する組織を自主防災組織として認定するものとする。

(育成指導方針)

第 4 条 町長は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際には男女共同参画の視点に立った十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 町長は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

(結成の指導)

第 5 条 町長は、自主防災組織の結成について、住民組織との交流の機会をとらえて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その自主的な結成を働きかけるとともに、第 3 条に規定する基準に適合する組織となるよう指導するものとする。

(自主防災組織の名称)

第 6 条 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(結成の届出)

第 7 条 町長は、住民組織が自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届出書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に届け出るよう指導するものとする。

- (1) 自主防災会規約
 - (2) 役員名簿
 - (3) 組織図
 - (4) 自主防災会防災計画
- (認定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された届出書を受け、第3条に規定する基準に適合する自主防災組織であると認めた場合には、北谷町自主防災組織認定証（第2号様式）を当該組織に交付するものとする。

(変更届)

第9条 前条に規定する認定を受けた自主防災組織の代表者は、次のいずれかに該当するときは、自主防災組織変更届出書（第3号様式）を町長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織の名称を変更したとき。
- (2) 自主防災組織の所在地を変更したとき。
- (3) 自主防災組織の代表者の氏名又は住所を変更したとき。

(台帳)

第10条 自主防災組織管理台帳（第4号様式）は、総務部総務課において備えるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式 略

資料 1－6 北谷町自主防災組織補助金交付要綱

平成 29 年 11 月 16 日

告示第 208 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、自主防災組織の育成及び防災活動の充実を図るため、北谷町自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北谷町補助金等交付規則（平成 3 年北谷町規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第 2 条 補助金の交付の対象となる自主防災組織は、北谷町自主防災組織育成指導要綱（平成 28 年北谷町告示第 196 号）第 8 条の規定により認定された組織とする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助の対象事業、補助金の種類、補助基準額、交付の制限及び対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、北谷町自主防災組織補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、北谷町自主防災組織補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助内容の変更等)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた代表者は、事業計画書の内容に変更が生じたとき又はやむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、北谷町自主防災組織補助金変更交付（中止）申請書（第 3 号様式）により町長に申請し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた代表者は、補助事業が完了したときは、速やかに北谷町自主防災組織補助金実績報告書（第 4 号様式）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、前条に規定する実績報告を受理したときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した補助条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、北谷町自主防災組織補助金交付確定通知書（第 5 号様式）により、代表者に通

知するものとする。

- 2 補助金の交付確定を受けた代表者は、前項の規定により通知された額を超える額の補助金が既に交付されているときは、その超える額を直ちに町長に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の交付決定通知後に概算払により交付することができるものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条本文の規定により補助金の交付を受けようとする代表者は、補助金交付決定通知書を受領した日以後、速やかに北谷町自主防災組織補助金請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前条ただし書の規定により概算払を受けようとする代表者は、補助金交付決定通知書を受領した日以後、請求書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第11条 町長は、交付決定を受けた代表者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(資機材の管理)

第12条 代表者は、補助金により取得した防災資機材及び倉庫を適正に管理しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に結成されている自主防災組織であつて、この告示の施行前に、国等からこの告示の規定による防災資機材購入事業の補助に相当する補助を受けている場合は、この告示の規定による補助を受けたものとみなす。

別表（第3条関係）

対象事業	補助金の種類	補助基準額	交付の制限	対象経費
防災資機材購入事業	防災資機材購入費補助金	1,500,000円	結成後 1組織 1回限り	防災活動に必要な資機材の購入に要する経費
防災資機材更新事業	防災資機材更新費補助金	30,000円	各年度 1組織 1回限り	防災活動に必要な資機材の購入に要する経費（資機材の経年劣化等に伴う購入を含む。）
防災倉庫設置事業	防災倉庫設置費補助金	300,000円	結成後 1組織 1回限り	防災資機材等保管用防災倉庫の設置購入に要する経費
防災訓練事業	防災訓練費補助金	30,000円	各年度 1組織 1回限り	防災訓練の実施に要する経費
防災啓発活動事業	防災啓発活動費補助金	30,000円	各年度 1組織 1回限り	防災啓発活動（防災訓練を除く。）の実施に要する経費
防災士養成事業	防災士養成費補助金	—	1組織 各年度 2名まで	防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料

注1 防災資機材更新費補助金は、防災資機材購入費補助金の交付を受けた年度は対象外とする。

注2 防災資機材購入費補助金及び防災資機材更新費補助金については、乾電池、燃料、潤滑油等の消耗品類及び維持管理に要する消耗品類は、対象外とする。

様式 略

資料1－7 北谷町防災ラジオの貸与に関する要綱

平成26年9月5日

告示第176号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における防災情報を町民等に迅速かつ的確に伝達するため、北谷町広報無線放送（以下「無線放送」という。）を受信することができる防災ラジオの貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ラジオ AM放送及びFM放送を受信することが可能であり、かつ、無線放送の自動強制受信機能を備えたラジオ
- (2) 貸与対象者 次条各号の対象となる者
- (3) 貸与者 防災ラジオの貸与を受けた者

(貸与対象者)

第3条 町長は、次に掲げる者に対し、防災ラジオを無償で1台貸与することができる。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、2台以上貸与することができる。

- (1) 入所型介護施設等の管理者
- (2) 障害福祉事業所等の管理者
- (3) 災害時に援護を必要とする者又はその者に対し介護若しくは支援を行う者
- (4) その他町長が防災対策上特に必要と認める者

(貸与の申請)

第4条 防災ラジオの貸与を受けようとする貸与対象者は、町長に防災ラジオ貸与申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに貸与の可否を決定し、貸与を決定した場合は、当該貸与対象者に防災ラジオ貸与決定通知書（第2号様式）により通知し防災ラジオを貸与するものとする。

(預かり証の提出)

第6条 貸与者は、防災ラジオを受領した場合は、防災ラジオ預かり証（第3号様式）を町長に提出するものとする。

(防災ラジオの管理)

第7条 貸与者は、防災ラジオを適正に管理し、維持管理に要する費用を自ら負担しなければならない。

2 貸与者は防災ラジオを第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(返還)

第8条 貸与者は、転出、転居等の事由により第3条各号の規定に該当しなくなった場合は、速やかに防災ラジオを町長に返還しなければならない。

(管理台帳の作成)

第9条 町長は、防災ラジオの貸与状況を管理するため防災ラジオ管理台帳（第4号様式）を作成しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式 略

資料1－8 北谷町小災害り災者に対する見舞措置要綱

昭和54年10月16日

要綱第10号

改正 平成10年4月27日訓令第6号

平成11年9月1日訓令第23号

平成19年3月30日訓令第7号

令和3年1月25日訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、小災害により被害を受けた町民に対し、弔慰金及び見舞金（以下「見舞金等」という。）を支給し、もって町民福祉の増進を図ることを目的とする。

(小災害の範囲)

第2条 この訓令において「小災害」とは、災害の規模が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災難事故をいう。

(見舞金等の種類)

第3条 見舞金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 小災害により死亡した者に対する弔慰金
- (2) 小災害により負傷した者に対する見舞金
- (3) 小災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金

(見舞金等の対象)

第4条 弔慰金は、小災害により死亡した者（その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く。）についてその者の遺族に対して支給する。

2 見舞金は、小災害により被害を受けた世帯に対し支給するものとし、負傷者については、1箇月以上の治療期間を要するものとする。

3 住家の被害は、小災害により全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水した世帯とする。

(支給基準及び額)

第5条 見舞金等の支給基準及び額は、次の表のとおりとする。

区分	支給基準		額
弔慰金	死亡者1人につき		100,000円
見舞金	負傷者1人につき		30,000円
	住家の全壊、全焼、流失	1人世帯	60,000円
		2人以上世帯	上記の額に1人増すごとに20,000円加算した額
	住家の半壊、半焼	1人世帯	30,000円
		2人以上世帯	上記の額に1人増すごとに10,000円加算した額
	住家の床上浸水	1人世帯	15,000円
		2人以上世帯	上記の額に1人増すごとに5,000円加算した額

(支給の方法)

第6条 見舞金等は、原則として口座振込の方法により支給する。ただし、必要のある場合においては、現金により支給することができる。

(見舞金等の支給手続)

第7条 見舞金等の支給をする場合は、あらかじめ係は小災害報告書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成10年訓令第6号）

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成11年訓令第23号）

この訓令は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略

資料1－9 沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和63年6月7日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成 3年12月 9日条例第9号 平成23年11月10日条例第2号
平成31年 3月 1日条例第1号 令和 2年 3月 4日条例第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により災害が生ずることをいう。
- (2) 住民 災害により被害を受けた当時、沖縄県市町村総合事務組合を組織する市町村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 組合は、住民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、組合長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受け取ることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市町村長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 組合長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 組合長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 組合は、住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 組合は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主が負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合は除き年1.5パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、医師、弁護士その他組合長が必要と認める者のうちから、組合長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年6月1日から適用する。

附 則（平成3年12月9日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 応援協定

[応援協定一覧表]

No.	協定名	締結日	締結先
1	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	平成 20 年 9 月 17 日	中部電気工事業協同組合
2	北谷町災害時応急対策支援活動に関する協定書	平成 20 年 9 月 17 日	北谷町商工会
3	災害時における物資の供給に関する協定書	平成 20 年 9 月 17 日	沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
4	災害時における飲料供給に関する協定書	平成 19 年 11 月 28 日	沖縄ペプシビバレッジ株式会社
5	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	平成 21 年 8 月 28 日	琉球ジャスコ株式会社
6	災害時における協力支援に関する協定書	平成 21 年 8 月 28 日	株式会社サンエー
7	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	—	※表[津波時における一時避難施設としての使用に関する協定施設一覧]参照
8	災害用特設電話の設置・利用に関する協定書	平成 25 年 6 月 28 日	西日本電信電話株式会社 沖縄支店
9	災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域へ限定された立ち入りについての現地実地協定（嘉手納基地）	平成 26 年 4 月 3 日	第 18 航空団司令官
10	災害時における緊急放送に関する協定書	平成 26 年 6 月 1 日	株式会社クレスト
11	災害時の情報交換及び応援に関する協定	平成 27 年 2 月 3 日	内閣府沖縄総合事務局長
12	災害時における L P ガスの供給に関する協定書	平成 27 年 8 月 12 日	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会

13	沖縄県水道災害相互協定	平成 15 年 3 月 27 日	国頭村長、大宜味村長、東村長、本部町水道事業管理者、今帰仁村水道事業管理者、名護市水道事業管理者、伊江村長、宜野座村水道事業管理者、恩納村長、金武町水道事業管理者、石川市水道事業管理者、具志川市水道事業管理者、与那城町長、勝連町長、読谷村水道事業管理者、嘉手納町長、沖縄市水道事業管理者、中城村長、北中城村水道事業管理者、宜野湾市水道事業管理者、西原町長、浦添市水道事業管理者、沖縄県公営企業管理者、那覇市水道事業管理者、南部水道企業団、豊見城市水道事業管理者、糸満市水道事業管理者、佐敷町水道事業管理者、知念村簡易水道事業、与那原町水道事業管理者、玉城村水道事業管理者、久米島町水道事業管理者、渡嘉敷村長、座間味村長、栗国村長、渡名喜村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、多良間村長、伊良部町長、宮古島上水道企業団、竹富町長、石垣市水道事業管理者、与那国町長
----	-------------	------------------	---

14	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成 29 年 3 月 29 日	沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長、公益社団法人日本下水道管路管理業協会
15	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	平成 29 年 3 月 29 日	沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長
16	災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての現地実施協定（キャンプフォスター）	平成 29 年 9 月 1 日	米海兵隊太平洋基地司令官
17	北谷町・北中城村・宜野湾市・中城村・西原町 災害時相互応援協定書	令和元年 8 月 29 日	北中城村長、宜野湾市長、中城村長、西原町長

18	災害対策に関する覚書	令和3年5月31日	アサヒオリオン飲料
19	大規模災害発生時における生活物資等の供給に関する協定書	令和3年10月12日	ドラッグイレブン
20	大規模災害発生時における生活物資等の供給に関する協定書	令和3年10月12日	タイヘイ薬品
21	災害に係る情報発信等に関する協定	令和3年11月29日	ヤフー株式会社

資料2-1 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と中部電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における応急対策等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北谷町内で発生した自然災害やその他の災害（以下「災害等」という。）により、甲が所管する施設及び応急対策活動を実施する場所において、電気機器の設置又は維持等が必要となる事態が発生した場合に、甲の要請又は乙からの情報提供等により乙に所属する会員（以下「会員」という。）が、その保有する資機材の提供及び技術者の派遣等の災害支援（以下「災害支援」という。）を行うために必要な事項を定め、もって迅速かつ円滑な応急対策活動に資することを目的とする。

（災害支援）

第2条 災害支援の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気屋内配線工事
- (2) 電気機器の設置
- (3) その他、災害対策上必要とされる支援

（災害支援の要請）

第3条 甲は、災害支援活動が必要とされる事態が発生した場合、その対策等において、乙に対し前条の災害支援を要請することができる。

2 甲は、乙に災害支援を要請する場合、災害支援要請書（第1号様式）により、支援内容、支援場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、災害支援要請書をもって処理することができる。

3 乙は、前項の規定による甲からの災害支援要請があった場合は、災害支援担当会員報告書（第2号様式）により、甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、災害支援担当会員報告書をもって処理することができるものとする。

（災害支援の実施）

第4条 乙は、災害支援を行う会員をして甲と災害支援の内容、方法等について協議を行わせ、甲の指示により当該災害に係る支援を実施させるものとする。

（災害支援に係る費用負担）

第5条 災害支援に係る費用については、甲が負担するものとする。この場合、工事費や材料費、労務費等の一切の費用は、災害発生直前における価格を基準とし、前条の協議を踏まえ、甲と災害支援を行う会員が協議のうえ定めるものとする。

（請求及び支払）

第6条 前条の費用について、災害支援を行う会員は、災害支援が完了し、甲が実施する検査に合格した後、請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による費用の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りはない。

(実施体制の報告)

第7条 乙は、災害支援を円滑に実施するため、あらかじめ必要な資機材の確保や技術者等の動員の方法等を定め、甲に書面（以下「災害支援計画書」という。）をもって報告するものとする。

- 2 乙は、災害支援計画書を毎年度当初に見直しを行い、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年9月17日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春 印

乙 沖縄県うるま市字江洲675番地1
中部電気工事業協同組合

理事長 大城 政明 印

第1号様式（第3条関係）

災 害 支 援 要 請 書

年 月 日

中部電気工事業協同組合

理事長

様

北谷町長

印

災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、以下のとおり災害支援を要請します。

また、災害支援を担当する会員の報告を同条第3項により報告願います。

No.	支援要請施設	施設の住所	施設の管理者 及び連絡先	施設の現状

第2号様式（第3条関係）

災 害 支 援 担 当 会 員 報 告 書

年 月 日

北谷町長

様

中部電気工事業協同組合

理事長

印

年 月 日付災害支援要請書より要請のあったことについては、以下のとおり報告いたします。

No.	支援要請施設	支援会員名称	支援会員担当者 及 び 連 絡 先	備 考

資料 2－2 北谷町災害時応急対策支援活動に関する協定書

変更 平成 28 年 3 月 17 日

(目的)

第 1 条 北谷町（以下「甲」という。）と北谷町商工会（以下「乙」という。）は、自然災害やその他の災害（以下「災害等」という。）により、北谷町内において災害時における応急対策支援活動（以下「応急活動」という。）を実施するために必要な事項を定め、もって迅速かつ円滑な応急活動に資することを目的とする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、北谷町内において災害時における応急活動が、甲のみでは十分に実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請できるものとする。

(要請の手続)

第 3 条 甲は、乙の協力を要請するとき、次の各号について明らかにし、電話、電子文書、ファクシミリ等で要請を行い、後日正式な災害等応急活動要請文書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- (1) 災害場所及び被害状況
- (2) 応急活動の内容及び応援人員
- (3) 必要物資の内容とその数量
- (4) 必要な機械器具とその数量
- (5) その他応急活動に必要と思われる要請事項

(要請の拒否)

第 4 条 乙は、甲の協力要請を受けるとき、災害現場の状況により二次災害の恐れ、若しくは人命に重大な危険が及ぶと考えられると判断した場合、その要請を拒否することができるものとする。

(対策本部の設置等)

第 5 条 乙は、迅速かつ効率的に応急活動を実施するため、「北谷町商工会災害対策本部」を設置し、所定の商工会員に必要な人員及び資材、機材、物資等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

(損害の負担)

第 6 条 応急活動に従事した者（以下「従事者」という。）が当該活動に従事したことにより、死亡、負傷、若しくは病気にかかったときは、従事者が所属する事業所の労災保険により補償を受けるものとする。

(費用の負担)

第 7 条 この協定に基づき乙が実施した応急活動にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

(報告)

第8条 乙は、応急活動に際し、後日その活動内容を明確にするため災害等応急活動報告書(様式第2号)を甲へ提出するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲又は乙のいずれも異議がないときは、更に1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲又は乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

(補則)

第10条 この協定は、災害時における応急活動の実施についてのみ効力を有し、それ以外の甲と乙の関係を何ら拘束するものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(実施時期)

第12条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年9月17日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春

印

乙 沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭837番地1
北谷町商工会

会長 渡久地 政男

印

様式第1号（第3条関係）

災害等応急活動要請文書

災害場所					要請人員	名
被害状況						
活動内容						
必要物資	物資名					
	数 量					
必要機器具	機器名					
	数 量					
その他要請 事 項						

災害場所					要請人員	名
被害状況						
活動内容						
必要物資	物資名					
	数 量					
必要機器具	機器名					
	数 量					
その他要請 事 項						

以上、災害等に係る応急活動を要請します。

北谷町商工会

会長 様

平成 年 月 日

北谷町長

印

様式第2号（第8条関係）

災害等応急活動報告書

災害場所					動員人数	名
活動日時	平成 年 月 日（時間 : ~ : ）					
被害状況						
活動内容						
復旧状況						
使用物資	物質名					
	数 量					
使用機器具	機器名					
	数 量					
担当事業所 及び責任者	印					

災害場所					動員人数	名
活動日時	平成 年 月 日（時間 : ~ : ）					
被害状況						
活動内容						
復旧状況						
使用物資	物質名					
	数 量					
使用機器具	機器名					
	数 量					
担当事業所 及び責任者	印					

以上、災害等に係る応急処置について報告します。

北谷町長 様

平成 年 月 日
北谷町商工会
会長 印

資料２－３ 災害時における物資の供給に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と沖縄コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲が災害時において乙から物資の供給を受け、より速やかに、かつ、円滑に当該物資を被災者に対して供給できるようにすることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定で「災害時」とは、地震・津波・台風等による災害時において、家屋の倒壊等で住民が被災し、水道及び電気等の通常のライフラインが絶たれたことにより、飲料水等の供給が必要となったときをいう。

（物資の供給）

第３条 甲は、災害時における応急処置の為、緊急時に物資の供給が必要となった場合は、品目、数量、納入場所、納期等を明示した災害時における物資の供給協力要請書（様式第１号）により、物資の供給を要請する。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。ただし、乙が緊急と判断した場合は要請の有無に関わらず供給を行い、事後速やかに甲へ報告を行う。

３ 甲は、乙の供給する物資の出荷納品を確認した上で、災害時における物資の供給協力確認受領書（様式第２号）を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方で口頭により確認し、事後速やかに甲は乙に交付するものとする。

（物資の種類）

第４条 乙が甲に供給する物資の種類は、飲料品とする。

（物資の価格）

第５条 乙が甲に供給する価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より3年間とする。ただし、甲乙いずれから了解約の申出がない場合は、更に協定を1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(改正又は廃止)

第8条 甲又は乙がこの協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3か月前までに相手側に通告しなければならない。

(疑義等の決定)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各自1通を保有する。

平成20年9月17日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春

印

乙 沖縄県浦添市伊祖5丁目14番1号
沖縄コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 石岡 勝三郎

印

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

沖縄コカ・コーラボトリング㈱ 宛て
(コールセンター)

TEL 098-877-5255

FAX 098-877-3752

災害時における物資供給協力要請書

次のとおり物資供給協力を要請いたします。

納入場所			現場担当者名 及び連絡先	
品目	規格	数量	納期	備考

北谷町

防災担当 印

TEL ; 098-936-1234

FAX ; 098-936-7474

第2号様式（第3条関係）

____年 ____月 ____日

災害時における物資の供給協力確認受領書

____年 ____年 ____日付、第 ____号の「災害時における物資供給協力要請書」に基づき次のとおり物資を受領したことを確認いたします。

品目	規格	数量	納期	備考

物資受領確認者	印

納入担当者	印

資料２－４ 災害時における飲料供給に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と沖縄ペプシビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定で「災害時」とは、地震・津波・台風等による災害時において、家屋の倒壊等で住民が被災し、水道及び電気等の通常のライフラインが絶たれたことにより、飲料水等の供給が必要となったときをいう。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第３条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。また、甲の施設に緊急時飲料提供ベンダーを設置し、災害時において甲に対し飲料の供給を行うものとする。

２ 甲は、前項の乙への要請を添付別紙１「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

３ 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙２「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

４ 緊急時飲料提供ベンダーで供給する飲料については、第２項及び第３項の手続は省略するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第４条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な飲料及び数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

（飲料の運搬、引渡）

第５条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２ 甲は当該引渡場所に職員を派遣し、飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害時において緊急時飲料提供ベンダーで供給する飲料については無償で提供するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後に乙の提出する請求書に基づき災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春

乙 沖縄県宜野湾市大山7丁目5番2号

沖縄ペプシビバレッジ株式会社

代表取締役社長 多賀 良則

別 紙 1

平成 年 月 日

飲料供給要請書

沖縄ペプシビバレッジ株式会社
代表取締役社長 様

北谷町長

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第3条第3項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	N o .
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

別 紙 2

平成 年 月 日

供給可能数量報告書

北谷町長 様

沖縄ペプシビバレッジ株式会社

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2. 要請書番号	N o .
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時（納入日時）	平成 年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

別紙3 (略)

資料 2－5 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と琉球ジャスコ株式会社北谷店（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （4）乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：北谷町総務部長

乙：琉球ジャスコ株式会社北谷店後方統括マネージャー

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。この場合において、物資の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙が協議し異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成21年8月28日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国昌春 印

乙 沖縄県島尻郡南風原町字兼城514番地の1
琉球ジャスコ株式会社

代表取締役社長 栗本建三 印

資料２－６ 災害時における協力支援に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と株式会社サンエー（以下「乙」という。）は次のとおり災害時における協力支援に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、町内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害をいう。）により、社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、甲は乙から物資の供給及び避難場所の提供を受け、より速やかにかつ円滑に被災者に対して支援することを目的とする。

（物資の供給）

第２条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急時に物資の供給が必要となった場合は、乙に対し、品目、数量、納入場所、納期等を明示した災害時における物資の供給協力要請書（様式第１号）で、物資の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

３ 甲は、乙の供給する物資の出荷納品を確認した上で、災害時における物資の供給協力確認受領書（様式第２号）を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方は口頭で確認し、事後速やかに甲は乙に文書により交付するものとする

（物資の種類）

第３条 乙が甲に供給する物資の種類は、次のとおりとする。

- （１）食糧品
- （２）生活用品
- （３）衣料品
- （４）その他甲が指定する物資

（物資の価格）

第４条 乙が甲に供給する物資の価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第５条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。

２ 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(避難場所の提供)

第6条 乙は、災害等において警報が発令されたときは、付近住民に対して避難場所及び車両の一時保管場所を提供するものとする。

2 前項の避難場所は、株式会社サンエーハンビータウンとする。

(改正又は廃止)

第7条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3か月前までに相手側に通告しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 21 年 8 月 28 日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北 谷 町 長 野 国 昌 春 印

乙 沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号
株式会社サンエー

代 表 取 締 役 社 長 上 地 哲 誠 印

様 式 第 1 号 (第2条関係)

第 号
年 月 日

様

災害時における物資の供給協力要請書

次のとおり、物資の供給協力を要請します。

納 入 場 所		現場担当		
品 目	規 格 ・ 単 位	数 量	納 期	備 考

北谷町役場総務課行政係
担当者



様式第2号(第2条関係)

年 月 日

災害時における物資の供給協力確認受領書

協定団体

様

年 月 日付け北総 第 号の災害時における物資の供給協力要請により、次の物資を受領したことを確認します。

品 目	規 格 ・ 単 位	数 量	備 考
納 入 場 所			

北谷町
担当者



資料2-7 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
(基本)

津波避難ビルとしての使用に関する協定書

北谷町長 野国 昌春（以下「甲」という。）、〇〇区自治会長 △△ □□（以下「乙」という。）及び△△ □□（以下「丙」という。）は、津波を伴う可能性のある地震が発生した場合又は遠地津波など津波による被害が予想される場合において、地域住民等が緊急に避難する必要が生じたとき（以下「津波等発生時」という。）に、人的被害を回避するため、丙が所有する施設（以下「津波避難ビル」という。）を緊急一時避難場所として使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(使用施設)

第1条 避難場所として使用する津波避難ビルは、次のとおりとする。

施設名称	〇〇△△
所在地	北谷町字〇〇□□番地
所有者	△△ □□
構造等	鉄筋コンクリート造
建築年月	平成〇〇年〇月

(使用範囲)

第2条 一時使用をさせることができる津波避難ビルの範囲は、次のとおりとする。

避難場所	〇階から〇階までの廊下部分（約〇〇㎡）
収容人数 （1人：1㎡）	約 〇〇 名
避難経路	〇階外階段から〇階以上の廊下へ避難
入口	外階段（施錠無し）

(避難対象者)

第3条 本協定に基づく避難対象者は、津波避難ビル周辺の地域住民のほか、当該地域に在住しない人々についても地域住民と同様とする。

(使用期間)

第4条 津波避難ビルの使用期間は、津波を伴う可能性のある地震が発生した場合又は遠地津波など津波による被害が予想される場合において、地域住民等が緊急に避難する必要が生じたとき又は発生するおそれがあるときから、安全を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 甲及び乙は、津波避難ビルを前条に定める規定及び避難訓練時以外には使用しない

ものとする。

(使用料)

第6条 一時使用に伴う津波避難ビルの使用料は、無料とする。

(損傷等の費用負担)

第7条 一時使用により津波避難ビル又はその設備が損傷したときは、甲は、その損傷の回復のために丙が要した費用を負担するものとする。この場合において、費用負担の額、方法等については、甲及び丙が協議し、決定する。

2 前項に規定する費用負担については、次に掲げる費用を除くものとする。

- (1) 地震又は津波により直接受けた損傷
- (2) 地域住民等の故意又は重大な過失による損傷

(一時使用に係る責任)

第8条 甲は、一時使用の期間が終了した後、退去しない者及び置き去りにされた物があつたときは、甲、乙及び丙が協議の上、責任をもって対応するものとする。

2 丙は、一時使用させる際に、万一、玄関等のセキュリティを開錠できなかった場合の責任及び一時使用により発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

3 乙は、甲が指定した津波避難ビルを地域住民等に周知し、一時使用に当たっては、良好な秩序維持、避難及び退去の誘導等に努めるものとする。

(施設変更の報告)

第9条 丙は、津波避難ビルの増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、事前に、甲及び乙に連絡するものとする。

(津波避難ビルの周知及び表示)

第10条 甲は、津波避難ビルを指定したときは、対象施設に津波避難ビルであることを示す表示板等を設置し、広報ちゃん、町のホームページ、防災マップ等により、その旨を町民等に周知するものとする。

2 乙は、前項の規定による周知に協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から、その効力を発するものとする。

2 この協定は、甲、乙及び丙のいずれかからの解除の申出に基づき、甲、乙及び丙が協議の上、この協定を解除する日を決定し、その決定した日に効力を失うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及

び丙が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春

乙 北谷町字〇〇番地

〇〇区自治会長 △△ □□

丙 北谷町字〇〇□□番地

△△ □□

(時間限定)

津波避難ビルとしての使用に関する協定書

北谷町長 野国 昌春（以下「甲」という。）、〇〇区自治会長 △△ □□（以下「乙」という。）及び△△ □□（以下「丙」という。）は、津波を伴う可能性のある地震が発生した場合又は遠地津波など津波による被害が予想される場合において、地域住民等が緊急に避難する必要が生じたとき（以下「津波等発生時」という。）に、人的被害を回避するため、丙が所有する施設（以下「津波避難ビル」という。）を緊急一時避難場所として使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(使用施設)

第1条 避難場所として使用する津波避難ビルは、次のとおりとする。

施設名称	〇〇△△
所在地	北谷町字〇〇□□番地
所有者	△△ □□
構造等	鉄筋コンクリート造
建築年月	平成〇〇年〇月

(使用範囲)

第2条 一時使用をさせることができる津波避難ビルの範囲は、次のとおりとする。

避難場所	〇階から〇階までの廊下部分（約〇〇㎡）
収容人数 （1人：1㎡）	約 〇〇 名
避難経路	〇階外階段から〇階以上の廊下へ避難
入口	外階段（施錠無し）

(避難対象者)

第3条 本協定に基づく避難対象者は、津波避難ビル周辺の地域住民のほか、当該地域に在住しない人々についても地域住民と同様とする。

(一時使用時間及び使用期間)

第4条 一時使用については、基本的に、次に掲げる丙の営業時間内とする。

- (1) 月曜日から金曜日は、午前9時から午後6時までの間
- (2) 土曜日は、午前9時から午後5時までの間

2 前項に規定する時間において、一時使用の期間は、第1条の規定により一時使用をさせることとしたときから、津波警報が解除された場合等甲が一時使用の必要がないと判断したときまでとする。ただし、津波警報の解除が営業時間外となる場合は、甲及び丙が協議

し、決定する。

(目的外使用の禁止)

第5条 甲及び乙は、津波避難ビルを前条に定める規定及び避難訓練時以外には使用しないものとする。

(使用料)

第6条 一時使用に伴う津波避難ビルの使用料は、無料とする。

(損傷等の費用負担)

第7条 一時使用により津波避難ビル又はその設備が損傷したときは、甲は、その損傷の回復のために丙が要した費用を負担するものとする。この場合において、費用負担の額、方法等については、甲及び丙が協議し、決定する。

2 前項に規定する費用負担については、次に掲げる費用を除くものとする。

- (1) 地震又は津波により直接受けた損傷
- (2) 地域住民等の故意又は重大な過失による損傷

(一時使用に係る責任)

第8条 甲は、一時使用の期間が終了した後に、退去しない者及び置き去りにされた物があつたときは、甲、乙及び丙が協議の上、責任をもって対応するものとする。

2 丙は、一時使用させる際に、万一、玄関等のセキュリティを開錠できなかった場合の責任及び一時使用により発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

3 乙は、甲が指定した津波避難ビルを地域住民等に周知し、一時使用に当たっては、良好な秩序維持、避難及び退去の誘導等に努めるものとする。

(施設変更の報告)

第9条 丙は、津波避難ビルの増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、事前に、甲及び乙に連絡するものとする。

(津波避難ビルの周知及び表示)

第10条 甲は、津波避難ビルを指定したときは、対象施設に津波避難ビルであることを示す表示板等を設置し、広報ちゃん、町のホームページ、防災マップ等により、その旨を町民等に周知するものとする。

2 乙は、前項の規定による周知に協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から、その効力を発するものとする。

2 この協定は、甲、乙及び丙のいずれかからの解除の申出に基づき、甲、乙及び丙が協議

の上、この協定を解除する日を決定し、その決定した日に効力を失うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春

乙 北谷町字〇〇番地

〇〇区自治会長 △△ □□

丙 北谷町字〇〇□□番地

△△ □□

[津波時における一時避難施設としての使用に関する協定施設一覧]

令和2年7月現在

No.	行政区	施設名称	所在地	避難場所	収容人数	避難経路	入口
1	砂辺 (7)	シーサイドパレスⅠ	字宮城 3-212	4階廊下部分 (約 70 ㎡)	約 70 名	外階段から4階廊下へ避難	外階段
2		シーサイドパレスⅡ	字宮城 3-195	4階廊下部分 (約 75 ㎡)	約 75 名	外階段から4階廊下へ避難	外階段
3		シーサイドホテル・ザ・ビーチ	字宮城 3-134	本館の屋上部分 (約 100 ㎡)、新館の4階廊下・5階レストラン部分 (約 120 ㎡)	約 220 名	正面入口から外階段出入口を通り、外階段から4階以上へ避難	正面出入口
4		シーサイド・ザ・ビーチⅡ	字宮城 3-295	4階・5階廊下部分 (約 110 ㎡)	約 110 名	外階段から4階以上廊下へ避難	外階段
5		ウナ・カーサ	字砂辺 300-6	4階廊下部分 (約 40 ㎡)	約 40 名	外階段から4階廊下へ避難	外階段
6		コナ・ガーデン	字浜川 117-24	屋上部分 (約 150 ㎡)	約 150 名	内階段から4階以上廊下又は屋上へ避難 月～金(9時～18時)のみ避難可能	内階段出入口
7		町営砂辺団地	字宮城 2-3	4階から7階の廊下部分 (約 1,300 ㎡)	約 1,300 名	外階段から4階以上廊下へ避難	外階段
8	宮城 (12)	メゾン・ラ・メール	字宮城 1-248	屋上(5階相当)部分 (約 82.5 ㎡)	約 83 名	外階段から屋上へ避難	外階段
9		浜川小学校	字宮城 1-172	校舎屋上部分 (約 1,148 ㎡)	約 1,148 名	校舎の内・外階段から校舎屋上へ避難	内・外階段
10		マンション松山Ⅰ	字宮城 1-3	4階廊下部分 (約 48 ㎡)	約 48 名	外階段から4階廊下へ避難	外階段
11		マンション松山Ⅲ	字宮城 1-552	4階廊下部分 (約 80 ㎡)	約 80 名	外階段から4階廊下へ避難	外階段
12		メゾンみやぎ	字宮城 1-490	4階から6階の廊下部分 (約 137.3 ㎡)	約 135 名	外階段から4階以上廊下へ避難	外階段
13		マンション・コッピア	字港 6-6	4階廊下部分 (約 35 ㎡)	約 35 名	外階段から4階廊下へ避難	外階段

No.	行政区	施設名称	所在地	避難場所	収容人数	避難経路	入口
14		シャト・ラ・メール	字港 9-33	4 階・5 階廊下部分 (約 40 m ²)	約 40 名	外階段から 4 階以上廊下へ避難	外階段
15		B r e z z a R y o	字港 10-22	4 階廊下部分 (約 20 m ²)	約 20 名	外階段から 4 階廊下へ避難	外階段
16		C h a t e a u R u t i l e	字港 14-18	4 階廊下・屋上部分 (約 280 m ²)	約 280 名	外階段から 4 階以上廊下及び屋上へ避難	外階段
17		ウォーターフロントテラス	字港 12-5	4 階・5 階廊下部分 (約 38 m ²)	約 38 名	外階段から 4 階以上廊下へ避難	外階段
18		アルトゥーレ美浜	字宮城 1-1	4 階以上廊下部分 (約 2,654 m ²)	約 2,654 名	4 階以上廊下へ避難	外階段出入口
19		Hope International Academy	字宮城 1-50	屋上部分 (約 72 m ²)	約 72 名	外階段から屋上へ避難	外階段出入口
20	美浜 (15)	県営美浜高層住宅	字美浜 14-1	4 階以上共有スペース部分 (約 2,811 m ²)	約 2,811 名	4 階以上共有スペースへ避難	外階段
21		ユートピア	美浜 2-6-4	4 階廊下部分 (約 20 m ²)	約 20 名	外階段から 4 階廊下へ避難	外階段
22		コミュニティマンション	美浜 2-4-6	4 階廊下部分 (約 40 m ²)	約 40 名	外階段から 4 階廊下へ避難	外階段
23		イオン北谷店	字美浜 8-3	3 階駐車場・屋上駐車場部分 (約 11,500 m ²)	約 11,500 名	3 階駐車場及び屋上駐車場へ避難	車両スロープ (降下)
24		ベッセルホテルカンパーナ沖縄	字美浜 9-22	4 階以上廊下部分 (約 720 m ²)	約 720 名	内階段から 4 階以上廊下へ避難	正面出入口
25		ザ・ビーチタワー沖縄	字美浜 8-6	4 階以上共有スペース部分 (約 2,520 m ²)	約 2,520 名	4 階以上共有スペースへ避難	正面入口
26		知念設計ビル	美浜 1-6-8	屋上部分 (約 200 m ²)	約 200 名	外階段から屋上へ避難	外階段出入口
27		アイムホーム	字桑江 251-2	屋上部分 (約 265 m ²)	約 265 名	1 階外階段から屋上へ避難	外階段
28		コンドミニアムホテルモンパ	字美浜 8-12	4 階から 10 階の廊下部分 (約 497 m ²)	約 497 名	外階段から 4 階以上の廊下へ避難	外階段出入口
29		ココシャスモンパ	字美浜 25-1	4 階・5 階廊下部分 (約 254 m ²)	約 254 名	外階段から 4 階・5 階の廊下へ避難	外階段

No.	行政区	施設名称	所在地	避難場所	収容人数	避難経路	入口
30		Emi Full Resort	桑江 130-1	屋上部分 (約 120 m ²)	約 120 名	外階段から屋上へ避難	外階段出入口
31		富川マンション	美浜 2-2-4	4 階から 7 階の廊下部分 (約 152 m ²)	約 152 名	内・外階段から 4 階～7 階の廊下へ避難	内階段出入口、外階段出入口
32		ライオンズ美浜マリンシティ	美浜 3-2-1	4 階から 14 階の廊下部分 (約 423 m ²)	約 423 名	正面出入口から入り、建物裏の外階段から 4 階～14 階の廊下へ避難	正面出入口
33		ラ・ジェント・ホテル沖縄北谷	美浜 25-3	4 階から 5 階の廊下部分 (約 230 m ²)	約 230 名	フロント横の内階段から 4・5 階の廊下へ避難	正面出入口
34		ベアーズコート美浜サンセット	美浜 3-4-2	4 階から 10 階の廊下部分 (約 302 m ²)	約 302 名	駐車場側外階段から 4 階～10 階の廊下へ避難	外階段
35	北前 (12)	MKアパート	北谷 1-3-12	屋上部分 (約 220 m ²)	約 220 名	外階段から屋上へ避難	外階段
36		カーサブライト	北谷 1-9-5	4 階廊下部分 (約 100 m ²)	約 100 名	外階段から 4 階廊下へ避難	外階段
37		ビーチサイドⅢ	北谷 2-16-1	6 階以上共有スペース部分 (約 240 m ²)	約 240 名	外階段から 6 階以上へ避難	1 階出入口 (※)
38		ビーチサイドマンションⅠ	北谷 2-16-4	屋上部分 (約 155 m ²)	約 135 名	外階段から屋上へ避難	外階段出入口 (※)
39		ビーチサイドマンションⅡ	北谷 2-16-3	屋上部分 (約 130 m ²)	約 130 名	外階段から屋上へ避難	外階段出入口 (※)
40		ビーチサイドパートⅡアネックス	北谷 2-16-2	4 階以上共有スペース部分 (約 505 m ²)	約 505 名	外階段から 4 階以上へ避難	外階段出入口 (※)
41		ビーチフロントコンドミニアム	北前 1-22-3	屋上部分 (約 140 m ²)	約 140 名	外階段から屋上へ避難 (平時は入口施錠)	外階段
42		サンエーハンビータウン	北前 1-2-3	3 階駐車場・4 階駐車場・屋上駐車場部分 (約 4,500 m ²)	約 4,500 名	屋上駐車場へ避難 (6 時～22 時避難可)	内階段
43		サンセットビューマンション	北前 1-21-4	4 階以上廊下部分 (約 100 m ²)	約 100 名	外階段から 4 階以上廊下へ避難	外階段出入口
44		新田マンション	北前 1-12-2	4 階廊下部分 (約 50 m ²)	約 50 名	外階段から 4 階廊下へ避難	外階段

No.	行政区	施設名称	所在地	避難場所	収容人数	避難経路	入口
45		フジテラス	字北前 248-2	4 階以上廊下部分 (約 76 m ²)	約 76 名	外階段から 4 階以上廊下へ避難	外階段
46		E - J I HOUSING	北谷 2 丁目 3-2	5 階住宅ベランダ部分 (約 60 m ²)	約 60 名	内階段から 5 階の住宅ベランダ部分へ避難	内階段出入口

収容想定人数合計 33,008 人 ※ビーチサイドⅢのフロントにて開錠

資料 2－8 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書

北谷町(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社沖縄支店(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「災害用特設電話」という。)の設置、及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定書は、災害等の発生時において、甲乙協力の下、被災者、避難者、及び帰宅困難者(以下、被災者等)の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震、及び大規模災害等の発生により、沖縄県が災害救助法を適用する地域において広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により地域住民が避難している状態にある等、社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「災害用特設電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線、及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第 3 条 甲は、本協定書にもとづき、災害の発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第 4 条 甲は、災害用特設電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。

なお、乙に対する修復にかかる費用の支払いについては、原則、鋼が負担するものとする。

(災害用特設電話の設置)

第 5 条 災害用特設電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

(管理責任者の通知)

第 6 条 設置場所等の必要な情報の保管にあたっては、甲乙互いに管理責任者を任命し、その名称を別紙に定める様式をもって相互に通知することとし、管理責任者の変更等が生じた場合は速やかに相互に通知することとする。

(災害用特設電話の移転、廃止等)

第 7 条 甲は、災害用特設電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、

速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第 8 条 甲および乙は、年に 1 回以上、災害発生時に災害用特設電話が速やかに使用できるよう、接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第 9 条 甲および乙は、災害用特設電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(災害用特設電話の開設)

第 10 条 災害用特設電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(災害用特設電話の利用)

第 11 条 甲は、災害用特設電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(災害用特設電話の利用の終了)

第 12 条 災害用特設電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに災害用特設電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行う。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 8 条に規定する定期試験及び第 10 条に規定する開設を除き、災害用特設電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は災害用特設電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、災害用特設電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 14 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年6月28日

(甲) 北 谷 町 長

野国 昌春 印

(乙) 西日本電信電話株式会社
沖縄支店長

兒玉 光生 印

別紙

管理責任者(変更)通知書

平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社 沖縄支店
支 店 長 兒玉 光生 殿

北 谷 町
町 長 野国 昌春

「災害用特設電話の設置・利用に関する協定書」第 6 条に基づき管理責任者を下記のとおり通知致します。

記

避難所名称	管理責任者		連絡先電話番号等
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:

別紙

管理責任者(変更)通知書

平成 年 月 日

北 谷 町

町 長 野国 昌春 殿

西日本電信電話株式会社 沖縄支店

支 店 長 兒玉 光生

別紙

「災害用特設電話の設置・利用に関する協定書」第6条に基づき管理責任者を下記のとおり通知致します。

記

避難所名称	管理責任者		連絡先電話番号等
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:

資料 2－9 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域へ限定された立ち入りについての現地実地協定

日本国 沖縄県北谷町・嘉手納空軍基地

この現地実施協定(以下「協定」という。)は、合衆国政府及び在日米軍より正式に権限を与えられた代表者としての第 18 航空団司令官(以下「現地在日米軍代表」という。)と北谷町長(以下「申請者」という。)との間で作成された。

日本政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)の規定に従って、合衆国が一定の施設及び区域を使用することを認めている。

施設番号 FAC6037(嘉手納空軍基地)は、上記協定により使用を許可された施設の一つである。

現地在日米軍代表は、2007 年 4 月 27 日に合意された都道府県又は他の地方公共団体の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立ち入りについての合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、災害準備及び災害対応のため、嘉手納空軍基地の一部への限定された立ち入りを許可することを決定した。また現地在日米軍代表は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ 3 に規定された人員に対し、立ち入りを許可することを決定した。

協定は、第 A 部の災害準備、第 B 部の災害対応、第 C 部の一般規定による 3 部構成とする。

第 A 部 合衆国政府は、以下の条件に従うことを条件として、災害準備のための限定された立ち入りを申請者に認めることに同意する。

1. 申請者は災害準備のための限定された立ち入りが、現地在日米軍代表の全般的な監視下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府は、嘉手納空軍基地への立ち入りに関連する如何なる費用又は経費も負担しない。

1.1. 申請者が嘉手納空軍基地の一部で災害準備のための訓練を行うことを望む場合、申請者は、現地在日米軍代表に対し、立ち入りのための書面による申請を少なくとも実施の 30 日前までに送付する。

1.1.1. 申請者は、申請の時に訓練の性質、規模、時期及びその他の詳細を提示する。申請では、訓練前の準備時間、訓練期間、及び訓練終了後の嘉手納空軍基地の原状回復に要する時間を説明する。さらに、申請者が自らの費用負担により設置、使用もしくは撤去する臨時の設備を望む場合は、その詳細を申請に含める。

1.1.2. 申請者が、合衆国政府に対し、訓練への参加を希望する場合は、その希望する参加内容を申請で説明する。

1.1.3. 申請者は、合衆国政府が時を同じくして独立した訓練を実施する可能性があることを理解する。現地在日米軍代表は、申請者に合衆国政府の訓練内容を通知し、合衆国政府が申請者の訓練参加を望む場合は、その希望を申請者に説明する。訓練参加の要請は、合衆国政府が申請された訓練を承認する際に表明される。

1.2. 申請者は、訓練の実施前又は災害準備のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に現地在日米軍代表の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害準備のための行事の終了時には、すべて臨時の設備が撤去される。

1.2.1. 申請者は、嘉手納基地において恒常的な設備を造ること又は災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第 2 条 4(a)に基づく共同使用の合意の検討について申請が行われる必要がある。

1.3. 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、現地在日米軍代表が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

2. 災害準備のための限定された立入りは、合衆国政府の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に限定される。

3. 合衆国政府は、現地在日米軍代表により決定される優先的使用権を有する。

4. 保安、安全、通行、出入、及び他の管理措置は、嘉手納基地第 18 憲兵中隊との間で調整され、承認される。

5. 申請者は、すべての国、都道府県及び現地の環境、安全、交通、防火、及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。合衆国政府はその遵守について責任を負わない。申請者は、すべての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6. 上記パラグラフ 4.及び 5.の規定に従って、申請者は、嘉手納空軍基地への立入りを許可されたすべての人員の行動に対し責任を有する。

7. 申請者は、(合衆国政府を除く)、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、又はそれらの家族、日米地位協定第 14 条に基づく指定契約者、及び基本労務契約、諸機関労務協約、船員契約に基づく被雇用者に対する在日米軍施設への立入りのための申請者の申請に起因する又は付随するいかなる人身傷害若しくは財産損傷、又はその両方について責任を負う。但し、人身傷害若しくは損傷、又はその両方が合衆国政府による故意、又は理不尽な行為による場合は、

その限りではない。申請者は、このような傷害若しくは損傷、又はその両方について第三者に補償しなければならず、もし合衆国政府が第三者に傷害若しくは損害、又は両方について補償した場合は、これらの者に対する合衆国政府の補償について弁済する。上記は、地位協定第 18 条の必要条件に修正を加えるものではない。

8. 申請者が本協定に規定された立入り条件を遵守しない場合、立入りは、現地在日米軍代表により終了され得る。

9. 申請者は嘉手納基地への立入りに際して、すべての法令、指示、及び第 18 憲兵中隊により提示された他の条件を遵守するものとする。

第 B 部： 合衆国政府は、以下の条件に従うことを条件として、災害対応のための嘉手納基地への限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1. 申請者は、災害対応のための限定された立入りが、現地在日米軍代表の全般的な監督下に置かれ、また現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府は、嘉手納空軍基地への立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1. 自然又は人的要因による災害又は災害予報に対応するための立入り許可を得るため、申請者は、現地在日米軍代表に連絡を取る。

1.1.1. 限定的な災害対応とは、嘉手納基地内の一部の経路を利用することで地元住民がただちに高台に避難することを可能にするために嘉手納基地に立ち入ることをいう。

1.2. 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な安全衛生、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。

1.3. 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に現地在日米軍代表の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、臨時の設備が撤去される。

1.3.1. 申請者は、嘉手納空軍基地において恒久的な設備を造ること、又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第 2 条 4(a)に基づく共同使用の合意の検討について申請が行われる必要がある。

1.4. 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、現地在日米軍代表が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか、又は修理させる。

1.5. 災害対応のための立入期間が 30 日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正

式な申請を現地在日米軍代表に送付する。

2. 災害対応のための限定された立入りは、合衆国政府の活動を妨げないものとし、又、別添の位置図に示される区域に制限される。

3. 合衆国政府は、現地在日米軍代表により決定される優先的使用権を有する。

4. 保安、安全、交通、出入、及びその他の管理措置は、嘉手納空軍基地 第 18 憲兵中隊との間で調整され、承認される。

5. 申請者は、すべての国、都道府県、及び現地の環境、安全、交通、防火、及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。合衆国政府は、その遵守について責任を負わない。申請者は、すべての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6. パラグラフ 4 及び 5 の規定に従って、申請者は、嘉手納空軍基地への立入りを許可されたすべての人員の行動に対し、責任を有する。

7. 申請者は、(合衆国政府を除く)、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、又はそれらの家族、日米地位協定第 14 条に基づく指定契約者、及び基本労務契約、諸機関労務協約、船員契約に基づく被雇用者に対する在日米軍施設への立入りのための申請者の申請に起因する又は付随するいかなる人身傷害若しくは財産損傷、又はその両方について責任を負う。但し、人身傷害若しくは損傷、又はその両方が合衆国政府による故意、又は理不尽な行為による場合は、その限りではない。申請者は、このような傷害若しくは損傷、又はその両方について第三者に補償しなければならず、もし合衆国政府が第三者に傷害若しくは損害、又は両方について補償した場合は、これらの者に対する合衆国政府の補償について弁済する。上記は、地位協定第 18 条の必要条件に修正を加えるものではない。

8. もし申請者が合衆国政府の援助の提供を望むならば、申請者は、現地在日米軍代表に対してその旨要請しなくてはならない。要請を受けた合衆国政府は、援助の可否及び方法について調整する。

9. 申請者は嘉手納基地への立入りに際して、すべての法令、指示、及び第 18 憲兵中隊により提示された他の条件を遵守するものとする。

10. 申請者が本協定に規定された立入り条件を遵守しない場合、立入りは、現地在日米軍代表により終了され得る。

第 C 部. 合衆国政府及び申請者は、以下の条件について理解の上、合意する。

1. 現地在日米軍代表は、嘉手納基地第一ゲート付近の北谷町沿岸部において、津波に対してよりリスクの低い区域に避難するという目的のために、嘉手納基地を通過する追加的な経路を確保することが、嘉手納基地外の公共施設を使用するより著しく効果的であるという申請者の決定を理解する。
2. 災害に関連するその他の危険について、申請者は、嘉手納空軍基地への立入りを申請する前に、嘉手納基地への立入り以外に選択肢がないこと、又は嘉手納基地に立入ることが基地外の公共施設を利用するよりも著しく効果的であることを決定する。
3. 各当事者は、本協定のいかなる規定も、災害発生時に現地在日米軍代表が、人命を救助するために、たとえ合衆国政府内の調整がまだ行われていなくとも迅速な措置を取ることを妨げないことを理解する。
4. 本協定の当事者は、本協定に基づく活動を指定された代理人、又は機関に委任することができる。
5. 問題が発生した場合、当事者は可能な限り低いレベルで問題を解決するよう友好的に努力する。
6. 各当事者は少なくとも 3 年ごとに本協定の内容の見直しを行う。
7. 本協定は、いつでも当事者のいずれからも改定の申し入れを行うことができる。改定は書面でされなければならない。改定は署名の日をもって効力を生ずる。
8. 本協定は、署名の日をもって効力を生ずる。
9. 本協定は、2018 年 3 月 31 日をもって終了する。
10. 本協定は、現地在日米軍代表の裁量により更新することができる。
11. 当事者は、いつでも本協定を終了することができる。本協定は、当事者のいずれか一方が 180 日以上前に解約を通知することによって終了することができる。協定の終了は書面でされなければならない。

12. この協定は英語及び日本語により作成し、そのいずれも等しく正本である。

添付書類：災害準備のための限定的区域の位置図

申請者

米国政府のために

野国 昌春
日本国 沖縄県 北谷町長

ジェームス B. ヘッカー
在沖米国空軍 准将
第 18 航空団司令官及び
現地在日米軍代表

署名日： 2014 年 4 月 3 日

署名日： 2014 年 4 月 3 日



資料 2－10 災害時における緊急放送に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と株式会社クレスト（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急放送に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北谷町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、本町域にコミュニティーFM局を通じて緊急放送を発信することにより、迅速に災害及び防災に関する情報を周知し、被害の拡大防止及び軽減を図り、もって町民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害をいう。
- （2） 緊急放送 前条の目的を達成するため、他の放送に優先して災害及び防災に関する情報を放送することをいう。

（緊急放送の実施）

第3条 甲は、緊急放送が必要と判断した時は、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、甲と乙とで締結した放送請負契約書に定めるもののほか、次に掲げる方法等により行うものとする。

- （1） 甲の要請により、乙の放送従事者が緊急放送を行う方法（以下「緊急要請放送」という。）
 - （2） 甲が、甲の防災行政無線システムを、乙の放送システムに割り込んで行う方法（以下「緊急割込放送」という。）
- 2 前項第1号の緊急要請放送を実施するときは、甲はその放送内容等について災害時緊急放送要請書（第1号様式）をもってファクシミリ等で乙に要請するものとする。ただし、ファクシミリ等が使用できないときは、電話等により要請することができるものとする。
- 3 第1項第2号の緊急割込放送を実施するときは、甲はあらかじめその旨を災害時緊急割込放送報告書（第2号様式）をもって、乙に通知するものとする。ただし、急を要しあらかじめ通知するいとまがないときは、緊急割込放送実施後、速やかに報告するものとする。
- 4 乙は、災害が発生し、甲に事前調整又は確認が取れないと判断した場合は、自主的に緊急放送（以下「自主的緊急放送」という。）を行うものとする。
- 5 乙は、前項の自主的緊急放送を行った場合は、速やかに災害時緊急放送等報告書（第3号様式）をもって、その内容等を甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、緊急放送を円滑に実施するため、連絡責任者及び緊急時連絡網を定め、緊急時において速やかに必要な情報を相互に連絡できるようにする。

(費用負担等)

第6条 緊急放送に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、当該放送が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼者との間の交渉により、その解決を図るものとする。ただし、当該放送でスポット CM 等が放送できなかった場合は、甲と乙及び当該スポット CM 依頼者との協議するものとする。

3 第3条第1項第2号の緊急割込放送に係る装置、設備等及びその接続にかかる経費については、甲が負担する。

4 乙は、前項の装置、設備等と乙の運営する放送局設備等との機器接続について、乙に著しい負担がある場合を除き同意するものとする。

(防災訓練への協力)

第7条 乙は、甲の実施する防災訓練に協力するものとし、甲の要請に応じ総合防災訓練等に参加協力するものとする。

2 前項の訓練に際し、乙の実施負担が生ずる場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、この協定は期間満了の日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有する。

平成26年6月1日

甲 住所 北谷町字桑江226番地
氏名 北谷町長 野国 昌春

乙 住所 嘉手納町字嘉手納56番地1
氏名 代表取締役 池原 稔

第 1 号様式

災 害 時 緊 急 放 送 要 請 書

[illegible]

第 2 号様式

災害時緊急割込放送報告書

[illegible]

第 3 号様式

災 害 時 緊 急 放 送 等 報 告 書

[illegible]

資料2-1-1 災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長 河合 正保（以下「甲」という。）と、北谷町長 野国 昌春（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、北谷町の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）北谷町で重大な被害が発生又は重大な被害が発生するおそれがある場合
- （2）北谷町災害対策本部が設置された場合
- （3）その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関すること
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関すること
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第5条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。

(2) 第6条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(平素の協力)

第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成27年2月3日

甲 内閣府沖縄総合事務局長 河合 正保

乙 北谷町長 野国 昌春

資料２－１２ 災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書

北谷町長 野国 昌春（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会ＬＰガス部会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、ＬＰガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した町民等に対して行うＬＰガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、「ＬＰガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所、病院等に、ＬＰガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「ＬＰガス設備等」という。）を運搬、配置及び点検してＬＰガスを供給することをいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害時において避難場所等へのＬＰガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、ＬＰガス供給について協力を要請することができる。

２ 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙１）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、ＦＡＸで要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

３ 要請の経路は、（別表１）のとおりとする。

（協力事項の発動）

第４条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が北谷町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力実施及び協力体制の整備）

第５条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なＬＰガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

２ 甲はＬＰガスを必要とする施設の中で、病院など災害時にＬＰガス供給の緊急度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。

３ 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等におけるＬＰガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

（ＬＰガス等設備の運搬、設置及び点検）

第６条 ＬＰガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にL Pガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書(別紙2)により甲へ報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、L Pガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるL Pガス供給に要する費用の負担区分は、原則として(別表2)のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

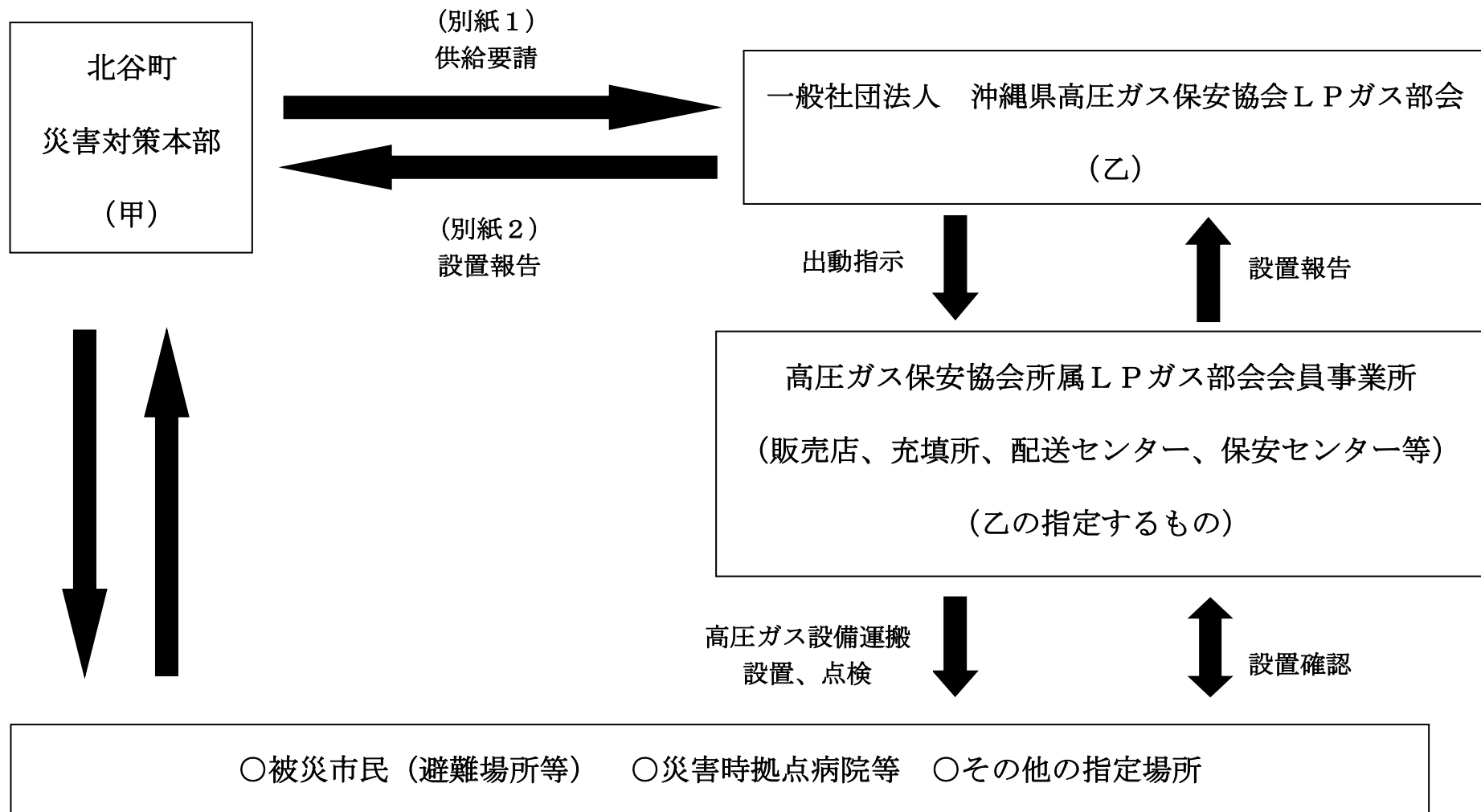
上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月12日

甲 北谷町字桑江226番地
北谷町
北谷町長 野国 昌春

乙 那覇市字小禄1831番地沖縄産業支援センター
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会L Pガス部会
部会長 渡口 彦則

【別表1】供給要請の経路



資料 2－1 3 沖縄県水道災害相互応援協定

沖縄県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、災害を受けた水道施設を有する水道事業者独自の努力では十分な応急措置ができない場合において、被災水道事業者の要請により県下水道事業者の相互間の応援を円滑に遂行するため締結する。

(災害の種類)

第 2 条 この協定における災害とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める被害および渇水、重大な水道水質被害等によるものをいう。

(要請の手続き)

第 3 条 応援を受けようとする被災水道事業者(以下「要請事業者」という。)は、別に定める事項を明らかにして応援を要請したい水道事業者要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 応援を行おうとする水道事業者(以下「応援事業者」という。)は、特に緊急を要し、要請事業者が前項に定める要請ができないと判断される場合は、別に定める圏域幹事水道事業者と連絡調整のうえ、前項の要請を待たないで応援給水等を行うことができる。この場合には、前項の応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第 4 条 応援に要した費用は、原則として要請事業者が負担するものとする。

2 要請事業者が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ要請事業者から要請があった場合には、応援事業者が当該経費を一時立替支弁する。

3 前項の定めによりがたい場合は、関係水道事業者が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 5 条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(調達物資等の調査)

第 6 条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資等の融通を図るため、災害時に調達できる援助物資等について常に把握しておくものとする。

(情報の交換)

第 7 条 水道事業者は、この協定に基づいて応援体制が円滑に行われるよう、年 1 回会議を持ち、情報を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合には、第7条に定める会議において協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を47通作成し、各水道事業者が記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成15年3月27日

付 則

1 この協定は、平成15年4月1日より施行する。

国頭村長 上 原 康 作



大宜味村長 島 袋 義 久



東村長 宮 城 茂



本部町水道事業管理者
本部町長 仲 榮 眞 盛



今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 仲 里 吉 徳



名護市水道事業管理者
名護市長 岸 本 建 男



伊江村長 島 袋 清 徳



宜野座村水道事業管理者

宜野座村長 浦 崎 康 克



恩納村長 志 喜 屋 文 康



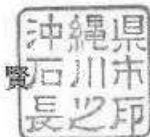
金武町水道事業管理者

金武町長 儀 武 剛



石川市水道事業管理者

石川市長 平 川 崇 寛



具志川市水道事業管理者

水道局長 森 山 朝 博



与那城町長 具 志 堅 順 助



勝連町長 藏 當 真 徳



読谷村水道事業管理者

読谷村長 安田 慶



嘉手納町長 宮城 篤



沖縄市水道事業管理者

水道局長 富里 隆



中城村長 新垣 清



北中城村水道事業管理者

北中城村長 喜屋 武



宜野湾市水道事業管理者

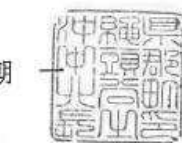
水道局長 喜瀬 昭夫



西原町長 翁 長正



北谷町長 辺 土名朝



浦添市水道事業管理者

水道局長 積 洋



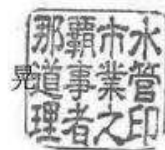
沖縄県公営企業管理者

企業局長 與 那 嶺 恒 雄



那覇市水道事業管理者

水道局長 高 嶺



南部水道企業団

企業長 城 間 正



豊見城市水道事業管理者

豊見城市長 金 城 豊 明



糸満市水道事業管理者

水道局長 仲 門 用 孝



佐敷町水道事業管理者

佐敷町長 津 波 元 徳



知念村簡易水道事業

知念村長 古 謝 景 春



与那原町水道事業管理者

与那原町長 新 垣 信 一



玉城村水道事業管理者

玉城村長 大 城



久米島町水道事業管理者

久米島町長 高 里 久 三



渡嘉敷村長 小 嶺 安 雄



座間味村長 仲 村 三 雄



粟国村長 新 里 政 雄



渡名喜村長 比 嘉 健 蔵



南大東村長 照 屋 林 明



北大東村長 宮 城 光



伊平屋村長 西 銘 真 助



伊是名村長 前 田 政 義



多良間村長 兼 濱 朝 徳



伊良部町長 浜 川 健



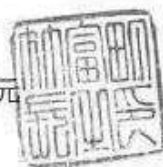
宮古島上水道企業団

企業長 渡 真 利 光 俊



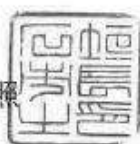
竹富町長 那 根

元



石垣市水道事業管理者

石垣市長 大 濱 長 照



与那国町長 尾 辻 吉 義



資料2-14 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

沖縄県(以下「甲1」という。)、那覇市上下水道局(以下「甲2」という。)、宜野湾市(以下「甲3」という。)、石垣市(以下「甲4」という。)、浦添市(以下「甲5」という。)、名護市(以下「甲6」という。)、糸満市(以下「甲7」という。)、沖縄市(以下「甲8」という。)、豊見城市(以下「甲9」という。)、うるま市(以下「甲10」という。)、宮古島市(以下「甲11」という。)、南城市(以下「甲12」という。)、大宜味村(以下「甲13」という。)、本部町(以下「甲14」という。)、読谷村(以下「甲15」という。)、嘉手納町(以下「甲16」という。)、北谷町(以下「甲17」という。)、北中城村(以下「甲18」という。)、中城村(以下「甲19」という。)、西原町(以下「甲20」という。)、与那原町(以下「甲21」という。)、南風原町(以下「甲22」という。)、渡嘉敷村(以下「甲23」という。)、座間味村(以下「甲24」という。)、久米島町(以下「甲25」という。)、八重瀬町(以下「甲26」という。))及び竹富町(以下「甲27」という。)(以下、甲1から甲27を総称して、「甲」という。))と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。))とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きよ、マンホール等(以下「下水道管路施設」という。))が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、地震・津波・風水害等の自然災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

(2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第9条に規定する甲の事務局が甲1から甲27までの支援の要請をとりまとめた上で、次項に定める手続きにより、第9条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲1から甲27までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(個人情報等の保護)

第4条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに第9条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を、第9条に規定する甲の事務局に報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前二項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第9条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部沖縄県部会とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書 28 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 29 日

甲 1 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事

翁 長 雄 志



甲 2 沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長

翁 長



甲 3 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号

宜野湾市長

佐 喜 眞



甲 4 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

石垣市長

中 山 義 隆



甲5 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長

松本 哲治



甲6 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市長

稲嶺 進



甲7 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長

上原 昭



甲8 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長

桑江 朝千夫



甲9 沖縄県豊見城市字翁長854番地1

豊見城市長

宜保 晴毅



甲10 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長

島袋 俊夫



甲11 沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市長

下地 敏彦



甲12 沖縄県南城市玉城字富里143番地

南城市長

古謝 景春



甲 13 沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長

宮 城 功 光



甲 14 沖縄県本部町字東 5 番地

本部町長

高 良 文 雄



甲 15 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長

石 嶺 博 寛



甲 16 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長

當 山 宏



甲 17 沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長

野 国 昌 泰



甲 18 沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2

北中城村長

新 垣 邦 男



甲 19 沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長

浜 田 京 介



甲 20 沖縄県西原町字与那城 140 番地の 1

西原町長

上 間 明



甲 21 沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長

古 堅 國 雄



甲 22 沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長

城 間 俊 安



甲 23 沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長

松 本 好 勝



甲 24 沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長

宮 里 哲



甲 25 沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長

大 田 治 雄



甲 26 沖縄県八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町長

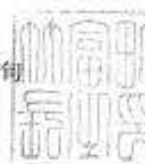
比屋根 方 次



甲 27 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長

西大外 高 伸



乙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長

長谷川 健 司



資料2-15 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、八重瀬町及び竹富町(以下「下水道管理者」という。)の管理する下水道施設が災害により被災した場合における相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、沖縄県内の下水道施設を管理する市町村等で地震・津波・風水害等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合において、当該市町村等のみでは応急措置等ができないときに、相互支援が円滑に遂行されるよう基本的な事項を定め、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象とする施設は、下水道管理者の所管する下水道終末処理場、ホンプ場及び下水道管路施設(管きよ、マンホール、ポンプ等の付属施設)とする。

2 その他下水道類似施設等、前項により難しい場合はその都度協議するものとする。

(相互支援の内容)

第3条 下水道管理者が行う相互支援とは、次のとおりとする。

- (1) 緊急点検、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査、二次調査及び応急復旧
- (2) (1)に伴う資料及び災害査定資料作成
- (3) 資機材等物品の提供
- (4) 汚泥の処理及び処分等
- (5) その他協議により定めるもの

(支援の要請)

第4条 前条に規定する支援を要請する場合は、第8条の事務局に支援の要請を行うものとする。

(支援の実施)

第5条 支援の実施は、第8条の事務局が支援要請をとりまとめのうえ、支援可能な下水道管理者に依頼して行われるものとする。

(広域被災)

第6条 広域での被災等により、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(費用の負担)

第7条 支援に要した費用(職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、支援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等)は、原則として支援を受けた下水道管理者が負担するものとする。

(事務局)

第8条 この相互支援の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに下水道管理者のいずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、下水道管理者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書27通を作成し、下水道管理者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月29日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁 長 雄 志



沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長



沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市長 佐喜眞 淳



沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山 義隆



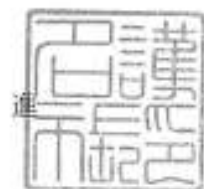
沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長 松本 哲治



沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市長 稲嶺 進



沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長 上原 昭



沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑江 朝千夫



沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1

豊見城市長

宜保晴毅



沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長

島袋俊夫



沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市長

下地敏彦



沖縄県南城市玉城字富里 143 番地

南城市長

古謝景春



沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長

宮城功光



沖縄県本部町字東 5 番地

本部町長

高良文雄



沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長

石嶺傳寛



沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長

當 山

安



沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長

野 国 昌 登



沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の2

北中城村長

新 垣 邦 男



沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長

浜 田 京 介



沖縄県西原町字与那城 140 番地の1

西原町長

上 間

明



沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長

古 堅 國 雄



沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長

城 間 俊 安



沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長

松 本 好 勝



沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長

宮 里 哲



沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長

大 田 治 雄



沖縄県八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町長

比屋根 方 次



沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長

西大舩 高 旬



資料 2－1 6 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りに関するの現地実施協定

この現地実施協定（以下「協定」という。）は、正式に合衆国政府の権限を与えられた代表者としての米海兵隊太平洋基地司令官及び宜野湾市長並びに北谷町長（以下「申請者」という。）との間で作成され、署名の日に効力を発する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）の規定に従って、在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が一定の施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）を使用することを認めている。

米海兵隊太平洋基地司令官は、2007 年 4 月 27 日に合意された都道府県又は他の地方公共団体の当局による災害準備と災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りに関するの合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、この協定の署名の日から 2022 年 9 月 1 日まで、災害準備及び災害対応のため、下記に掲げられた施設及び区域の一部への限定的な立入りを許可することを決定した。また、米海兵隊太平洋基地司令官は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ 3 に規定された人員に対し、立入りを許可することを決定した。本協定の更新は、米海兵隊太平洋基地司令官の裁量による。

施設及び区域番号

施設及び区域名

FAC6044

キャンプ瑞慶覧(フォスター)

第 A 部 在日米軍は、次の条件に従って、災害準備のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害準備のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・フォスター司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 災害準備のための訓練を行うため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官に対し、立入りのための公式の申請を少なくとも実施の 30 日間前までに送付する。

1.2 申請者は、災害準備のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害準備のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第 2 条 4 (a) に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.3 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

2 災害準備のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先的使用権を有する。

4 保安、安全、通行、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 上記パラグラフ 4. 及び 5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・フォスターの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

第B部 在日米軍は、以下の条件に従って、災害対応のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

1 申請者は、災害対応のための限定された立入りが、米海兵隊太平洋基地司令官及びキャンプ・フォスター司令官の全般的な監督の下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立ち入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。

1.1 自然災害に対応するための立入許可を得るため、申請者は米海兵隊太平洋基地司令官又はキャンプ・フォスター司令官に連絡を取る。

1.2 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な健康及び安全、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。

1.3 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に米海兵隊太平洋基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、全ての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、日米地位協定第2条4(a)に基づく共同使用の合意を実行する必要がある。

1.4 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。

1.5 災害対応の立入期間が30日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正式の申請を米海兵隊太平洋基地司令官に送付する。

2 災害対応のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。

3 在日米軍は、米海兵隊太平洋基地司令官によって決定された優先使用权を有する。

4 保安、安全、交通、出入、及びその他の管理措置は、米海兵隊太平洋基地司令部憲兵隊との間で調整され、承認される。

5 申請者は、国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、全ての現地の在日米軍の規則を遵守する。

6 パラグラフ4.及び5.の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可された人員の行動に対し責任を有する。

7 申請者は、申請者の行動に起因し、又は付随して生じる人又は財産に対するいかなる傷害又は損害に対しても責任を負うものとし、合衆国政府はこのような傷害又は損害に責任を

負わない。申請者は、このような傷害又は損害について、合衆国政府又は第三者に補償しなければならない。ただし、重大な過失等の不法行為及び犯罪行為によって生じた傷害又は損害については、当該傷害又は損害を与えた当事者がその責務を負う。なお、その場合においては、傷害又は損害を与えた者に対する請求権について、申請者と米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された者とが協議し定めるものとする。このことは日米地位協定第 18 条の関連条項に影響を及ぼすものではなく、またそのように解釈してはならない。

8 申請者は、キャンプ・フォスターの立入りに関して、権限ある軍事当局によって発布された全ての適法な命令、指示及びその他の要請事項を遵守する。

9 申請者（及び日本国政府）がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、米海兵隊太平洋基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

本文書は、法的拘束力を有する国際約束を構成しない。

別添：限定された立入り区域の位置図

申請者



(署名)

宜野湾市長

佐喜眞 淳

2017年9月1日

合衆国政府のために



(署名)

米海兵隊准将

米海兵隊太平洋基地司令官

ポール・J・ロック

年 月 日 01SEP17

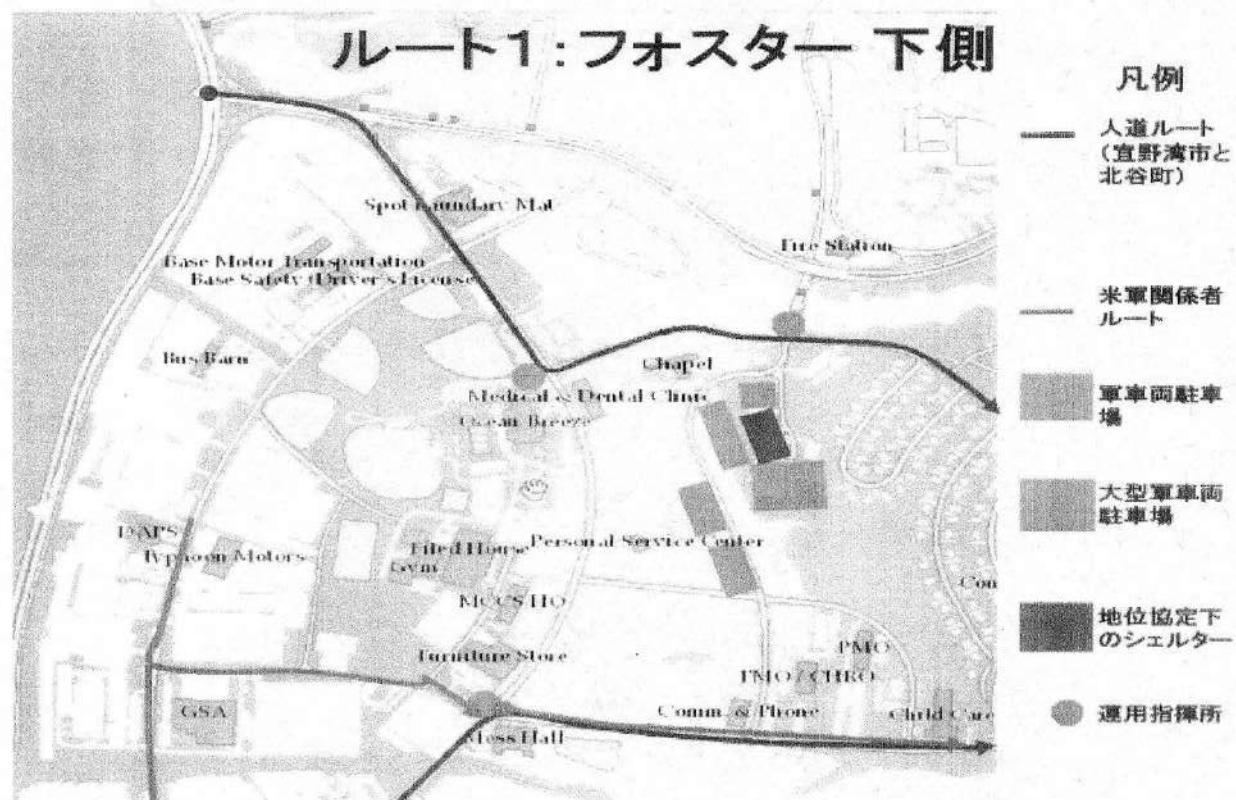
(署名)



北谷町長

野国 昌春

2017年9月1日





資料 2－17 北谷町・北中城村・宜野湾市・中城村・西原町 災害時相互応援協定書

北谷町・北中城村・宜野湾市・中城村・西原町

災害時相互応援協定書

北谷町と北中城村と宜野湾市と中城村と西原町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの自治体域において災害が発生し、災害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）が十分な応急対策が実施できない場合に、当該被災自治体の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定自治体が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第1条 協定自治体はあらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び場所の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書の後日、速やかに協定自治体に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種、人数等
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容人数等
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極

力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災自治体との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。
- 3 前項の応援については、被災自治体から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災自治体の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した協定自治体の負担とする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、特異な事案が生じた場合は、被災自治体と協定自治体が協議して別に定めるものとする。

- 2 被災自治体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した協定自治体が一時的繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、協定自治体が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和2年3月31日とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、協定自治体のいずれか一方より別段の申し出がない場合は、この協定は同一条件で更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため本書5通を作成し、協定自治体は記名押印して、各1通を保有する。

令和元年8月29日

北 谷 町 長 野国 昌春

北 中 城 村 長 新垣 邦男

宜 野 湾 市 長 松川 正則

中 城 村 長 浜田 京介

西 原 町 長 上間 明

資料2－18 災害対策に関する覚書

災害対策に関する覚書

北谷町役場(以下「甲」という)とアサヒオリオン飲料株式会社(以下「乙」という)は、甲乙間に締結した2021年5月13日付「1動販売機設置契約書」(以下「原契約」という)に基づき設置した乙自販機の鍵の取扱い及び飲料強制排出機能に関して、次の通り合意し、
で、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

1. 甲は、大規模災害等の人命にかかわる非常時において、乙自販機内の乙商品を飲用に供することを目的に乙より借り受ける以下に定める自販機の鍵を用いて当該自販機の飲料強制排出機能を用いることができる。

鍵No: 629166

貸出し鍵本数: 1本

2. 甲は、乙より借り受ける乙自販機の鍵につき善管注意義務を負うものとし、当該自販機の飲料強制排出機能を前項の目的以外で使用しないものとする。

3. 甲は、乙の事前承認を得たうえで乙自販機の鍵及び飲料強制排出機能を使用するものとする。但し、乙への連絡が不可能な場合、又は緊急を要する場合は、事後承認を得ることを条件に乙自販機の鍵及び飲料強制排出機能を使用できるものとする。

4. 前第1項記載の目的による乙商品の使用についてのみ無償提供とする。

5. 自販機の鍵を紛失した場合、又は当該鍵の使用及び飲料強制排出機能の使用により自販機を毀損した場合、並びに甲の責に帰すべき事由による自販機内商品、売上金の盗難又は紛失した場合、甲は直ちに乙に連絡するとともに、乙の被った損害を賠償する。

6. 乙は、甲が本覚書に違反した場合、何らの通知催告を要せずして、直ちに本覚書を解除することができるほか、自らが被った損害を求めることができる。

7. 原契約が終了した場合、甲は乙に対し、直ちに乙自販機の鍵を返却するものとする。

以上

2021年5月31日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地
北谷町長 野国 昌春

乙 沖縄県浦添市港川二丁目1番1号
アサヒオリオン飲料株式会社
代表取締役社長 石原 哲也

資料 2－1 9 大規模災害発生時における生活物資等の供給に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と株式会社ドラッグイレブン（以下「乙」という。）は、次のとおり大規模災害発生時における生活物資及び医薬品等（以下「生活物資等」という。）の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、甲が乙から生活物資等の供給を受けることにより、迅速かつ円滑に被災者に対して生活物資等を供給することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、土砂災害、地震、津波、その他災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める異常な現象をいう。

（協力内容）

第3条 乙は、北谷町内に大規模な災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の対象店舗を通じて甲に対し、乙の業務に支障を来たさない範囲で生活物資等を供給するものとする。

店 舗 名	住 所
ドラッグイレブン北谷店	沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭545－1
ドラッグイレブン桑江店	沖縄県中頭郡北谷町字伊平328番地
ドラッグイレブン美浜店	沖縄県中頭郡北谷町美浜1丁目3－7

2 生活物資等の引渡しは、対象店舗で行うものとする。

（要請方法）

第4条 前項の規定による要請は、様式第1号の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（生活物資等の価格）

第5条 乙が甲に供給する生活物資等の価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、生活物資等の引渡しが完了したときは、請求書によりその費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（改正又は廃止）

第7条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その1か月前まで

に相手側に通告しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年5月15日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから解約の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和3年10月12日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春 印

乙 福岡県大野城市川久保1丁目2番1号
株式会社ドラッグイレブン

代表取締役社長 畑井 慎司 印

様式第1号（第4条関係）

	年	月	日
様			
北谷町長			
1 災害の状況及び応援を要請する事由			
2 応援を必要とする生活物資等、数量			
3 生活物資等の受け渡し場所			
4 その他			

資料 2－20 大規模災害発生時における生活物資等の供給に関する協定書

北谷町（以下「甲」という。）と有限会社タイヘイ薬品（以下「乙」という。）は、次のとおり大規模災害発生時における生活物資及び医薬品等（以下「生活物資等」という。）の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、甲が乙から生活物資等の供給を受けることにより、迅速かつ円滑に被災者に対して生活物資等を供給することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、土砂災害、地震、津波、その他災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める異常な現象をいう。

（協力内容）

第3条 乙は、北谷町内に大規模な災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の対象店舗を通じて甲に対し、乙の業務に支障を来たさない範囲で生活物資等を供給するものとする。

2 生活物資等の引渡しは、対象店舗で行うものとする。

（要請方法）

第4条 前項の規定による要請は、様式第1号の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（生活物資等の価格）

第5条 乙が甲に供給する生活物資等の価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、生活物資等の引渡しが完了したときは、請求書によりその費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（改正又は廃止）

第7条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その1か月前までに相手側に通告しなければならない。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから解約の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和3年10月12日

甲 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町長 野国 昌春 印

乙 沖縄県中頭郡北谷町字桑江618番地15
有限会社タイヘイ薬品 北谷店

店長 玉那覇 敦 印

様式第1号（第4条関係）

	年	月	日
様			
北谷町長			
1 災害の状況及び応援を要請する事由			
2 応援を必要とする生活物資等、数量			
3 生活物資等の受け渡し場所			
4 その他			

資料 2－2 1 災害に係る情報発信等に関する協定

北谷町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、北谷町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、北谷町が北谷町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ北谷町の行政機能の低下を軽減させるため、北谷町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、北谷町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、北谷町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、北谷町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 北谷町が、北谷町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 北谷町が、北谷町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 北谷町が、災害発生時の北谷町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 北谷町が、北谷町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 北谷町が、北谷町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 北谷町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、北谷町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく北谷町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、北谷町から提供を受ける情報について、北谷町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、北谷町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、北谷町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、北谷町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年11月29日

北谷町：沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地
北谷町長 野 国 昌 春

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

3 町の状況

資料3-1 町の災害履歴

令和3年9月1日現在

年月日	災害名	人的被害	住家被害	その他被害	被害金額 (千円)
H17. 6. 14	大雨		一部破損1棟 床下浸水3棟	崖くずれ4箇所 ブロック塀等2箇所	
H18. 6. 10	長雨土砂災害			道路1箇所	公共土木施設 361
H19. 7. 12	平成19年台風 第4号	重傷1人	半壊1棟		
H19. 8. 11	大雨			崖くずれ3箇所	
H19. 12. 21	大雨			道路1箇所	
H21. 6. 14	大雨・洪水		一部破損2棟	崖くずれ3箇所	
H27. 7. 8	平成27年台風 第9号	軽傷1人			
H27. 7. 20	大雨・洪水		床上浸水1棟 床下浸水5棟		
H29. 10. 27	平成29年台風 第22号		一部破損1棟		
H30. 7. 1	平成30年台風 第7号	軽傷1人			
H30. 9. 28	平成30年台風 第24号	軽傷3人			
R1. 6. 26	大雨			崖くずれ1箇所	
R1. 9. 20	令和元年台風 第17号				その他の公共施設 2,200
R1. 11. 22	大雨・洪水		床上浸水5棟 床下浸水13棟		
R3. 7. 20	令和3年台風第 6号	重傷1人			

資料3-2 町の文化財一覧表

[北谷町の遺跡]

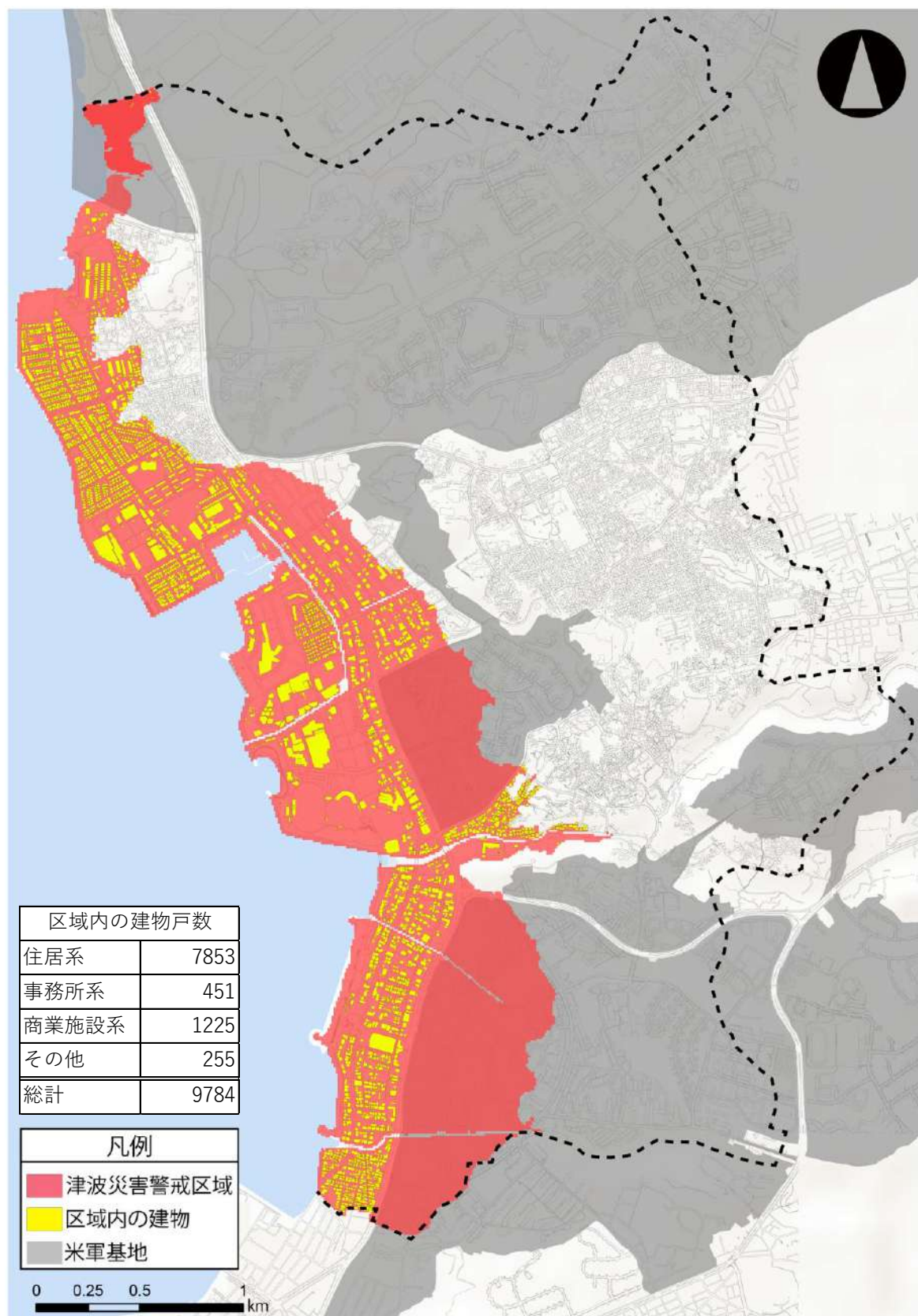
番号	名 称
1	砂辺サーク原貝塚
2	砂辺サーク原遺跡
3	砂辺貝塚
4	砂辺ウガン遺跡
5	カーシーノボントン遺物散布地
6	クマヤー洞穴遺跡
7	浜川千原岩山遺物散布地
8	浜川ウガン遺跡
9	上・下勢頭区古墓群
10～14	10 伊礼原遺跡 11 伊礼原A遺跡 12 伊礼原B遺跡 13 伊礼原D遺跡 14 伊礼原E遺跡
15	桑江ノ殿遺物散布地
16	桑江遺物散布地
17	鹿化石出土地
18	前原古島A遺跡
19	前原古島B遺跡
20	伊地差久原古墓
21	前原古墓群
22	桃原洞穴遺跡
23	インディアン・オーク号の座礁地
24	池グスク
25	白比川河口遺物散布地
26	北谷城遺跡群
27	北谷城
28	北谷城第7遺跡
29	北谷番所址
30	吉原東角双原遺物散布地
31	山川原古墓群
32	玉代勢原遺跡
33	長老山遺物散布地
34	大道原A遺跡
35	大道原B遺跡
36	新城下原遺跡
37	跡兼久原遺跡
38	塩川原遺跡
39	稲干原遺跡
40	伊波川原遺跡
41	伊礼伊森原遺跡
42	東表原遺跡
43	安仁屋原遺跡
44	千原遺跡
45	平安山原A遺跡
46	平安山原B遺跡
47	平安山原C遺跡
48	小堀原遺跡
49	大作原古墓群
50	野嵩原遺跡

[町内各区その他の文化財]

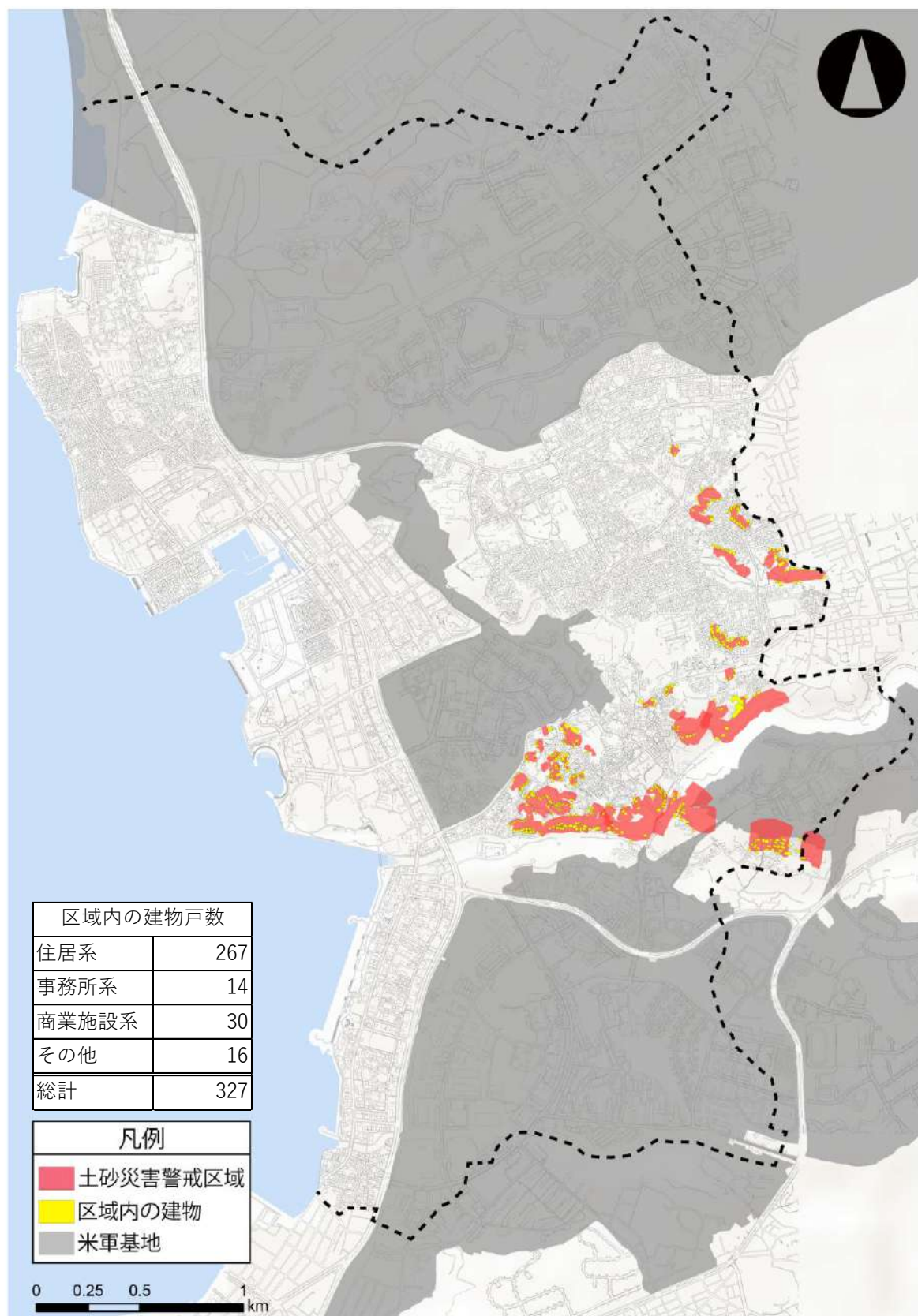
地区名	名 称	備 考
上勢区	上勢頭集落のカーの合祀所 ウキンジューガー 下勢頭集落拝所及びカーへのお通し場	現在、祭祀なし
砂辺区	伊平屋ウトゥーシ 砂辺ンマウィー 地頭火ヌ神 インガー カーバタガー ウブガー（ホーヤーガー） ティラガマ トゥーティークー ウフシー ウガン ヌール墓 ヌール火ヌ神 御神屋（ウカミヤー） ニガン シーシヤー（獅子屋） ヌールガー（タキガー） 東門毛（アガリジョーモー） 砂辺ヌ前屋取の合祀所 浜川ウガン アーマンチュー 喜友名小屋取の合祀所 孔連廟 平安山合祀所の合祀所	
宮城区	殿（トゥン） 竜宮神 御神屋 浜川集落のカーの合祀所	
米軍嘉手納飛行場内	シーグラー ニシガー シードゥヌシー フェーヌカー カーシヌシー ウカマジ グシクンニー ウガンヌシー（平安山ウガン）	
桑江区	桑江山田原の印部石 ミヤマシ原之殿	
栄口区	平安山ノ口殿内	
謝苅区	トーバルガー 樹昌院 謝苅マーチューのビジュル アガリヌカー	
北玉区	村神屋（ムラカミヤー）	

地区名	名 称	備 考
クランモー(蔵森)周辺(宮城区)	けらまじー拝所 伊礼集落のカーの合祀所 伊礼の殿 字火ヌ神と土帝君 字伊禮祖霊の墓 シーシヤー(獅子小屋)	
字地原区	ホースガー 竜宮 ビジュール	
桑江内	緒大明神 旧字桑江御願所	
北前区	塩川(スーガー) マタジ 北谷ノロ殿内 アラファヌシー	
北谷グスク内 (米軍キャンプ瑞慶覧)	東り御嶽 殿(トゥン) 西御嶽・十三香爐 グスク火ヌ神	
米軍キャンプ瑞慶覧内	伝道集落の合祀所 長老山 玉代勢集落の合祀所 字北谷カーの合祀所 前城島・御風水神 ヨシノ嶽	

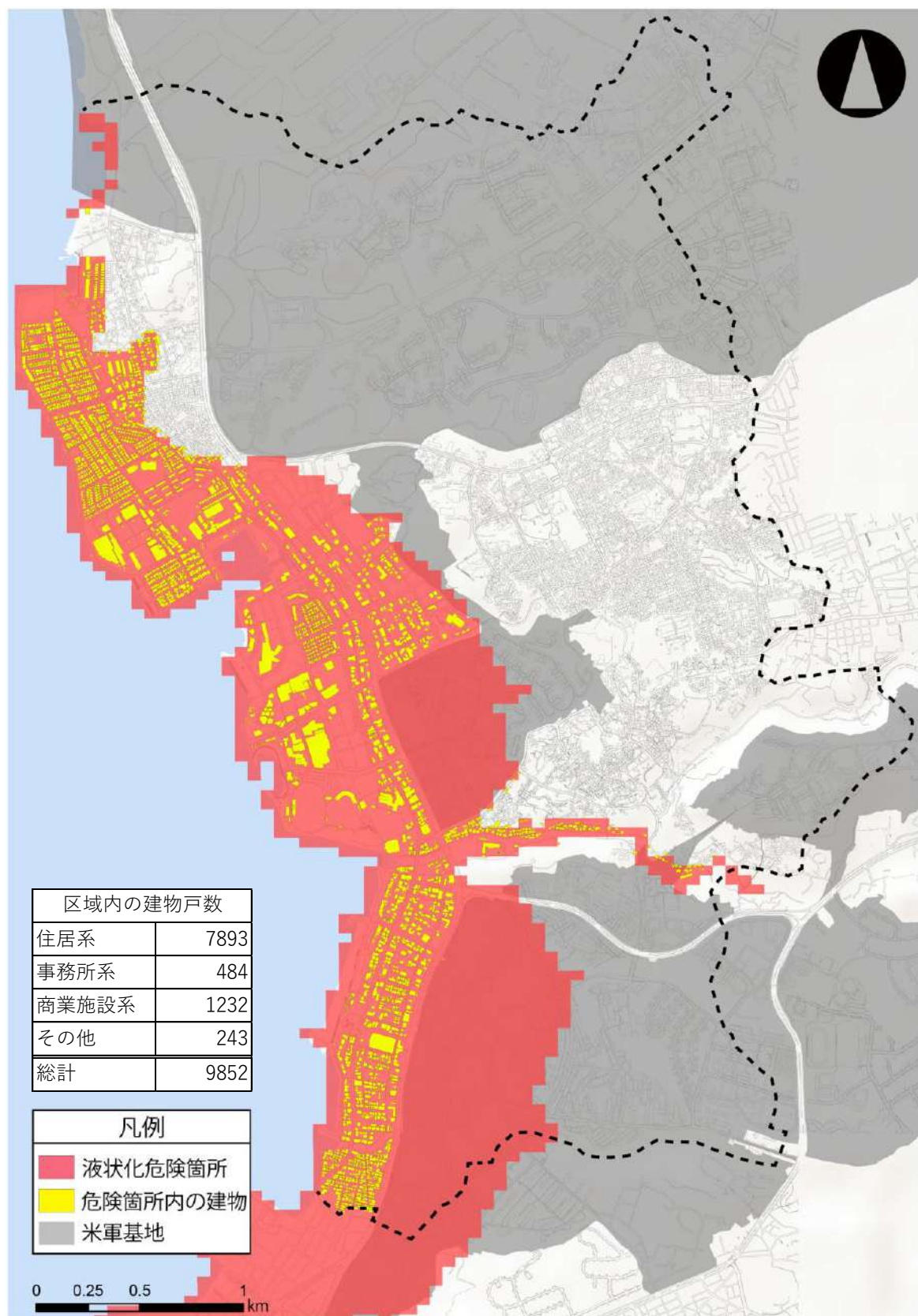
資料3-3 津波災害警戒区域内の建設物



資料3-4 土砂災害警戒区域内の建設物



資料3-5 液状化危険箇所内の建設物



4 水害・土砂災害関連

資料4－1 二級指定河川

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積	指定年月日
46	中部土木事務所	白比川	白比川	左岸 北谷町字玉上伊野波原 123 番地から海に至る	1,800m	8.20k m ²	昭和47年5月6日
				右岸 北谷町字大村船作原 576 番地先から海に至る			

資料4－2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想さ れる危 険	予想される被害の程度			
					流路 延長	区 域	流路 延長	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
23	中部土木事務所	北谷町	白比川	白比川	1.3	河口より上流 1.3km～河口	1.0	北原町吉原	溢水	382	1.6	1,440	11.6
24	〃	北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市	普天間川	普天間川	4.9	中城村新垣～河口	2.0	北谷町 北中城村安谷屋 中城村 宜野湾市	〃	659	21.7	2,470	42.2

資料4－3 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想さ れる危 険	予想される被害の程度		
					延長 (m)	区 域	延長 (m)	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
9	中部土木事務所	北谷町	琉球諸島沿岸	北谷海岸	2,430	宮城地区	1,540	宮城地区	越波	216	2.7	18.0

資料4－4 急傾斜地崩壊危険箇所

[急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）]

<自然斜面>

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 象				急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
					市・ 町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共の建物		公共施設			箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																		指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
139	中部土木事務所	北谷町	I-151	桑江	北谷町	桑江	宇殿地原	53	110	9.1	8			町道(40m)、道路(75m)	無	桑江	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
140	〃	〃	I-152	吉原(1)	〃	吉原	西角又原	60	550	8.7	56			市道(335m)、道路(130m)、河川(80m)	H2.8.17	吉原(1)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
141	〃	〃	I-153	吉原(2)	〃	〃	謝苺一区	44	80	10.0	11			県道(50m)	無	吉原(2)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号	
142	〃	〃	I-154	吉原(3)	〃	〃	〃	90	50	6.5	5				無	吉原(3)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
143	〃	〃	I-155	吉原(4)	〃	〃	南桃原 四丁目	39	350	14.8	58			町道(165m)、道路(230m)	無	吉原(4)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
144	〃	〃	I-157	吉原(6)	〃	〃	南桃原 三丁目	46	150	14.0	8			町道(90m)	無	吉原(6)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
145	〃	〃	I-158	吉原(7)	〃	〃	栄口原	90	170	6.0	21				無	吉原(7)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
146	〃	〃	I-159	吉原(8)	〃	〃	東宇地原	42	250	10.0	58			県道(100m)、道路(215m)	無	吉原(8)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号	
147	〃	〃	I-160	吉原(9)	〃	〃	西宇地原	45	130	11.5	15			町道(30m)、道路(100m)	無	吉原(9)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
148	〃	〃	I-161	吉原(10)	〃	〃	東宇地原	90	495	7.3	27			町道(25m)、道路(210m)	無	吉原(10)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	
149	〃	〃	I-162	吉原(11)	〃	〃	東角又原	75	220	17.1	27			道路(155m)、河川(20m)	無	吉原(11)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	

<自然斜面>

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共の建物	公共施設			箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
																	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
352	中部土木事務所	北谷町	I-371	吉原(14)	北谷町	吉原	西上原	45	60	6.6	7			道路(5m)	無	吉原(14)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
353	"	"	I-372	吉原(15)	"	"	東上原	38	155	27.6	5	老人福祉施設、老人保健施設	2	町道(185m)、河川(60m)	H18.4.21	吉原(15)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
354	"	"	I-373	吉原(13)	"	"	"	66	90	26.6	8			町道(60m)、道路(10m)	無	吉原(13)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
355	"	"	I-374	玉上(1)	"	玉上	伊野波原	30	110	23.8	11			町道(105m)、道路(10m)、河川(10m)、橋(1)	無	玉上(1)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
356	"	"	I-375	吉原(17)	"	吉原	東宇地原	34	145	6.6	16			道路(40m)	無	吉原(17)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号
357	"	"	I-376	吉原(16)	"	"	"	63	89	8.2	5			道路(80m)	無	吉原(16)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号

<人工斜面>

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 象				急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共の建物		公共施設						
435	中部土木事務所	北谷町	I-801	吉原(5)	北谷町	吉原	嘉良川原	64	155	9.0	10			公園(1)	無	吉原(5)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号

[急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)]

<自然斜面>

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設						
664	中部土木事務所	北谷町	Ⅱ-199	吉原(12)	北谷町	吉原	東上原	35	73	13.2	2	道路(5m)	無	吉原(12)	H27.12.1	第621号		
665	〃	〃	Ⅱ-200	玉上(2)	〃	玉上	伊野波原	72	90	18.6	4	町道(40m)、河川(20m)、橋(1)	無	玉上(2)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

資料4－5 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所

(令和3年4月1日現在)

番号	土木事務所	指定区域（位置）		面積 (a)	地形			被害対象		指定年月日	指定告示番号
		市町村	箇所名		傾斜角度	長さ (m)	高さ (m)	人家 (戸)			
32	中部土木事務所	北谷町	吉原	338.19	30～50	560	25	72		2.8.17	第655号
33	〃	〃	〃	387.4	33.9～44.7	58.9～78.2	28.6～46.0	26		18.4.21	第337号

資料：沖縄県水防計画

資料4－6 土砂災害警戒区域等の指定箇所

所轄土木事務所名	箇所番号	箇所名	字	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		警戒避難体制	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	行政機関 連絡先	避難場所
中部土木事務所	I-151	桑江	桑江宇殿地原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	北谷町(総務課) 936-1234	上勢区公民館
中部土木事務所	I-152	吉原(1)	吉原西角又原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	宇地原区公民館
中部土木事務所	I-154	吉原(3)	吉原謝苺一区	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	謝苺区公民館
中部土木事務所	I-155	吉原(4)	吉原南桃原四丁目	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	上勢区公民館
中部土木事務所	I-157	吉原(6)	吉原南桃原三丁目	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	桃原区公民館
中部土木事務所	I-158	吉原(7)	吉原栄口原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	栄口区公民館
中部土木事務所	I-160	吉原(9)	吉原西宇地原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	宇地原区公民館
中部土木事務所	I-161	吉原(10)	吉原東宇地原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	宇地原区公民館
中部土木事務所	I-162	吉原(11)	吉原東角又原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	北玉区公民館
中部土木事務所	I-371	吉原(14)	吉原西上原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	謝苺区公民館
中部土木事務所	I-372	吉原(15)	吉原東上原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	謝苺区公民館
中部土木事務所	I-373	吉原(13)	吉原東上原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	謝苺区公民館
中部土木事務所	I-374	玉上(1)	玉上伊野波原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	北玉区公民館
中部土木事務所	II-200	玉上(2)	玉上伊野波原	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号	〃	北玉区公民館
中部土木事務所	I-153	吉原(2)	吉原謝苺一区	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号		
中部土木事務所	I-801	吉原(5)	吉原嘉良川原	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号		
中部土木事務所	I-159	吉原(8)	吉原東宇地原	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号		

[資料編] 4 水害・土砂災害関連

中部土木事務所	Ⅱ-199	吉原(12)	吉原東上原	H27.12.1 第621号	—		
中部土木事務所	I-376	吉原(16)	吉原東宇地原	H27.12.1 第621号	R2.3.27 第156号		
中部土木事務所	I-375	吉原(17)	吉原東宇地原	H27.12.1 第621号	R2.3.27 第156号		

資料4－7 土砂災害警戒情報の例

沖縄本島地方土砂災害警戒情報 第1号

令和○年○月○日 ○時○分

沖縄県 沖縄気象台 共同発表

【警戒対象地域】

沖縄市* 嘉手納町* 北谷町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

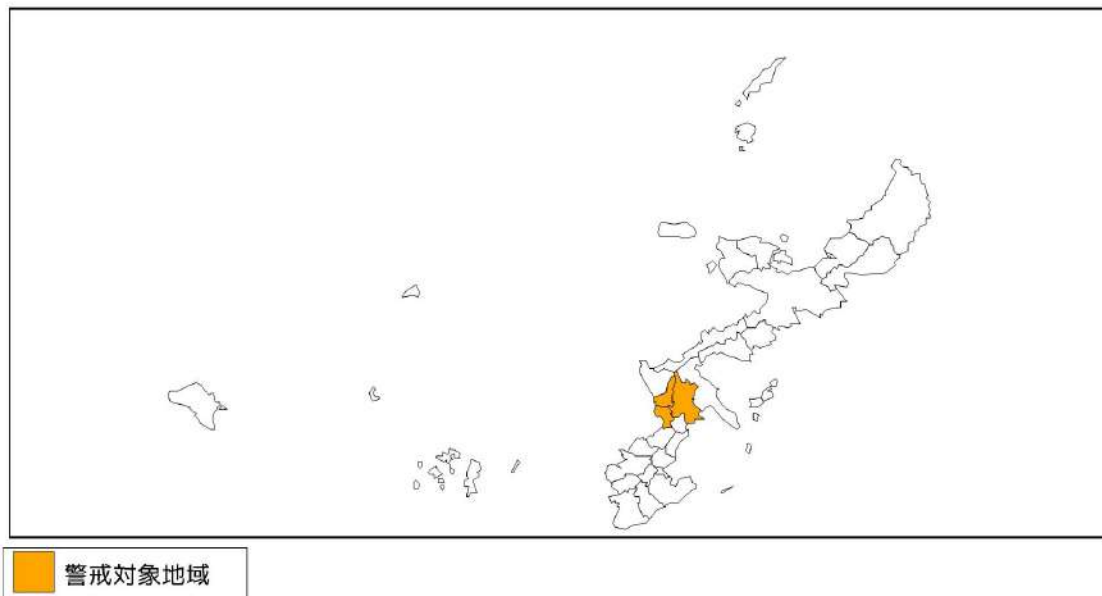
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先
098-866-2410 (沖縄県海岸防災課)
098-833-4290 (沖縄気象台予報課)

5 海岸の状況、津波対策

資料5－1 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄	海岸名	位 置	指定延長 (m)	指定年月日	指 定 告示番号	備考
54	中部土木 事務所	浜川海岸	北谷町浜川	2,005 1,999	昭和 50.10.2 平成 24.1.6	411 3	変更
55		北前海岸	北谷町北前	260	昭和 50.4.17	161	
56		北谷～北前海岸	北谷町北谷～北前	1,490	昭和 60.12.10	973	

資料5－2 水産庁所管海岸保全区域一覧表

(令和3年4月1日現在)

番号	所轄	漁港海岸名	漁港海岸 管理者	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
27	中部農林 土木事務所	浜川	北谷町	435	平成 6.1.7	11	

資料：沖縄県水防計画

資料5-3 津波災害対応マニュアル

【I 津波注意報発令時】

1. 町における初動体制

基地・安全対策課においては「第1配備体制」をとる。注意報が長時間に及ぶおそれあるときは、基地・安全対策課長及び町長室長は警戒要員として加わり「第2配備体制」をとる。

各課等においては、注意報の段階では自宅待機とする。その後、状況に応じて課長の判断で登庁する。

- (1) 基地・安全対策課長は状況に応じ、警戒要員として2名配置する。
- (2) 三役（町長室）へ連絡をとる。
- (3) 状況の把握に努め、情報提供も行う。
- (4) 外部との電話対応

＜津波災害における関係機関等の連絡＞

機関名称		電話	FAX
ニライ消防本部北谷消防署		9 3 6 - 3 7 2 1	9 3 6 - 9 0 7 6
北谷漁業協同組合		9 3 6 - 1 8 4 7	9 3 6 - 8 8 9 3
北谷町地域振興センター		9 3 6 - 0 0 7 7	9 3 6 - 0 4 1 6
沖縄警察署		9 3 2 - 0 1 1 0	
第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）		9 5 1 - 0 1 2 0	
NHK沖縄放送局		8 6 5 - 2 2 2 2	
沖縄県（防災危機管理課）		8 6 6 - 2 1 4 3	
海岸を有する自治会	・砂辺区自治会	9 3 6 - 5 9 4 0	
	・宮城区自治会	9 3 6 - 5 9 3 6	
	・美浜区自治会	9 2 6 - 5 1 8 5	
	・北前区自治会	9 3 6 - 2 4 2 3	

【Ⅱ 津波警報発表時】

1. 災害対策本部会議

町長、副町長及び教育長及び各部長は直ちに登庁し災害対策本部会議に出席する。

(1) 災害対策要員の配備規模の決定

(2) その他、応急対策に必要な事項等の決定

2. 職員の動員・報告

本部会議で決定された事項について各部長は所管の職員を動員し、その人数を「第2編 2章第1節 組織・動員計画」に基づき基地・安全対策課長（基地・安全対策班）へ報告するものとする。

この対策要員は、災害の実情により所属の部長において増減できるものとする。

3. 配備基準

配備は概ね次の基準により緊急対応班から第3配備まで区分する。

区分	配備基準	配備内容
緊急対応班	災害状況により災害対策準備体制をとる前に、本庁舎における迅速な対応が迫られ初動体制の確立を図る事前要員が必要な場合、防災監（総務部長）のもとに「緊急対応班」を置く。	原則、災害対策準備体制要員のうち、本庁舎若しくは所定の集合場所へ迅速な集合が可能な職員で構成するものとし、10名程度を基地・安全対策班にて選任・指定する。
第1配備 （災害対策準備体制）	① 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕があるとき。 ② 気象庁が、本町で震度4が観測された旨を発表したとき。 ③ 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。 ④ その他特に町長が必要と認めたとき。	情報収集連絡のため、災害対策本部組織の関係各部・班の所要人員をもって当たるもので、状況により次の災害応急対策体制へ移行できる体制とする。他の職員は自宅待機とする。

区分	配備基準	配備内容
第2配備 (災害応急対策体制)	① 町の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要するとき。 ② 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 ③ 気象庁が、本町で震度5弱が観測された旨を発表したとき。 ④ 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合で、特に情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。 ⑤ 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。 ⑥ その他特に町長が必要と認めたとき。	災害対策本部員組織の本部員、関係各部・班の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて次の非常体制に移行できる体制とする。
第3配備 (非常体制) 【災害対策本部】	① 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表し、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。 ② 地震又は津波により、町の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。 ③ 町の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。 ④ 気象庁が、本町に震度5強以上が観測された旨を発表したとき ⑤ 気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき。 ⑥ その他特に町長が必要と認めたとき。	全職員が配備につく。

4. 所掌事務及び配備要員数

第1配備時における各部の配備要員は、概ね次のとおりとする。

その他、各配備時の所掌事務及び配備要員数については、「第2編第1章第1節 組織・動員計画」の“北谷町災害対策本部の所掌事務及び配備要員”に基づくものとする。

各部	人数	合計人数
総務対策部	10人	42人
住民福祉対策部	5人	
建設経済対策部	8人	
上下水道対策部	2人	
教育対策部	7人	
消防対策部	10人	

【Ⅲ 避難計画】

この計画は、津波が発生し、又は発生する恐れがある場合に、危険区域内の住民に対して避難のための立ち退きを指示し、住民の安全を図るものである。

1. 避難実施方法

高齢者等避難及び避難指示の決定は町長が行うものとし、その実施基準は次によるものとする。

区分	基準内容
高齢者等避難の基準	遠地地震による津波が到達すると予想されるとき
避難指示の基準	津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報が発表されたとき
避難の伝達方法	当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。
避難の誘導	避難者の誘導は消防対策班が中心となっていく。
避難経路	沖縄警察署の協力のもと、各避難予定場所へ安全な近道を指示する。

2. 指定避難所の設置

指定避難所の設置は「第2編第1章第8節 避難計画」によるものとする。また、災害の状況により避難所の変更、又は新たに指定避難所を設置する場合、その旨住民に周知を図るものとする。

学校が閉校時に災害が発生した場合は、教育対策部学校教育班が指定避難所の開設、運営をするものとし、その他次の機関は連絡体制を整えるものとする。

名称	電話・FAX	役割
北谷町災害対策本部	9 3 6 - 1 2 3 4 9 3 6 - 7 4 7 4 (FAX)	・ 高齢者等避難 ・ 避難指示
ニライ消防本部北谷消防署	9 3 6 - 3 7 2 1 9 3 6 - 9 1 9 9 (FAX 共用)	・ 避難誘導 ・ 災害対策
教育対策部教育総務班	9 8 2 - 7 7 0 4	・ 指定避難所開設及び運営協力
教育対策部社会教育班	9 8 2 - 7 7 0 7	・ 指定避難所の開設及び運営
教育対策部生涯学習班	9 3 6 - 3 4 9 2	・ 指定避難所の開設及び運営
住民福祉対策部福祉班	9 3 6 - 1 2 3 4	・ 指定避難所の開設・運営及び統括
住民福祉対策部保健衛生班	9 3 6 - 4 3 3 6	・ 指定避難所の開設及び運営

3. 指定避難所

本町で津波災害を受ける恐れのある自治会は、災害時の指定避難所となっている小・中学校、地区公民館、公園等が海に近く海拔が低いため、損壊等被災する恐れがあり他の地域の指定避難所に移動する必要がある。したがって、指定避難所として利用不能な場合を想定し、行政区別に次の指定避難所を設定する。

危険予想行政区別		避難の実施方法	緊急避難場所・ビル	指定避難所
A地区	北前区	大型スーパーや民間マンション等への避難。 時間的猶予があれば、キャンプフォスター北前ゲートから高	・サンエーハンビータウン ・町指定津波避難ビル	・北玉小学校 ・北谷町保健相談センター ・北谷中学校 など

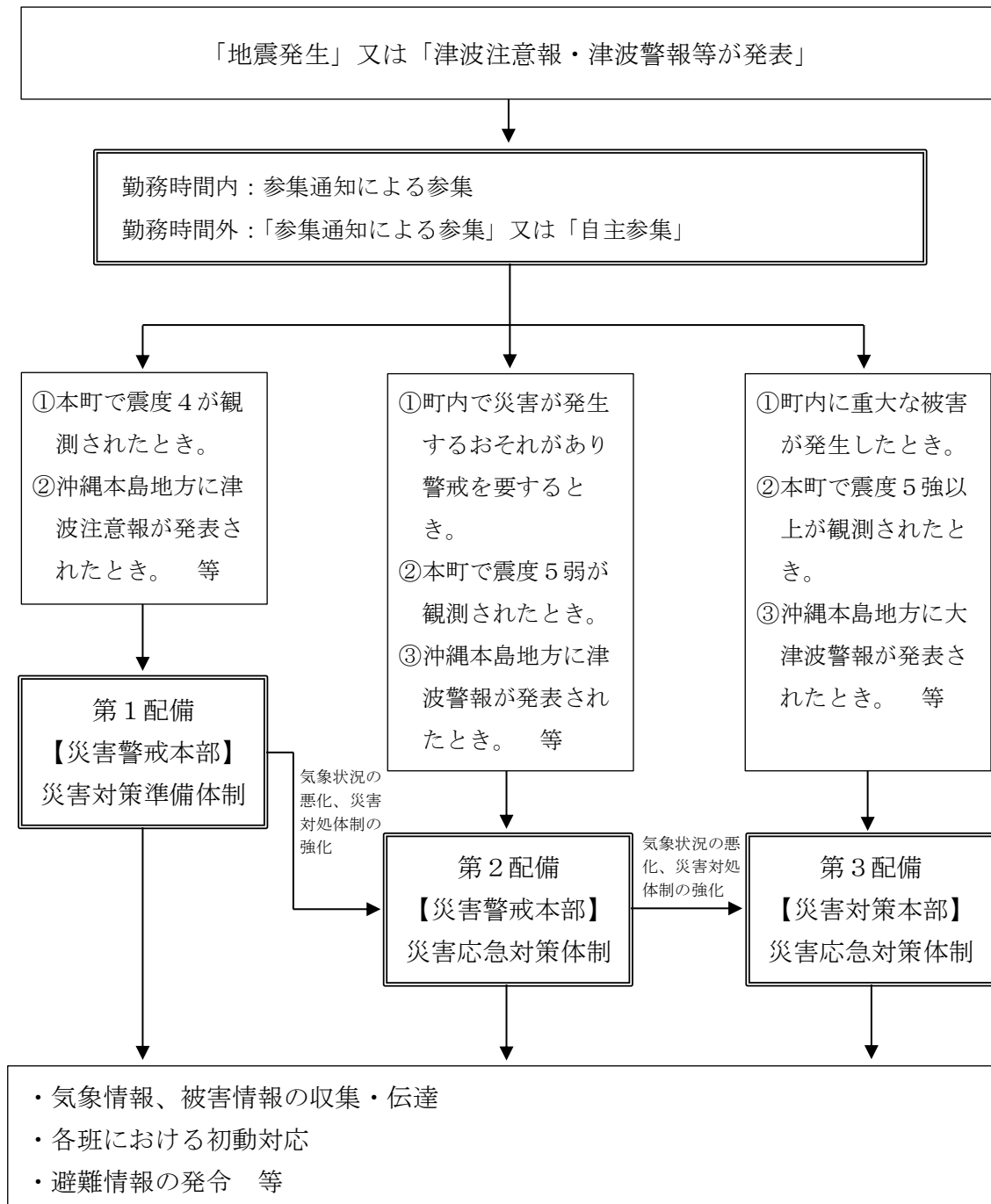
[資料編] 5 海岸の状況、津波対策

		台へ避難。		
	北玉区 宇地原区	河川の浸水域から高台への避難	・北玉小学校方面高台	・北玉小学校 ・北谷町保健相談センター ・北谷中学校 など
B 地区	美浜地区	公共高層団地、民間ホテルや大型スーパーへ避難。 時間的猶予があれば謝苺区、桑江区辺りまでの避難。	・イオン北谷店 ・ザ・ビーチタワー沖縄 ・ベッセルホテルカンパーナ沖縄 ・県営美浜高層住宅 ・町指定津波避難ビル	・北玉小学校 ・ちゃたんニライセンター ・北谷町保健相談センター など
	宮城区	公共団地、民間マンション等や高層建築物への避難。 時間的猶予があれば上勢区、桑江区辺りまでの避難。	・浜川小学校校舎屋上 ・町営砂辺団地 ・町指定津波避難ビル	・ちゃたんニライセンター ・桑江地区体育館 ・北谷第二小学校 ・北谷小学校 など
C 地区	砂辺区	公共団地、民間マンション等や高層建築物への避難。 砂辺区東側の高台（標高約 34 m） 時間的猶予があれば嘉手納基地第 1 ゲートから高台へ避難 又は県道 23 号線から上勢区、桑江区辺りまで避難。	・砂辺地区高台（丘陵地） ・町営砂辺団地 ・浜川小学校校舎屋上 ・町指定津波避難ビル	・ちゃたんニライセンター ・桑江地区体育館 ・北谷第二小学校 ・北谷小学校 など

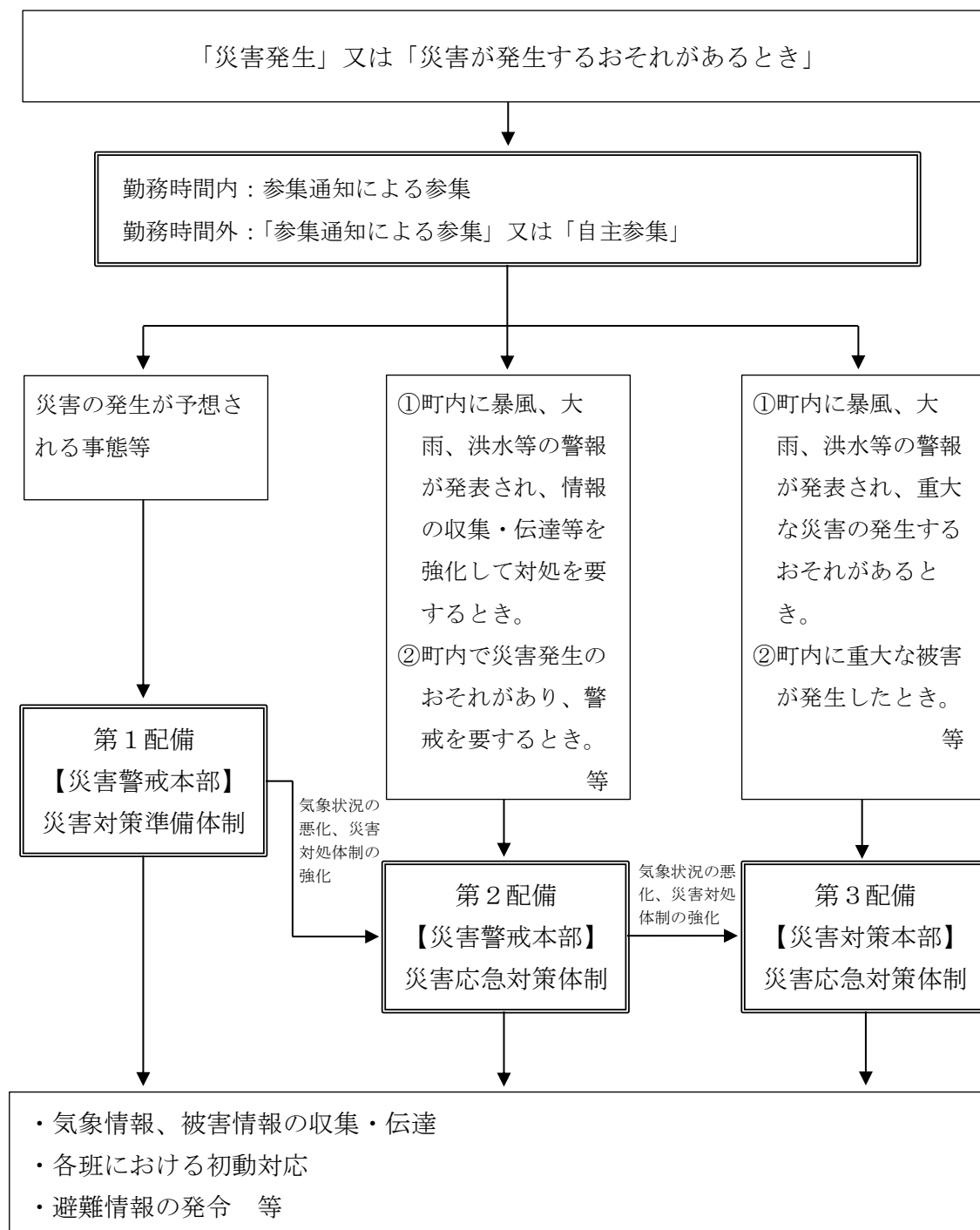
注）指定避難所については、災害の規模等を考慮して適宜開設する。

6 配備体制

資料6-1 地震・津波における職員参集フロー



資料6-2 風水害等における職員参集フロー



7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

資料7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

指定緊急避難場所一覧

○：避難可

×：避難不可

令和3年8月1日現在

NO	施設・場所名	住所	洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	想定収 容人数 (人)
1	北谷公園	北谷町字美浜 2	○	○	×	○	×	○	6,666
2	北谷小学校グラウンド	沖縄市南桃原 4-13-1	○	○	○	○	○	×	2,226
3	北谷第二小学校グラウンド	北谷町字桑江 567-1	○	○	○	○	○	×	3,873
4	北玉小学校グラウンド	北谷町字吉原 875	○	○	○	○	○	×	3,288
5	浜川小学校グラウンド	北谷町字宮城 1-172	○	○	×	○	×	×	4,271
6	北谷中学校グラウンド	北谷町字吉原 480	○	○	○	○	○	×	4,853
7	桑江中学校グラウンド	北谷町美浜 1-4-7	○	○	×	○	×	×	10,870
8	桑江総合運動場	北谷町字桑江 595-2	○	○	○	○	○	×	6,880
9	上勢頭北公園	北谷町字上勢頭 709	○	○	○	○	○	×	488
10	上勢頭南公園	北谷町字上勢頭 622-2	○	○	○	○	○	×	88
11	桃原公園	北谷町字吉原 554-1	○	×	○	○	○	×	5,111
12	桃原東公園	北谷町字桃原 10-3	○	×	○	○	○	×	88
13	桃原西公園	北谷町字桃原 2-1	○	○	○	○	○	×	88
14	桑江公園	北谷町字桑江 440	○	○	○	○	○	×	3,644
15	砂辺第一公園	北谷町字砂辺 311-4	○	○	○	○	○	×	133
16	宮城公園	北谷町字宮城 1-171	○	○	×	○	×	×	177
17	港公園	北谷町字港 17	○	○	×	○	×	×	311
18	北前第一公園	北谷町北谷 2-4-4	○	○	×	○	×	×	133
19	北前第二公園	北谷町北前 1-5-5	○	○	×	○	×	×	133
20	北前第三公園	北谷町北前 1-14-1	○	○	×	○	×	×	133
21	安良波公園	北谷町北谷 2-21	○	○	×	○	×	×	4,088
22	砂辺馬場公園	北谷町字砂辺 1-4	○	○	×	○	×	×	2,666
23	宇地原公園	北谷町字吉原 1133-1	○	×	○	○	○	×	933
24	謝苺公園	北谷町字吉原 110-1	○	○	○	○	○	×	800
25	上勢桑江公園	北谷町字桑江 555-1	○	○	○	○	○	×	622
26	美浜第一公園	北谷町美浜 1-2-9	○	○	×	○	×	×	133
27	美浜第二公園	北谷町美浜 2-4-1	○	○	×	○	×	×	133
28	美浜第三公園	北谷町美浜 2-7-1	○	○	×	○	×	×	133
29	美浜第四公園	北谷町美浜 3-2-3	○	○	×	○	×	×	133
30	美浜第五公園	北谷町美浜 3-5-1	○	○	×	○	×	×	133
31	宮城北公園	北谷町字宮城 3-142	○	○	×	○	×	×	177
32	あしびな公園	北谷町字上勢頭 830-1	○	○	○	○	○	×	844
33	北玉公園	北谷町字吉原 910-1	○	×	○	○	○	×	488
34	ナガサ公園	北谷町字伊平 160	○	○	×	○	×	×	222
35	奈留川西公園	北谷町字伊平 329-1	○	○	×	○	×	×	400

※指定緊急避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

※想定収容人数算定方法：1人/2.25㎡

指定避難所（指定一般避難所）一覧

令和3年8月1日現在

NO	名称	所在地	特記事項	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	想定収容人数（人）
1	ちゃたんニライセンター	北谷町字桑江 467-1		○	○	○	○	○	261
2	北谷小学校体育館	沖縄市南桃原 4-13-1		○	○	○	○	○	165
3	北谷第二小学校体育館	北谷町字桑江 567-1		○	○	○	○	○	166
4	北玉小学校体育館	北谷町字吉原 875		○	○	○	○	○	166
5	浜川小学校体育館	北谷町字宮城 1-172		○	○	×	○	×	172
6	北谷中学校体育館	北谷町字吉原 480		○	○	○	○	○	204
7	桑江中学校体育館	北谷町美浜 1-4-7		○	○	×	○	×	187
8	北谷町商工業研修等施設	北谷町字上勢頭 837-1		○	○	○	○	○	53
9	北谷公園屋内運動場	北谷町字美浜 2		○	○	×	○	×	623
10	上勢区公民館	北谷町字上勢頭 696-4		○	○	○	○	○	26
11	桃源区公民館	北谷町字吉原 620-3		○	○	○	○	○	26
12	栄口区公民館	北谷町字吉原 708-4		○	○	○	○	○	32
13	謝苜区公民館	北谷町字吉原 2		○	○	○	○	○	23
14	北玉区公民館	北谷町字吉原 898		○	○	○	○	○	23
15	宇地原区公民館	北谷町字吉原 1138-1		○	○	○	○	○	24
16	北前区公民館	北谷町字北前 276		○	○	×	○	×	27
17	宮城区公民館	北谷町字宮城 1-472		○	○	×	○	×	42
18	砂辺区公民館	北谷町字砂辺 61		○	○	○	○	×	21
19	美浜区公民館	北谷町字美浜 15-1		○	○	×	○	×	26
20	北谷幼稚園	沖縄市南桃原 4-13-2	乳幼児及び妊産婦（家族等含む）優先避難所	○	○	○	○	○	42
21	美浜保育所	北谷町美浜 1-2-7	乳幼児及び妊産婦（家族等含む）優先避難所	○	○	×	○	×	21
22	子育て支援センター	北谷町字吉原 26-1	乳幼児及び妊産婦（家族等含む）優先避難所	○	×	○	○	○	15
23	北谷町育ちの支援センター	北谷町字上勢頭 622-1	乳幼児及び妊産婦（家族等含む）優先避難所	○	○	○	○	○	20

※指定一般避難所：「災害の危険がなくなるまで一定期間滞在する施設」又は「災害により自宅に戻れなくなった避難者等が一時的に滞在する施設」のうち、指定福祉避難所に該当しない施設

※想定収容人数算定方法：NO. 2～7、9 は 1 人/4.6 m²、NO. 1、8、10～19、22、23 は 1 人/5.5 m²、NO. 20、21 は 1 人/8.6 m²。これらの面積には通路を含む。

指定避難所（指定福祉避難所）一覧

令和3年8月1日現在

NO	名称	所在地	受入対象者	特記事項	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	想定収容人数(人)
1	北谷町保健相談センター	北谷町字桑江 731	高齢者及び障害者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	36
2	北谷町老人福祉センター	北谷町字上勢頭 837-1	高齢者及び障害者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	15
3	桑江地区体育館	北谷町字桑江 438	高齢者及び障害者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	52
4	北谷町障がい者地域活動支援センター たんぽぽ	北谷町字上勢頭 837-1	精神障害者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	4
5	北谷第二幼稚園	北谷町字桑江 567 番地 1	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	22
6	北玉幼稚園	北谷町字吉原 875	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	14
7	浜川幼稚園	北谷町字宮城 1-172	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	×	○	×	24
8	謝苺保育所	北谷町字吉原 26-1	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	×	○	○	○	22
9	上勢保育所	北谷町字上勢頭 622-1	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	27
10	上勢桑江児童館	北谷町字桑江 556-3	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	7
11	宮城児童館	北谷町字宮城 2-215	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	×	○	×	8
12	北玉児童館	北谷町字吉原 10	乳幼児、妊産婦及び障害児（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備・人材等を必要としない者	○	○	○	○	○	9

※指定福祉避難所：「災害の危険がなくなるまで一定期間滞在する施設」又は「災害により自宅に戻れなくなった避難者等が一時的に滞在する施設」のうち、主に要配慮者を滞在させることが想定される施設

※想定収容人数算定方法：NO.3は1人/9.3㎡、NO.1、2、4～12は1人/17.3㎡。これらの面積には通路を含む。

資料 7-2 要配慮者利用施設一覧

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
1	1-1	医療機関	まちだクリニック	沖縄県北谷町上勢頭 556-3			
2	1-2	医療機関	ウエルライフクリニック たまき内科	沖縄県北谷町上勢頭 630 番地 7			
3	1-3	医療機関	こばし内科クリニック	沖縄県北谷町桑江 123 番地 1 階	●		●
4	1-4	医療機関	一般社団法人中部地区医師会検診センター	沖縄県北谷町宮城 1-584	●		●
5	1-5	医療機関	医療法人沖縄徳洲会 北谷病院	沖縄県北谷町上勢頭 631-4			
6	1-6	医療機関	もりなが内科・小児科クリニック	沖縄県北谷町美浜 2 丁目 7 番 7 号	●		●
7	1-7	医療機関	大城皮フ科クリニック	沖縄県北谷町上勢頭 629-1			
8	1-8	医療機関	とうま整形外科クリニック	沖縄県北谷町桑江 123 番地 2 階	●		●
9	1-9	医療機関	やびく産婦人科小児科	沖縄県北谷町砂辺 306 番地			
10	1-10	医療機関	たまきクリニック	沖縄県北谷町上勢頭 837-8			
11	1-11	医療機関	北上中央病院	沖縄県北谷町上勢頭 631-9			
12	1-12	医療機関	砂辺クリニック	沖縄県北谷町宮城 1-43	●		●
13	1-13	医療機関	徳洲会ハンビークリニック	沖縄県北谷町北前 1 丁目 21 番 1 号	●		●
14	1-14	医療機関	あゆみ眼科	沖縄県北谷町桑江 110 番地	●		●
15	1-15	医療機関	しんはま耳鼻科・形成外科・しんはま皮膚科	沖縄県北谷町伊平 250 番地	●		●
16	2-1	幼稚園	北谷幼稚園	沖縄県北谷町沖縄市南桃原 4-13-2			
17	2-2	幼稚園	北玉幼稚園	沖縄県北谷町吉原 875			
18	2-3	幼稚園	浜川幼稚園	沖縄県北谷町宮城 1-172	●		●
19	2-4	幼稚園	北谷第二幼稚園	沖縄県北谷町桑江 554-1			
20	2-5	小学校	北谷小学校	沖縄県北谷町沖縄市南桃原 4-13-1			
21	2-6	小学校	北玉小学校	沖縄県北谷町吉原 875			

[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
22	2-7	小学校	浜川小学校	沖縄県北谷町宮城 1-172	●		●
23	2-8	小学校	北谷第二小学校	沖縄県北谷町桑江 567-1			
24	2-9	中学校	北谷中学校	沖縄県北谷町吉原 480			
25	2-10	中学校	桑江中学校	沖縄県北谷町美浜 1-4-7	●		●
26	2-11	高等学校	北谷高等学校	沖縄県北谷町桑江 414			
27	2-12	専修学校	専門学校沖縄中央学園	沖縄県北谷町伊平 204	●		●
28	2-13	専修学校	学校法人南星学園サイ・テク・カレッジ美浜	沖縄県北谷町美浜 1-5-16	●		●
29	2-14	専修学校	専門学校沖縄プライダルモード学園	沖縄県北谷町伊平 204	●		●
30	3-1	公立保育所	謝苺保育所	沖縄県北谷町吉原 26 番地 1		●	
31	3-2	公立保育所	上勢保育所	沖縄県北谷町上勢頭 622 番地 1			
32	3-3	公立保育所	美浜保育所	沖縄県北谷町美浜 1 丁目 2 番地 7	●		●
33	3-4	法人保育所	愛育保育園	沖縄県北谷町浜川 117 番地 3	●		●
34	3-5	法人保育所	ファミリー保育園	沖縄県北谷町美浜 15 番地 77	●		●
35	3-6	法人保育所	絆保育園	沖縄県北谷町吉原 716 番地 2			
36	3-7	法人保育所	アスク北谷保育園	沖縄県北谷町伊平 203 番地	●		●
37	3-8	法人保育所	つばみっ子保育園	沖縄県北谷町宮城 1 番地 563	●		●
38	3-9	法人保育所	子どもの森保育園	沖縄県北谷町北前 1 丁目 13 番地 4	●		●
39	3-10	認定こども園	ひだまり認定こども園	沖縄県北谷町桃原 3 番地 8			
40	3-11	小規模保育事業	中央保育園	沖縄県北谷町桑江 364 番地 6			
41	3-12	小規模保育事業	つばみ園	沖縄県北谷町宮城 1 番地 346	●		●
42	3-13	小規模保育事業	リトルマザーグース保育園	沖縄県北谷町桑江 328 番地 4			

[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
43	3-14	小規模保育事業	アイビス北谷保育園	沖縄県北谷町吉原 464 番地 4			
44	3-15	小規模保育事業	サルビア保育園	沖縄県北谷町伊平 572 番地 1			
45	3-16	小規模保育事業	もりのなかま保育園 桑江園	沖縄県北谷町桑江 245 番地			●
46	3-17	事業所内保育事業	チャチャ保育園	沖縄県北谷町砂辺 306 番地 ※やびく産婦人科・小児科内			
47	3-18	事業所内保育事業	うみそら保育園	沖縄県北谷町吉原 276 番地 1 ※白川園・陽明園敷地内			
48	3-19	事業所内保育事業	あいの実保育園	沖縄県北谷町浜川 117 番地 3 ※愛育保育園内	●		●
49	3-20	児童館	上勢桑江児童館	沖縄県北谷町桑江 556 番地 3			
50	3-21	児童館	宮城児童館	沖縄県北谷町宮城 2 番地 215	●		●
51	3-22	児童館	北玉児童館	沖縄県北谷町吉原 10 番地			
52	3-23	放課後児童クラブ	絆学童	沖縄県北谷町吉原 716 番地 2			
53	3-24	放課後児童クラブ	学童教室太陽の子（本校）	沖縄県北谷町吉原 694 番地 3			
54	3-25	放課後児童クラブ	学童教室太陽の子（上勢頭校）	沖縄県北谷町上勢頭 647 番地 4			
55	3-26	放課後児童クラブ	つぼみ学童クラブ 1	沖縄県北谷町宮城 1 番地 563	●		●
56	3-27	放課後児童クラブ	つぼみ学童クラブ 2	沖縄県北谷町宮城 1 番地 427	●		●
57	3-28	放課後児童クラブ	宮城児童館放課後クラブ	沖縄県北谷町宮城 2 番地 215 ※宮城児童館内	●		●
58	4-1	介護付	有料老人ホーム ちゅうざん	沖縄県北谷町桑江 400 番地 2			
59	4-2	介護付	介護付き高齢者住宅 すこやかなの森 ヴィラ北谷	沖縄県北谷町伊平 271 番地	●		●

[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
60	4-3	住宅型	有料老人ホーム ちゅうざん 2	沖縄県北谷町桑江 399-1			
61	4-4	住宅型	有料老人ホーム 宅老所なごみの家	沖縄県北谷町吉原 1178 番地 1 階	●		
62	4-5	住宅型	グラットホーム パステル	沖縄県北谷町桑江 287-2			●
63	4-6	住宅型	住宅型有料老人ホーム 北谷の杜	沖縄県北谷町桑江 479-8 1F			
64	4-7	住宅型	有料老人ホームハビネスたまき	沖縄県北谷町上勢頭 821-6			
65	4-8	老人保健施設	介護老人保健施設 白川園	沖縄県北谷町吉原 263		●	
66	4-9	老人福祉施設	指定介護老人福祉施設 陽明園	沖縄県北谷町吉原 265		●	
67	4-10	小規模多機能型	小規模多機能介護ちやたん	沖縄県北谷町宮城 1-793	●		●
68	4-11	グループホーム (認知症対応型)	グループホームちやたん	沖縄県北谷町宮城 1-793	●		●
69	4-12	グループホーム (認知症対応型)	グループホーム 結の郷	沖縄県北谷町吉原 1180-1	●		
70	4-13	グループホーム (認知症対応型)	グループホーム 上勢頭	沖縄県北谷町上勢頭 633-1			
71	4-14	通所系	老人福祉センター	沖縄県北谷町上勢頭 837-1			
72	4-15	通所系	生活サポートセンターまゐる	沖縄県北谷町上勢頭 544-5			
73	4-16	デイサービス	通所介護たまき	沖縄県北谷町上勢頭 837-8			
74	4-17	デイサービス	指定通所介護事業所 和	沖縄県北谷町吉原 1178	●		
75	4-18	デイサービス	株式会社 琉球メディカルズ 通所介護事業所	沖縄県北谷町桑江 400-2			
76	4-19	デイサービス	デイサービス まほろば	沖縄県北谷町吉原 790-15		●	

[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
77	4-20	デイサービス	社会福祉法人 北谷町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	沖縄県北谷町桑江 731 北谷町保健相談センター内			
78	4-21	デイサービス	デイサービスちゃたん	沖縄県北谷町桑江 479-8			
79	4-22	デイサービス	リハビックス 北谷店	沖縄県北谷町伊平 281	●		●
80	4-23	デイサービス	医療法人 八重会 通所介護ハビネス	沖縄県北谷町上勢頭 821-6			
81	4-24	デイサービス	デイサービスセンター パステル	沖縄県北谷町桑江 287-2			●
82	4-25	デイサービス	指定通所介護ようめいえん	沖縄県北谷町宮城 1-793	●		●
84	4-26	デイケア	白川園通所リハビリテーション	沖縄県北谷町吉原 263		●	
85	4-27	デイケア	徳洲会ハンビークリニック 通所リハビリテーション事業所	沖縄県北谷町北前 1-21-1	●		●
86	5-1	放課後等デイサービス	しあわせ駅 北谷	沖縄県北谷町桃原 9 番地 3			
87	5-2	放課後等デイサービス	児童デイサービス エルビス	沖縄県北谷町伊平 411-2 第 2 東和ビル 2 階 6 号室			
88	5-3	放課後等デイサービス	コロニー児童デイサービスくわえ	沖縄県北谷町桑江 586-13			
89	5-4	放課後等デイサービス	ちゃんぷるハウス	沖縄県北谷町上勢頭 626 番地 1 (1F-A)			
90	5-5	放課後等デイサービス	ふれあいきつず北谷	沖縄県北谷町浜川 244 番地			
91	5-6	放課後等デイサービス	アソシア ホイスコーレ	沖縄県北谷町北前 1 丁目 10 番 8	●		●
92	5-7	放課後等デイサービス	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート ちゃたん	沖縄県北谷町北谷 1 丁目 11 番地 18 M. I アパー ト 1F	●		●
93	5-8	放課後等デイサービス	Olive	沖縄県北谷町北前 1 丁目 5 番地 2 1F	●		●
94	5-9	放課後等デイサービス	楽学喜サポート anemone mi h a m a	沖縄県北谷町美浜 2 丁目 2 番地 4 富川マンション 102 号室	●		●

[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
95	5-10	放課後等デイサービス	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート ちゃたん2号店	沖縄県北谷町北前1丁目2-7 Aiビル202号	●		●
96	5-11	放課後等デイサービス	きらめき北谷	沖縄県北谷町美浜1丁目2-10	●		●
97	5-12	放課後等デイサービス	児童デイサービス結らんど上勢	沖縄県北谷町上勢頭630番地3 1F			
98	5-13	児童発達支援	児童デイサービス エルビス	沖縄県北谷町伊平411-2 第2東和ビル2階6号室			
99	5-14	児童発達支援	ちゃんぷるハウス	沖縄県北谷町上勢頭626番地1(1F-A)			
100	5-15	児童発達支援	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート ちゃたん	沖縄県北谷町北谷1丁目11番地18 M. I アパー ト1F	●		●
101	5-16	児童発達支援	Olive	沖縄県北谷町北前1丁目5番地2 1F	●		●
102	5-17	児童発達支援	楽学喜サポート anemone miham a	沖縄県北谷町美浜2丁目2番地4 富川マンション 102号室	●		●
103	5-18	児童発達支援	おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマート ちゃたん2号店	沖縄県北谷町北前1丁目2-7 Aiビル202号	●		●
104	5-19	児童発達支援	きらめき北谷	沖縄県北谷町美浜1丁目2-10	●		●
105	5-20	児童発達支援	児童デイサービス結らんど上勢	沖縄県北谷町上勢頭630番地3 1F			
106	5-21	保育所等訪問支援	ちゃんぷるハウス	沖縄県北谷町上勢頭626番地1(1F-A)			
107	5-22	保育所等訪問支援	アソシアソーシャルサポート	沖縄県北谷町北前1-10-8	●		●
108	5-23	障害児相談支援	地域生活支援センター「うらら」	沖縄県北谷町伊平414番地1			
109	5-24	障害児相談支援	ソーシャルサポートアソシア	沖縄県北谷町上勢頭669-1			
110	5-25	障害児相談支援	相談支援事業所 がんしなー	沖縄県北谷町美浜2-2-4 富川マンション503号室	●		●
111	5-26	障害児相談支援	アソシアソーシャルサポート	沖縄県北谷町北前1-10-8	●		●
112	5-27	障害児相談支援	room C	沖縄県北谷町上勢頭626番地1(1F-B)			
113	5-28	障害児相談支援	相談支援事業所・アニマート北谷	沖縄県北谷町桑江625-8 桑江オフィス1階			

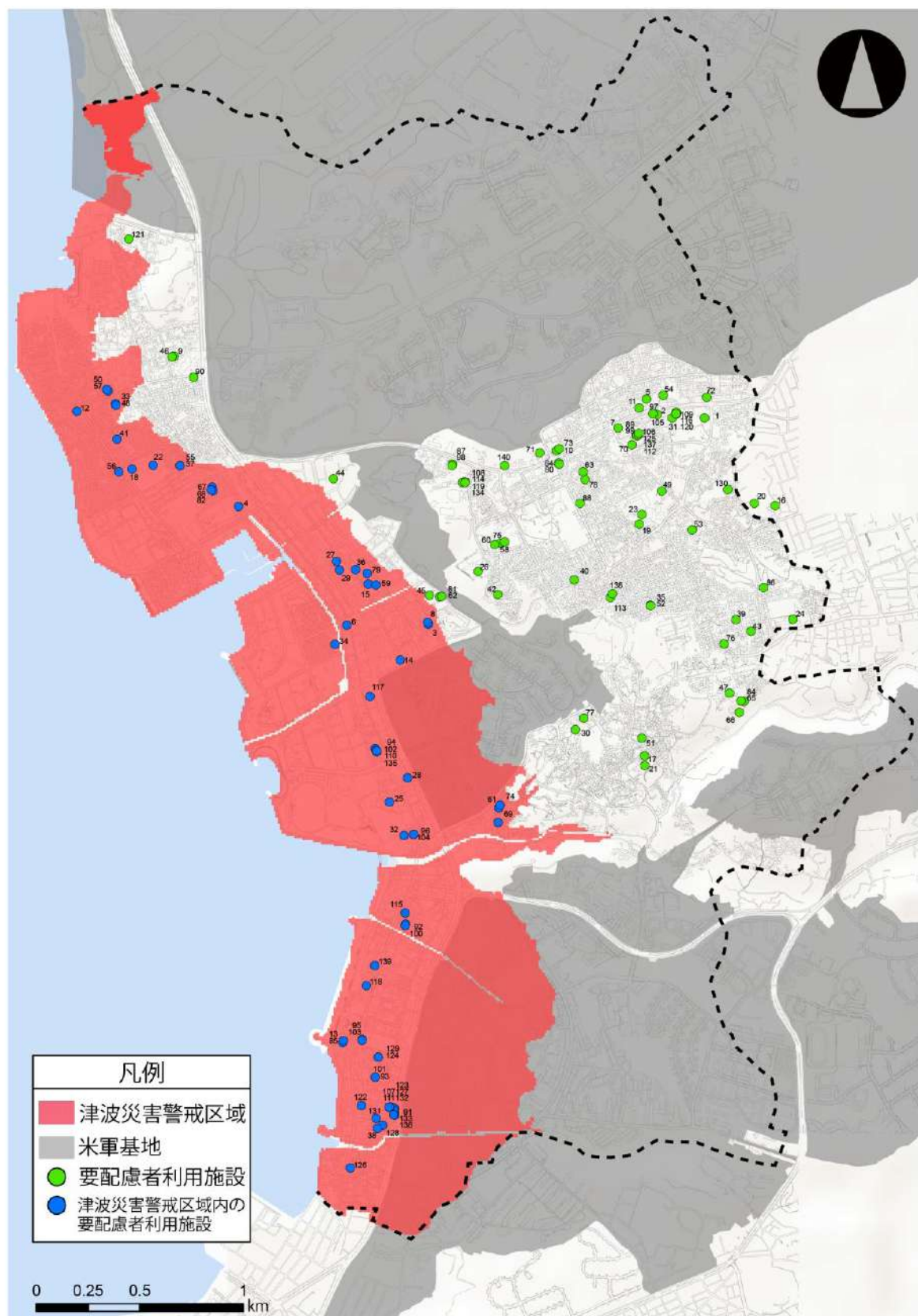
[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
114	6-1	生活介護	「ニライの里」	沖縄県北谷町伊平 414 番地 1			
115	6-2	生活介護	デイサービスセンターかふー美原 北谷	沖縄県北谷町北谷 1-11-11	●		●
116	6-3	就労移行支援（一般型）	ソーシャルトレーニングアソシア	沖縄県北谷町上勢頭 669-1			
117	6-4	就労継続支援（A型）	シーサイド北谷	沖縄県北谷町美浜 2-1-13	●		●
118	6-5	就労継続支援（A型）	サンクスラボ株式会社	沖縄県北谷町北谷 2 丁目 15 番 1 サンセットビル 201 号室	●		●
119	6-6	就労継続支援（B型）	「ニライの里」	沖縄県北谷町伊平 414 番地 1			
120	6-7	就労継続支援（B型）	ソーシャルトレーニングアソシア	沖縄県北谷町上勢頭 669-1			
121	6-8	就労継続支援（B型）	就労サポート e-ステップ	沖縄県北谷町砂辺 211			
122	6-9	就労継続支援（B型）	就労支援研究所 北谷	沖縄県北谷町北前 1-18-7 仲程アパート 1 階	●		●
123	6-10	自立訓練（生活訓練）	アソシア ホイスコーレ	沖縄県北谷町北前 1-10-8	●		●
124	6-11	短期入所	奏・グループホーム OneStyle 海風	沖縄県北谷町北前 1-3-5	●		●
125	6-12	短期入所	ちゃんぷるハウス	沖縄県北谷町上勢頭 626 番地 1 (1F)			
126	6-13	共同生活援助	BIG HUG おきなわグループホーム	沖縄県北谷町北前 247 番地 PACIFICKITAMAE401	●		●
127	6-14	共同生活援助	アソシア レジデンス	沖縄県北谷町北前 1-10-8	●		●
128	6-15	共同生活援助	奏・グループホーム OneStyle 北谷	沖縄県北谷町北前 1 丁目 13 番地 1 OneStyle 北谷 2～6 階	●		●
129	6-16	共同生活援助	奏・グループホーム OneStyle 海風	沖縄県北谷町北前 1-3-5	●		●
130	6-17	共同生活援助	Emi Full Hills	沖縄県北谷町吉原 638 番地			
131	6-18	共同生活援助	奏・GH北谷北前	沖縄県北谷町北前 1 丁目 11 番 4	●		●
132	6-19	地域移行支援	アソシア ソーシャルサポート	沖縄県北谷町北前 1-10-8	●		●
133	6-20	地域定着支援	アソシア ソーシャルサポート	沖縄県北谷町北前 1-10-8	●		●

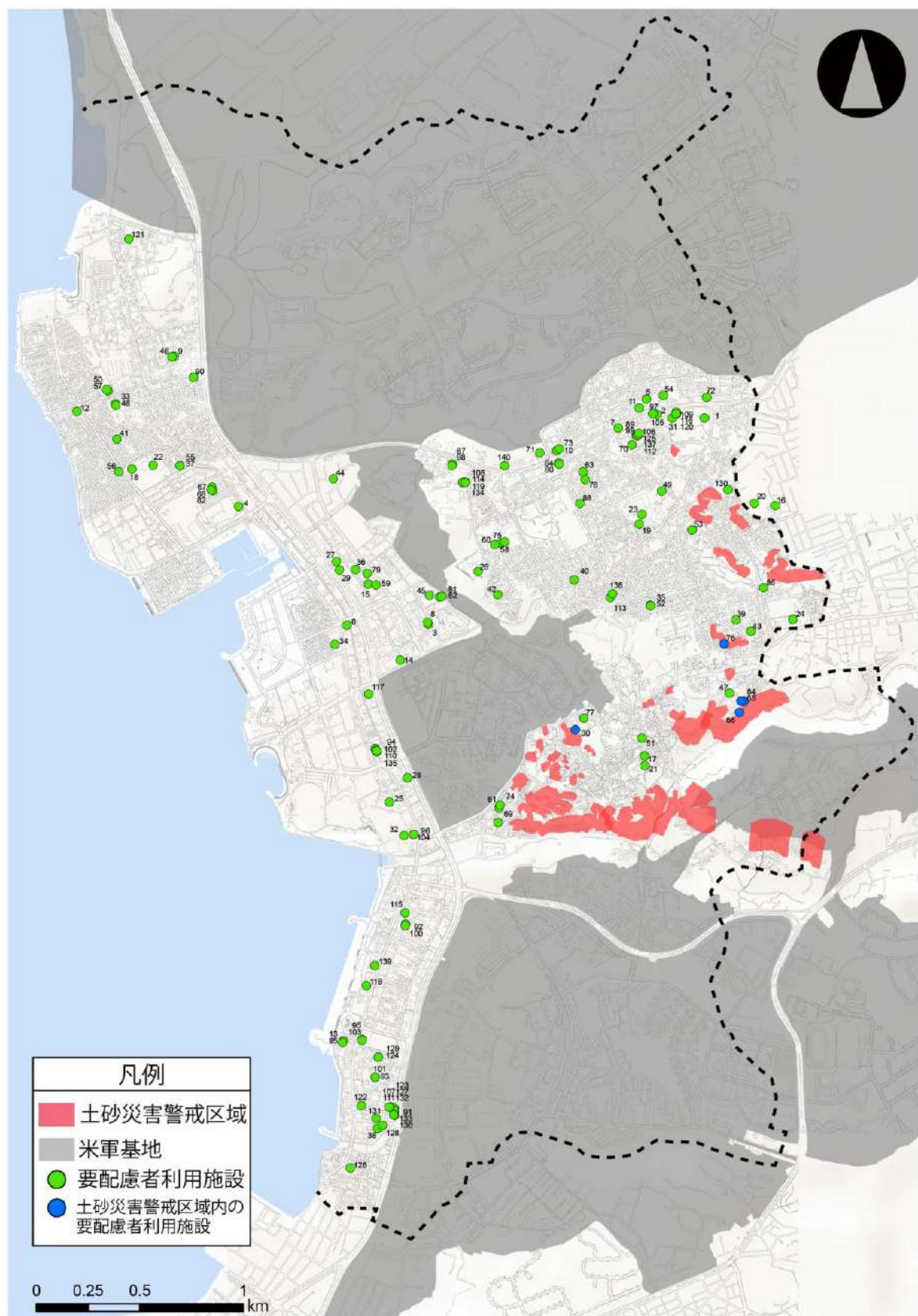
[資料編] 7 避難所・避難場所、要配慮者利用施設

ID	枝番	種類	施設名	所在地	津波災害 警戒区域	土砂災害 警戒区域	液状化の 可能性
134	6-21	計画相談支援	地域生活支援センター 「うらら」	沖縄県北谷町伊平 414-1			
135	6-22	計画相談支援	相談支援事業所 がんしなー	沖縄県北谷町美浜 2-2-4 富川マンション 503 号室	●		●
136	6-23	計画相談支援	アソシアソーシャルサポート	沖縄県北谷町北前 1-10-8	●		●
137	6-24	計画相談支援	room C	沖縄県北谷町上勢頭 626 番地 1 (1F-B)			
138	6-25	計画相談支援	相談支援事業所・アニマートちゃたん	沖縄県北谷町桑江 625-8 桑江オフィス 1 階			
139	6-26	計画相談支援	奏・相談事業所	沖縄県北谷町北谷 2-16-13 OceanBlueAraha201 号室	●		●
140	6-27	地域活動支援センター	北谷町障がい者地域活動支援センターたんぽぽ	沖縄県北谷町上勢頭 837-1			

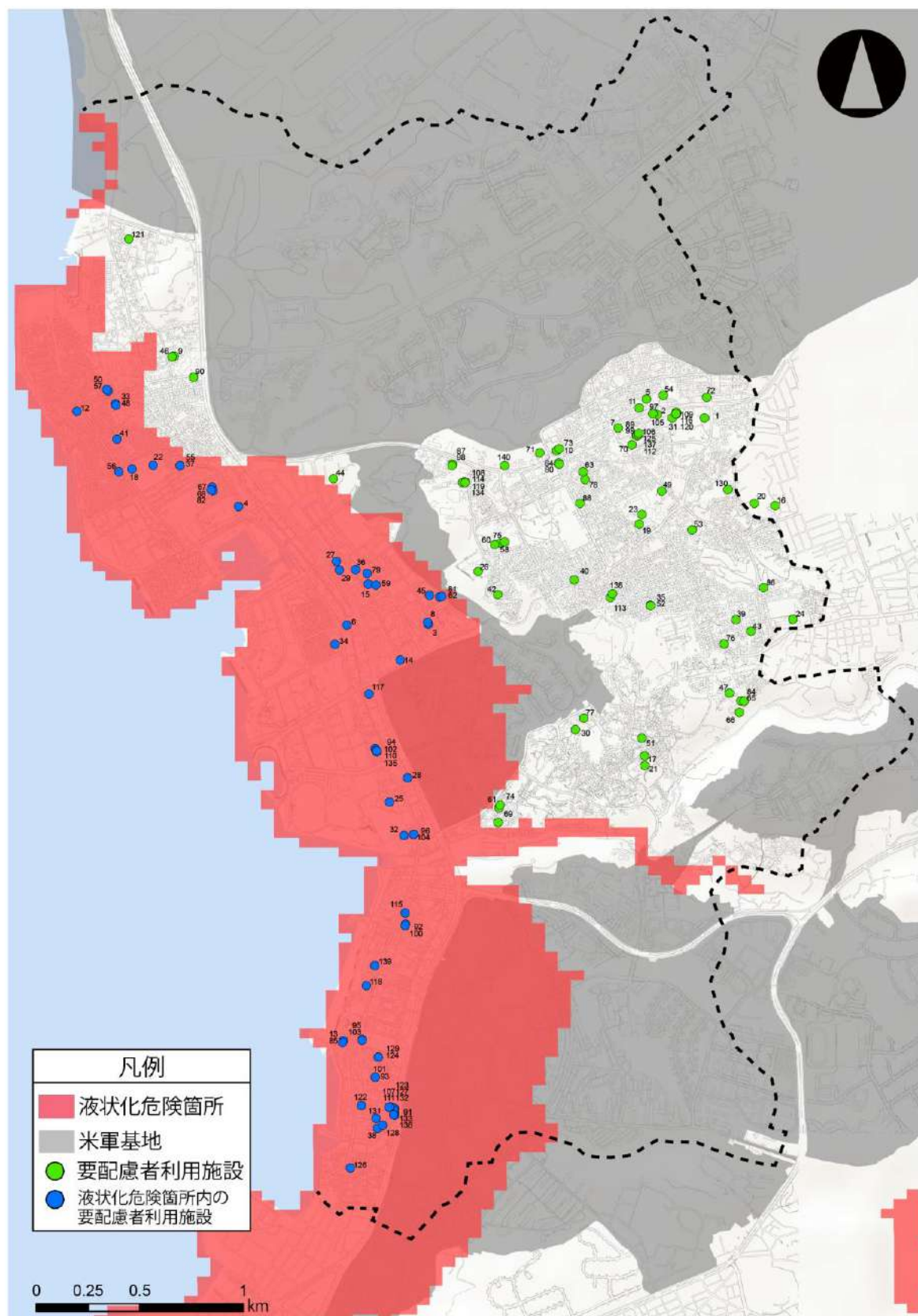
資料7-3 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設



資料7-4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設



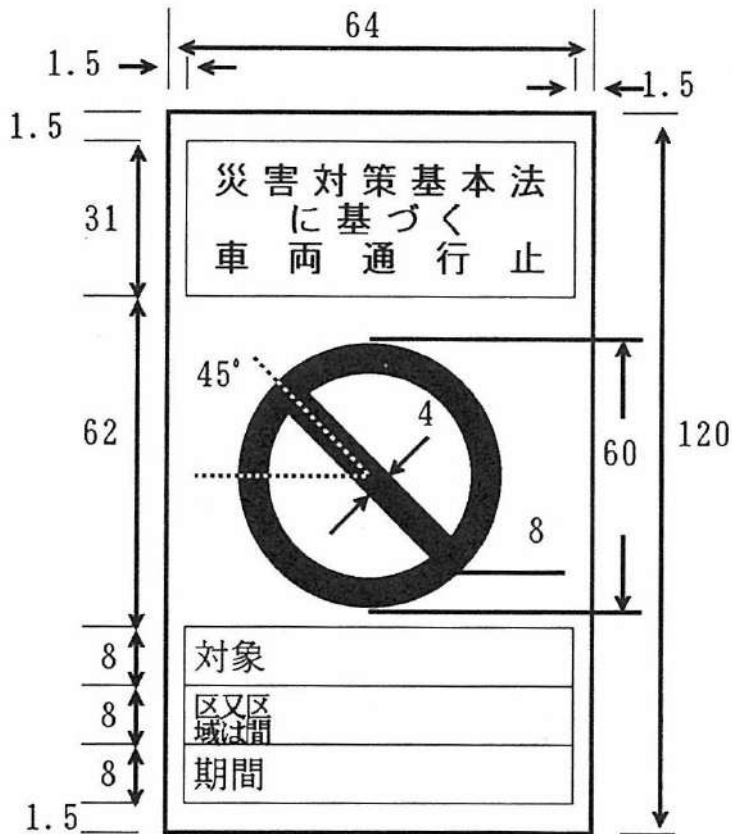
資料 7－5 液状化危険箇所内の要配慮者利用施設



8 輸送・交通関連

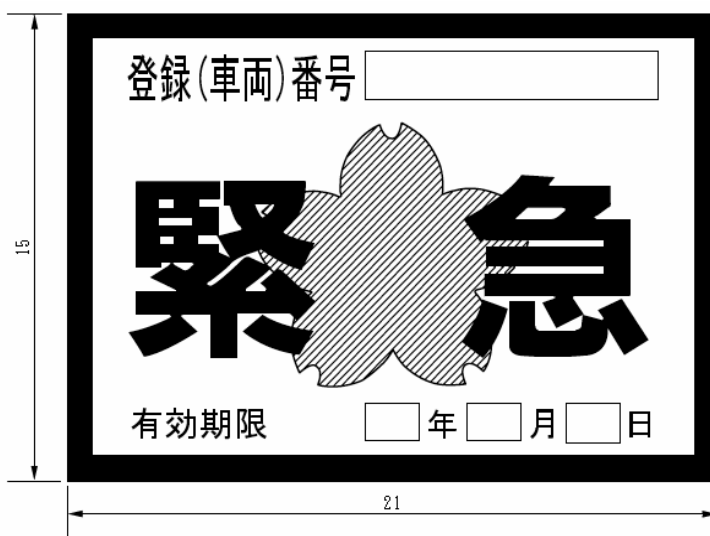
資料8-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式1】



- 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】



- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式3】

証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料8-2 緊急通行車両等事前届出済み車両一覧

No	管理課	自動車登録番号	車名	種別	備考
1	議会事務局	沖縄 300 み 2666	トヨタ ハイエースワゴンD X	乗用	
2	基地・安全対策課(住民安全係)	沖縄 300 な 5210	トヨタ ハイラックスサーフ	乗用	
3	基地・安全対策課(住民安全係)	沖縄 400 ち 9031	トヨタ ハイエース	貨物	
4	福祉課(老人福祉センター)	沖縄 300 て 5770	ニッサン キャラバン	乗用	
5	都市計画課(区画整理係)	沖縄 500 や 5280	トヨタ ヴォクシー	乗用	
6	土木課(道路係)	沖縄 300 も 7100	ニッサン エクストレイル	乗用	ステーションワゴン
7	学校教育課(学務係)	沖縄 200 は 316	イズブ ガーラミオ	自家用乗合	スクールバス
8	文化課	沖縄 400 て 4666	トヨタ プロボックスバンD X	乗用	
9	社会教育課(社会教育係)	沖縄 501 ま 8158	ホンダ ステップワゴン	乗用	
10	生涯学習プラザ	沖縄 200 は 98	ヒノ セレガ	自家用乗合	バス
11	福祉課障がい者福祉係(北谷町障がい者地域活動支援センターたんぽぽに貸与)	沖縄 300 め 6836	ニッサン キャラバン	乗用	

資料8-3 町有車両の保有状況

令和3年9月現在

	乗用車	ワゴン	SUV	軽自動車	（軽トラ含む） トラック	バン	バス	特殊車両
議会事務局	1	1						
町長室	3							
基地・安全対策課			1			1		
企画財政課	2							
情報政策課						1		
税務課	1			1				
住民課				1				
福祉課	4			1		1		
子ども家庭課	2							
保健衛生課	4			5	1			
経済振興課	1			1	1			1
観光課	1							
都市計画課	2	1						
土木課	2		1		1			1
教育総務課	2							
学校教育課	1						1	
文化課	1							
社会教育課	1	1		1	1	1		
町立図書館				1				
生涯学習プラザ	1			1			1	
学校給食センター				1		2		
上下水道課	3		1	4				
福祉課（たんぽぽ）		1		1				
保健衛生課（地域振興センター貸与）								8
保健衛生課（シルバー人材センター貸与）								2

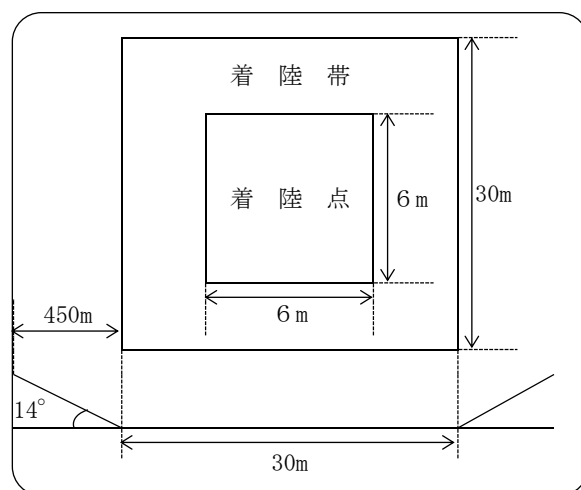
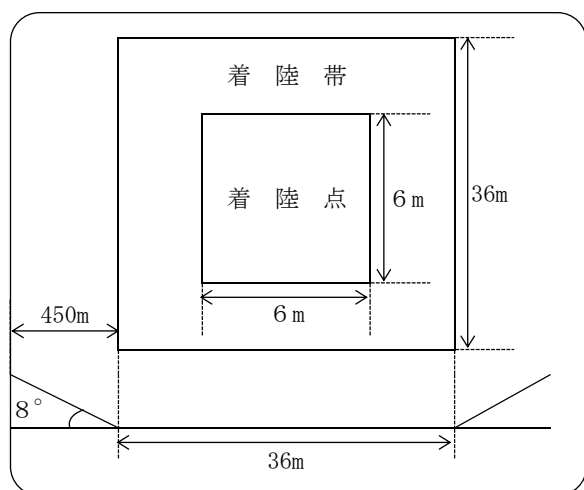
資料8-4 使用可能なヘリポート候補地

北谷公園野球場
北谷公園陸上競技場
桑江総合運動場
北谷小学校運動場
北谷第二小学校運動場
北玉小学校運動場
浜川小学校運動場

資料8-5 ヘリポートの設置基準

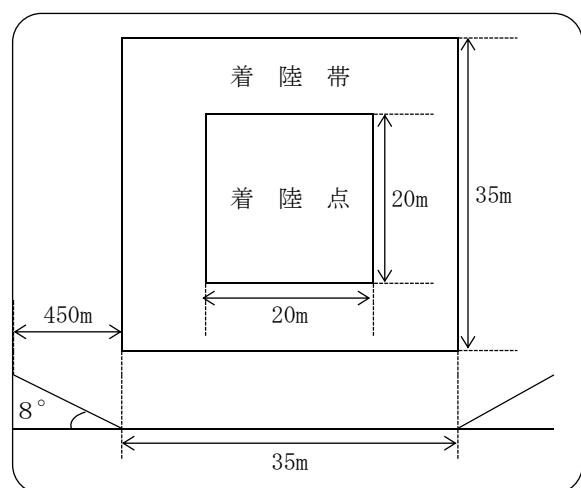
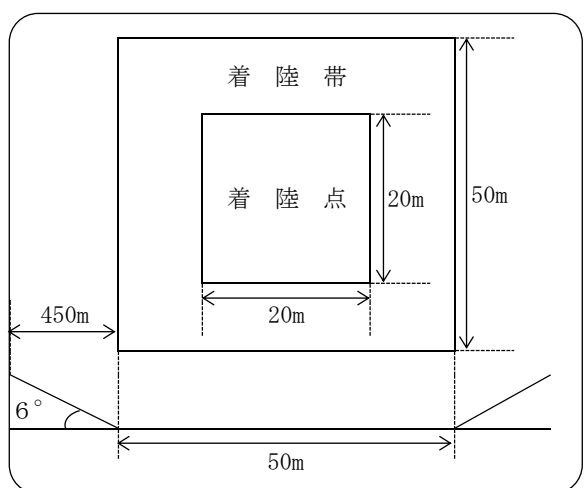
(a-1) 中小型機(UH-1)の場合《標準》

(a-2) 中小型機(UH-1)の場合《応急》

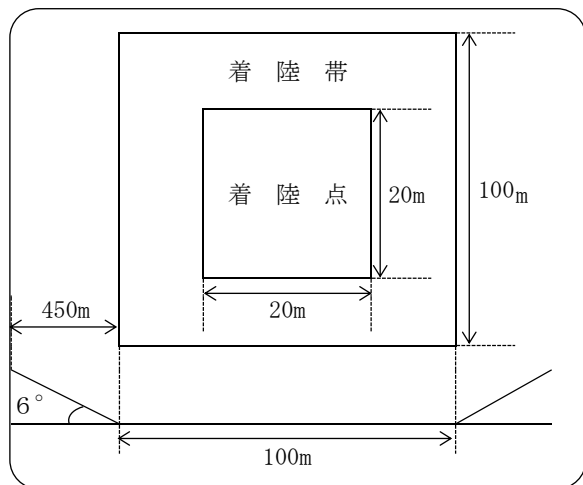


(b-1) 大型機(UH-60J)の場合《標準》

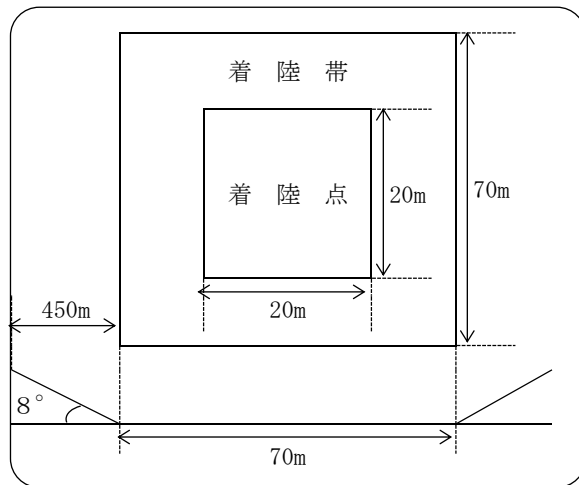
(b-2) 大型機(UH-60J)の場合《応急》



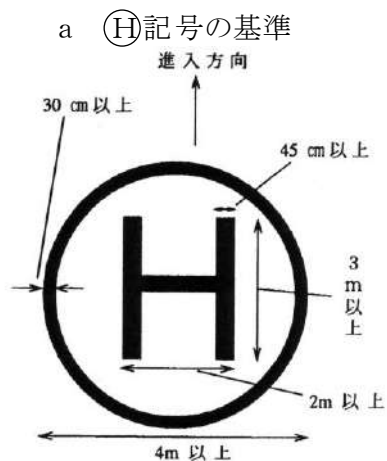
(C-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》



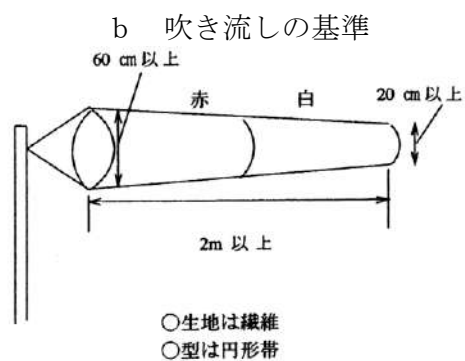
(C-2) 大型機 (CH-47) の場合《応急》



[ヘリポート表示基準]



○石灰で標示、積雪時は墨汁、
絵具等で明瞭に標示。



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流
しに準ずる規格の旗を掲揚。

資料8-6 町内の住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）一覧

令和3年8月20日現在

運営会社等	給油所名	給油所住所	電話番号
株式会社白石	北谷美浜 給油所	北谷町美浜 3-1-2	098-936-9422
沖縄出光株式会社	ハートフル北谷 給油所	北谷町字浜川 8-10	098-936-1131
株式会社センターサー ビスステーション	センター 給油所	北谷町砂辺 365	098-936-2509
株式会社りゅうせきラ イフサポート	北谷桑江店	北谷町字桑江 472-7	098-936-9675
株式会社森岡コーリー	セルフ北谷役場前 給油所	北谷町字伊平 236-1	098-921-7585

9 医療・救急関連

資料 9-1 町内医療機関施設一覧

No.	施設名	所在地	TEL	備考
1	砂辺クリニック	北谷町宮城 1-43	098-936-6270	
2	中部地区医師会検診センター	北谷町宮城 1-584	098-936-8200	
3	やびく産婦人科・小児科	北谷町砂辺 306	098-936-6789	
4	たまきクリニック	北谷町上勢頭 837-8	098-926-1313	
5	北上中央病院	北谷町上勢頭 631-9	098-936-5111	
6	大城皮フ科クリニック	北谷町上勢頭 629-1	098-926-0007	
7	徳洲会ハンビークリニック	北谷町北前 1-21-1	098-926-3000	
8	あゆみ眼科	北谷町字桑江 110 番地	098-926-0660	
9	まちだクリニック	北谷町上勢頭 556-3	098-921-7300	
10	しんはま耳鼻科・形成外科・しんはま皮ふ科	北谷町字伊平 250 番地	098-936-4035	
11	とうま整形外科クリニック	北谷町字桑江 123 番地 2 階	098-926-6677	
12	北谷病院	北谷町字上勢頭 631-4	098-936-5611	
13	こばし内科クリニック	北谷町字桑江 123 番地 1 階	098-936-1111	
14	もりなが内科・小児科クリニック	北谷町美浜 2-7-7	098-926-1234	
15	ウェルライフクリニック	北谷町字伊平 528 番地	098-989-9211	

資料 9-3 医療救護班派遣要請書（沖縄県災害医療マニュアル）

【様式第 4 号：市町村災害対策本部→地区医師会】

医療救護班派遣要請書

年 月 日（ 時 分）

中部地区医師会会長 様

北谷町災害対策本部
本部長

地域で発生した 災害に際し、下記のとおり医療救護班
を派遣していただくよう、お願いします。

記

医療救護 活動場所	医療救護班員 必要数	活動予定期間等	災害の概要
	※1 班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	○活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（ ）	
	※1 班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（ ）	
	※1 班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（ ）	
	※1 班当たり 医師 名 看護師 名 補助職員 名 ※必要班数 班	活動期間 月 日 時 分～ 月 日 時 分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（ ）	

（注）「地域」については、市町村名及び当該地区名（大字、町名等）を記入すること。

「災害」については、地震、水害、土石流など具体的に記入すること。

資料：沖縄県災害医療マニュアル

資料 9－4 北谷町内の医療用救急ヘリコプター場外離発着場

名称	所在地
北谷公園	北谷町字美浜 2 番地
砂辺馬場公園ソフトボール場	北谷町字砂辺 1 番地 4
桑江総合運動場	北谷町字桑江 595 番地 2

10 危険物施設

資料10-1 給油取扱所施設一覧

事業所名	所在地 (行政区)	危険物種別	数量 (L)	指定数量 の倍数
センター サービスステーション	砂辺 365 (砂辺区)	4 類 1 石 ガソリン	40,000	200
		2 石 軽油	10,000	10
		4 石 オイル	2,000	0.33
桃原給油所	吉原 450-1 (桃原区)	4 類 1 石 ガソリン	30,000	150
		2 石 軽油	10,000	10
		4 石 オイル	10,000	1.6
白石サービスステーション 北谷美浜店	美浜 3 丁目 1-2 (美浜区)	4 類 1 石 ガソリン	50,000	250
		2 石 軽油	10,000	10
		3 石 廃油	1,900	0.95
		4 石 オイル	1,000	0.17
セルフカーピット 北谷 SS	浜川 8-10 (宮城区)	4 類 1 石 ガソリン	70,000	350
		2 石 軽油	10,000	10
		4 石 オイル	1,900	0.316
(株)りゅうせきライフサポート 北谷北前 1 丁目店	北前 1 丁目 20-1 (北前区)	4 類 1 石 ガソリン	50,000	250
		2 石 軽油	10,000	10
セルフ北谷役場前給油所	伊平 236-1 (桑江区)	4 類 1 石 ガソリン	50,000	250
		2 石 軽油	10,000	10
		4 石 廃油	2,000	1
(株)りゅうせきライフサポート 北谷桑江店	桑江 472-7 (桑江区)	4 類 1 石 ガソリン	50,000	250
		2 石 軽油	10,000	10
		4 石 廃油	2,000	1
沖縄トヨタ株式会社 北谷トヨタランド	宮城 1-37 (宮城区)	4 類 1 石 ガソリン	1,200	6
		2 石 軽油	600	0.6
有限会社 花石油 北谷ハンビー店	北谷 1 丁目 5 番 6 号 (北前区)	4 類 1 石 ガソリン	182,000	910
		2 石 軽油	10,000	10

資料10-2 危険物貯蔵所施設一覧

事業所名	所在地 (行政区)	危険物種別	数量 (L)	指定 数量 の 倍 数	備考
沖縄北谷自然海塩株式会社	宮城1番地650 (宮城区)	4類3石 重油	11,000	5.5	屋外タンク 貯蔵所
ザ・ビーチタワー沖縄A	美浜8-6 (美浜区)	4類3石 重油	50,000	2.5	地下タンク 貯蔵所
ザ・ビーチタワー沖縄B	美浜8-6 (美浜区)	4類3石 重油	20,000	10	地下タンク 貯蔵所
Terme VILLA ちゅら一ゆ	美浜2番地 (美浜区)	4類3石 重油	8,000	4	地下タンク 貯蔵所
サンエーハンビータウン	北前1丁目2番3号 (北前区)	4類3石 重油	20,000	10	地下タンク 貯蔵所
北谷ポンプ場	北谷1丁目1-1 (北前区)	4類3石 重油	2,000	1	地下タンク 貯蔵所
北谷浄水場 No1 タンク	宮城1-27 (宮城区)	4類3石 重油	30,000	15	地下タンク 貯蔵所
北谷浄水場 No2 タンク	宮城1-27 (宮城区)	4類3石 重油	30,000	15	地下タンク 貯蔵所
海水淡水化センター	宮城1-27 (宮城区)	4類3石 重油	6,000	3	地下タンク 貯蔵所
(株)りゅうせきライフサポート オートバックスニュー北谷店	美浜1丁目5-8 (美浜区)	4類3石 重油	3,000	1.5	地下タンク 貯蔵所
ヒルトン沖縄北谷リゾート	美浜40-1 (美浜区)	4類3石 重油	20,000	10	地下タンク 貯蔵所
ダブルツリーby ヒルトン 沖縄北谷リゾート	美浜43 (美浜区)	4類3石 重油	10,000	5	地下タンク 貯蔵所

1 1 情報伝達・防災関係機関等

資料 1 1 - 1 災害時優先電話

災害時優先電話は、災害時に電話が混み合った場合でも通信制限を受けずに発信や接続を行うことができる電話である。なお、優先されるのは「発信」であり、「着信」については通常電話と同じ扱いとなる。

令和 4 年 2 月現在、北谷町では NTT 西日本から 13 回線の災害時優先電話の指定を受けているが、指定された電話番号を公表した場合、当該番号に電話が殺到し、使用できなくなるおそれがあるため公表していない。

資料 1 1 - 2 北谷町防災行政無線等放送施設

通信機種別	設置場所等
固定系親局 ・固定系子局（屋外スピーカー）及び戸別受信機への 通信放送	役場 3 階防災無線室 （町長室秘書広報係横）
固定系遠隔制御機	ニライ消防本部北谷消防署
移動系無線機（トランシーバ）	役場 3 階防災無線室 1 5 台

資料 1 1 - 3 防災行政無線放送 聞き直しフリーダイヤル

1	0 1 2 0 - 3 0 6 - 2 5 1
2	0 1 2 0 - 3 0 6 - 2 5 2
3	0 1 2 0 - 3 0 6 - 2 5 3
4	0 1 2 0 - 3 0 6 - 2 5 4

資料 1 1 - 4 I P 告知端末設置箇所

No	設置箇所	J - アラートが放送される設備
1	北谷町役場	I P 告知端末
2	上勢区公民館	I P 告知端末
3	桃原区公民館	I P 告知端末
4	栄口区公民館	I P 告知端末
5	桑江区公民館	I P 告知端末
6	謝莉区公民館	I P 告知端末
7	北玉区公民館	I P 告知端末
8	宇地原区公民館	I P 告知端末
9	北前区公民館	I P 告知端末
10	宮城区公民館	I P 告知端末
11	砂辺区公民館	I P 告知端末
12	美浜区公民館	I P 告知端末
13	北谷小学校	I P 告知端末及び施設内放送設備
14	北谷第二小学校	I P 告知端末
15	北谷中学校	I P 告知端末
16	北玉小学校	I P 告知端末及び施設内放送設備
17	浜川小学校	I P 告知端末及び施設内放送設備
18	桑江中学校	I P 告知端末
19	ちやたんニライセンター	I P 告知端末及び施設内放送設備
20	北谷公園屋内運動場	I P 告知端末及び施設内放送設備
21	北谷町保健相談センター	I P 告知端末及び施設内放送設備
22	北谷幼稚園	I P 告知端末及び施設内放送設備
23	北谷第二幼稚園	I P 告知端末及び施設内放送設備
24	北玉幼稚園	I P 告知端末及び施設内放送設備
25	浜川幼稚園	I P 告知端末及び施設内放送設備
26	謝莉保育所	I P 告知端末及び施設内放送設備
27	上勢保育所	I P 告知端末及び施設内放送設備
28	美浜保育所	I P 告知端末及び施設内放送設備
29	上勢桑江児童館	I P 告知端末及び施設内放送設備
30	宮城児童館	I P 告知端末及び施設内放送設備
31	北玉児童館	I P 告知端末及び施設内放送設備

資料 1 1 - 5 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

(県出先等関係機関)

地区	県出先機関名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX番号	NTT番号
北部地区	北部保健所	総務企画班		640	4	5	0980-52-2714
	北部病院	総務課		660	4	5	0980-52-2719
中部地区	中部保健所		6	71	7494		938-9886
	中部病院	総務課		661	4	5	973-4111
	中部農業改良普及センター		6	71	7580		894-6521
	中部農林土木事務所	所長	6	71	7775		894-6525
	中頭教育事務所		6	71	7480		939-0044
	中部土木事務所	維持管理班	6	71	7745		894-6512
	南部保健所	総務企画課		641	4	5	889-6351
南部地区	南部医療センター・こども 医療センター	総務課		662	4	5	888-0123
	南部農林土木事務所		6	71	5029	098-867-2978	867-2770
	那覇教育事務所		6	71	5240		866-2333
	宮古保健所		外十#	642	4	5	0980-72-2420
宮古地区	宮古病院	総務課		663	4	5	0980-72-3151
	八重山保健所	総務企画班	6	206	2735	2330	0980-82-3240
八重山地区	八重山病院	総務課		664	4	5	0980-83-2525

(防災関係機関)

地区	防災関係機関名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX番号	NTT番号
南部地区	沖縄気象台	業務課	7	680	4	5	833-4283
	第11海保	救難課		681	4	5	867-0118
	陸上自衛隊	那覇駐屯地		682	局番のみ		857-1155
	NHK沖縄			683	4	5	865-2222
	日本赤十字社 沖縄県支部			684	4	5	835-1177
	沖縄電力(株)			685	4	5	877-2341

(市町村)

地区	市町村名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX番号	NTT番号
北部地区	名護市	総務課	8	210	9921	未接続	0980-53-1212
	国頭市	総務課	外線17	211	9922	〃	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	5	212	9923	〃	0980-44-3001
	東村	総務財政課	12	213	9924	〃	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課		不要	9925	〃	0980-56-2101
	本部町	総務課	61	215	9926	〃	0980-47-2101
	恩納村	総務課	88	216	9927	〃	966-1200
	宜野座村	総務課		不要	9928	〃	968-5111
	金武町	総務課	外線5	218	9929	〃	968-2111
	伊江村	総務課		不要	9930	〃	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課		不要	9931	〃	0980-46-2001
	伊是名村	総務課		不要	9932	〃	0980-45-2001
中部地区	うるま市	防災基地渉外課	7	230	9933	〃	974-3111
	宜野湾市	総務課	6	231	9934	〃	893-4411
	浦添市	防災危機管理室	特番 * *	232	9935	〃	876-1234
	沖縄市	防災課	8	233	9936	〃	939-1212
	読谷村	総務課		不要	9937	〃	982-9200
	嘉手納町	総務課	7	235	9938	〃	956-1111
	北谷町	基地・安全対策課		不要	9939	未接続	936-1234
	北中城村	総務課	8	237	9940	〃	935-2233
	中城村	総務課		不要	9941	〃	895-2131
	西原町	総務課	7	239	9942	〃	945-5011
	那覇市	防災危機管理課	44	250	9943	〃	867-0111
南部地区	糸満市	市民生活環境課	6	251	9944	〃	840-8111
	豊見城市	総務課	7	252	9945	〃	850-0024
	八重瀬町	総務課	5	254	9947	〃	998-2200
	南城市	総務課		不要	9946	〃	948-7111
	与那原町	総務課	*	255	9948	〃	945-2201
	南風原町	総務課	7	256	9949	庁舎交換機収容7	889-4415
	久米島町	総務課		不要	9950	未接続	985-7121
	渡嘉敷村	総務課	8	258	9951	〃	987-2321
	座間味村	総務課		不要	9952	〃	987-2311
	粟国村	総務課		不要	9953	〃	988-2016
	渡名喜村	総務課	外線9 ～12	261	9954	〃	989-2002
	北大東村	総務課	防災+6	263	9956	〃	09802-3-4001
大東地区	南大東村	総務課	外線 11+6	262	9955	〃	09802-2-2001
	北大東村	総務課	防災+6	263	9956	〃	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	総務課	70	270	9957	〃	0980-72-3751
	多良間村	総務財政課	7	271	9958	〃	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	防災危機管理室	85	280	9959	〃	0980-87-5533
	竹富町	総務課		不要	9960	〃	0980-82-6191
	与那国町	総務課		不要	9961	〃	0980-87-2241

(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX番号	NTT番号
北部地区	名護消防	通信司令室		600	4	5	0980-52-1142
	国頭消防	通信司令室		601	9526	60	0980-41-5100
	本・今消防	通信司令室	外線 7	602	4	5	0980-47-7119
	金武消防	通信司令室		603	4	5	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信司令室	外線 7	604	4	5	929-1190
	宜野湾消防	通信司令室	外線 8	605	4	5	892-2299
	浦添消防	通信司令室		606	4	5	875-0119
	うるま市消防	通信司令室	6	607	4	5	973-4838
	ニライ消防	通信司令室	外線 9	608	4	5	956-9914
	中・北消防	通信司令室	外線 8	609	4	5	935-4747
南部地区	那覇消防	通信司令室	44	610	4	5	867-0119
	糸満消防	通信司令室	外線 6	611	4	5	992-3661
	豊見城消防	通信司令室	7	612	4	5	850-0529
	島尻消防	通信司令室	外線12	613	4	5	948-2512
	東部消防	通信司令室	8	614	4	5	945-2200
	久米島消防	通信司令室		615	4	5	985-3281
宮古地区	宮古島消防	通信司令室	8	616	4	5	0980-72-0943
八重山地区	石垣消防	通信司令室		617	4	5	0980-82-0119

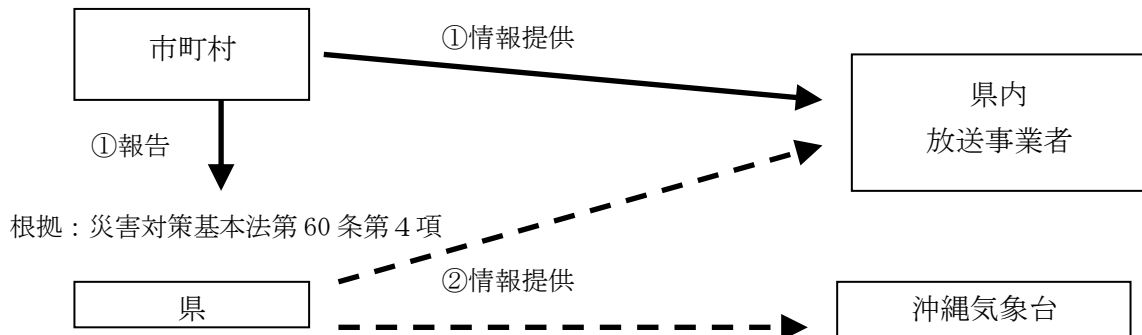
平成 30 年 12 月時点

資料 1 1 - 6 報道機関一覧表

機関名	所在地	電話番号
日本放送協会沖縄放送局 (NHK)	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
琉球放送(株) (RBC)	那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
沖縄テレビ放送(株) (OTV)	那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
琉球朝日放送(株) (QAB)	那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
沖縄ケーブルネットワーク(株) (OCN)	那覇市久茂地 1-2-20	098-863-0077
(株)ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株)エフエム沖縄	浦添市小湾 40	098-877-2361
(株)沖縄タイムス社	那覇市久茂地 2-2-2	098-860-3000
(株)沖縄タイムス中部支社	沖縄市胡屋 1-3-10	098-939-1122
(株)琉球新報社	那覇市泉崎 1-10-3	098-865-5111
(株)琉球新報社中部支社	沖縄市沖宗根町 25-6	098-934-6500
(株)クレスト (FMニライ放送事業者)	北谷町桑江 467-1 (FMニライ所在地)	098-926-2288

資料 1 1 - 8 避難情報の伝達ルート及び手段

1 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、市町村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は市町村から避難指示等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- エ 避難指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

2 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段は FAX 及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速に FAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者の FAX 番号等を FAX に登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難指示等の報告を FAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかに FAX 及び電話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 市町村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかに FAX で放送事業者提供しなければならない。

[通信回線]

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

資料 1 1 - 9 自衛隊の連絡場所

[災害派遣命令者の所在地等]

	宛先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第 15 旅 団長	那覇市鏡水 679	第 15 旅 団司令部 第 3 部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2277～2279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政 情報通信ネットワーク *6-552-0123	司令部当 直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政 情報通信ネットワーク *6-552-0123
海上自衛隊	第 5 航空 郡司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	郡司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地 隊司令	うるま市勝 連平敷屋 1920	沖縄基地 隊本部警 備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空 方面隊司 令	那覇市当間 301	司令部運 用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直 幕僚	857-1191 内線 2204 2304

[急患空輸等の要請権者及び要請先]（電話：上記に同じ）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南方隊
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南方隊	海上自衛隊 5 空群
海上搜索		海上自衛隊 5 空群	海上自衛隊沖基
		海上自衛隊沖基	航空自衛隊南方隊

[自衛隊航空機の救急患者空輸要請書]

年 月 日

沖縄県知事 様

北谷町長

印

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣要請を依頼します。

1 派遣要請の理由

2 派遣を要する日時

3 派遣を要する場所及び搬送場所

4 空輸を必要とする救急患者

氏 名

血液型

生年月日

5 同乗者（医師、親族）

氏 名

血液型

生年月日

氏 名

血液型

生年月日

6 その他

医療機材、特記事項等

資料 1 1－1 0 災害用伝言版

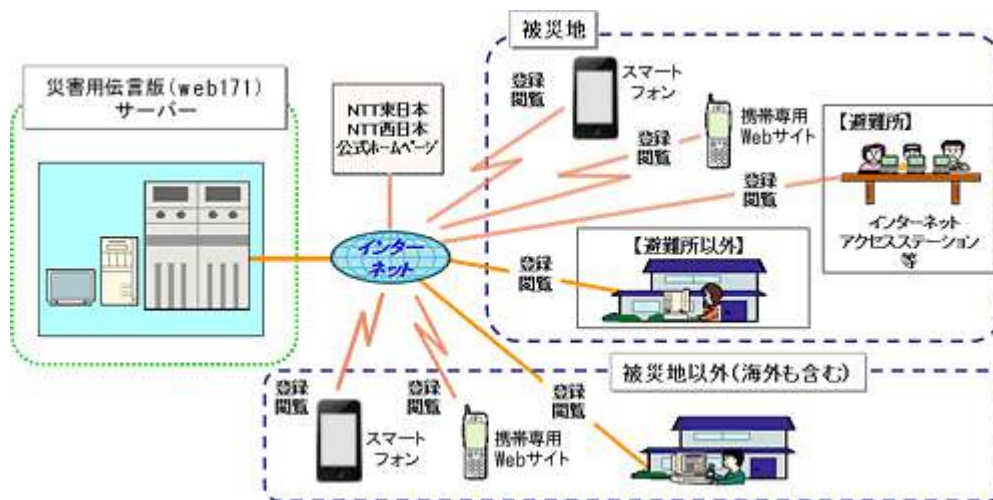
災害用伝言版（web171）のイメージ

■サービス概要

地震や台風・集中豪雨等の災害における安否確認の重要性が再認識される中、NTT 西日本では、電話（音声）による「災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）」に加え、伝言情報（テキスト）の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板（web171）」を提供している。

本サービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能なサービスである。

登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能となる。



■提供開始

震度 6 弱以上の地震発生時等に利用できるようになる。

震度 5 強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌する NTT 西日本または NTT 東日本が提供の判断を行う。

提供を開始した時には、テレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じてお知らせする。

<https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面にしたがって利用する。

■利用環境

以下の環境での利用が推奨されている。

推奨環境以外の環境で利用した場合、また推奨環境下でも利用者のブラウザの設定によっては正しく利用できない場合がある。

端末種別	OS	Web ブラウザー
PC スマートフォン タブレット	Microsoft Windows macOS Android OS iOS	Microsoft Internet Explorer 7.0～11.0 Mozilla Firefox Google Chrome Safari
フレッツフォン (VP2000/VP3000)	-	標準ブラウザ
携帯電話端末	-	i モードブラウザ 2.0

■伝言の登録数・伝言保存期間

●伝言の登録数

伝言板（伝言メッセージボックス）当たり 20 件

※20 件を超える場合は、古いものから削除され、新しい伝言が保存される。

●伝言板（伝言メッセージボックス）数

利用者情報なしの場合： 1 件

利用者情報ありの場合：最大 20 件※

※利用者情報については、事前に登録する必要がある。

●伝言保存期間

最大 6 か月

伝言登録数や保存期間等は、災害の状況により異なる。

提供開始時はテレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じて周知される。

[災害用伝言版サービス（株式会社NTT ドコモ）]

NTT ドコモでは、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供している。

「災害用伝言板」とは震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域の居住者又は滞在中の方が、ドコモの携帯電話やスマートフォンから自身の状況を登録することができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認できる災害時専用のサービスである。また、あらかじめ指定した家族や友人に対して、災害用伝言板に登録したことをメールで知らせたり（登録お知らせメール）、被災地の方に災害用伝言板への安否情報の登録を依頼（登録お願いメール）することも可能となる。なお、利用料金は無料となっている。

項 目		内 容
運用条件		震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メ ッ セ ー ジ	登録可能エリア	災害が発生した地域
	登録可能件数	1 携帯電話番号あたり10件
	登録内容	日本語「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語「I' m okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 コメント（全角100（半角200）文字以内）
	保存期間	1つの災害でのサービスを終了するまで
	確認可能エリア	全国のFOMA・Xi・5Gサービスエリア Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア
送信先として設定可能なメールアドレス （最大5件）		①iモード・ドコモメールアドレス ②インターネットメールアドレス ③ドコモ以外の携帯電話・PHSのメールアドレスなど
アクセス方法		① i Menu→災害用安否確認→災害用伝言板 ② dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 ③ahamoサイト→災害用安否確認→災害用伝言板
その他		災害用伝言版はサービス提供期間のみアクセス可能となる。それ以外の期間は利用できない。

〔「災害用伝言版」サービス（KDDI）〕

KDDI では、震度 6 弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供している。なお、利用料金は無料となっている。

機 能		内 容	
伝 言 板	基 本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）	
	安否情報の登録	被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）
		コメント入力	100 文字まで
		保存期間	1 つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。 ※10 件を超えるメッセージは古いものから順次上書きされる。
		登録可能件数	10 件／1 電話番号
安否情報登録利用地域		被災地域を担当している営業エリア及びその周辺 （登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できる） ※スマートフォンからは、全国より安否情報を登録できる。	
安否お知らせメール		伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信で知らせる機能	
		設定あて先件数	5 件
		送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
		メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号
安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク			
安否情報確認		地域制限なく、すべての携帯電話・PHS の電話番号で検索可能	
		au 以外の災害用伝言板に安否情報が登録されている場合は、登録されている各社災害用伝言板へのリンクを表示する。	
災害関連情報		「緊急速報メール（災害・避難情報）」で配信された情報を掲載する。 全国の災害情報をリアルタイムで提供する。	

〔「災害用伝言版」サービス（ソフトバンク）〕

災害用伝言板は、災害時において音声発信が集中することにつながりにくくなった場合に、利用者よりメッセージを預かり、伝えたい相手にメッセージを届けるサービスである。

登録されたメッセージ（安否情報）は、ソフトバンク携帯電話のほか、他社携帯電話やパソコン、iPadを含め、インターネットから誰でも確認することができる。また、知人や家族のEメールアドレスを設定すると、災害用伝言板にメッセージが登録された際、自動でEメールを送信する。なお、利用料金（通信料）は無料となっている。

機 能		内 容	
運用方法		震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に開設する。 (通常時は、自動Eメール送信設定機能のみ操作可能)	
対応言語		2か国語（日本語、英語）	
機 能	基 本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問い合わせなど）	
	安否情報の登録	対応機種	ソフトバンク携帯電話から登録できる。
		登録内容	「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にあります」「学校にいます」の中から選択できる。 かつ、全角100文字までコメント入力が可能。
		登録可能件数	80件/1電話番号 (80件を超えたら古いものから順次上書き)
		保存期間	1災害における災害用伝言板終了時まで保存する。ただし、1電話番号当たり80件を超えた場合、古いものから順次上書き削除する。
	安否情報確認	対応機種	ソフトバンク携帯電話及び、他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能。
		その他メール内容	確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業者に登録された安否情報を検索・表示する。
	自動Eメール送信	対応機種	ソフトバンク携帯電話から登録できる。
		設定あて先件数	10件（災害時でなくてもあて先設定は可能） 「S!電話帳バックアップ」を利用時、最大20件まで設定可能。
		自動メール送信	安否情報を登録した携帯電話の電話番号とEメールアドレスが設定した相手に通知される。
		メール内容	安否情報が登録されたことを知らせるとともに、伝言板へアクセスするためのURLを通知する。

〔「災害用伝言版」サービス（ワイモバイル）〕

災害用伝言板とは、大規模災害発生時に災害用伝言板に安否情報を登録し、その安否情報をインターネット（他社携帯電話含む）から閲覧することが可能なサービスである。なお、安否情報の登録、Eメール機能利用に当たっては、ワイモバイルの契約が必要となる。

項 目		内 容
提供基準		震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合 (通常時は、自動Eメール送信設定機能のみ操作可能)
対応言語		日本語、英語
機 能	安否情報登録	利用者自身の安否情報を登録し、家族・知人に伝えることができる。
	安否情報の確認	家族・知人の安否情報を確認することができる。
	自動Eメール送信設定	災害用伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定した家族・知人宛てに安否情報を自動Eメール送信できる。

アクセス方法		災害用伝言板アプリからアクセス
安否情報の登録	登録内容	・「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」「移動中です」「会社にあります」「学校にいます」の中から選択できる。 ・全角100文字までコメント入力が可能。
	登録件数	80件／1電話番号
	保存期間	・災害における災害用伝言板終了時まで保存する。 ・1電話番号あたり80件を超えた場合、古いものから順次上書き削除される。
安否情報の確認	対応機種	他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能。
	その他	全社一括検索により、他社携帯事業者の災害用伝言板・NTT東西災害用伝言板(web171)に登録された安否情報についても検索することができる。
自動Eメール送信設定	設定あて先件数	10件（災害時でなくてもあて先設定は可能）
	メール内容	・安否情報を登録した携帯電話の番号/メールアドレス ・安否情報が登録された旨をお知らせする内容 ・伝言板へアクセスするためのリンク

1 2 災害救助法関連

資料 1 2 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則

別表第 1 (第 2 条関係)

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 330 円以内とする。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。 (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。 イ 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。 ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。 キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2) 賃貸型応急住宅 ア 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。 ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与 ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。 エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 (2) 飲料水の供給 ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。 イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																																																
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ア 被服、寝具及び身の回りの品 イ 炊事用具及び食器 ウ 日用品 エ 光熱材料 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 <table><tr><th>季別</th><th>世帯区分</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th><th>5人</th><th>6人以上 1人を増すごとに 加算する額</th></tr><tr><td></td><td>期間</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td></td></tr><tr><td>夏季</td><td>4月から9月まで</td><td>円 18,800</td><td>円 24,200</td><td>円 35,800</td><td>円 42,800</td><td>円 54,200</td><td>円 7,900</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10月から翌年3月まで</td><td>円 31,200</td><td>円 40,400</td><td>円 56,200</td><td>円 65,700</td><td>円 82,700</td><td>円 11,400</td></tr></table> イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 <table><tr><th>季別</th><th>世帯区分</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th><th>5人</th><th>6人以上 1人を増すごとに 加算する額</th></tr><tr><td></td><td>期間</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td></td></tr><tr><td>夏季</td><td>4月から9月まで</td><td>円 6,100</td><td>円 8,300</td><td>円 12,400</td><td>円 15,100</td><td>円 19,000</td><td>円 2,600</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10月から翌年3月まで</td><td>円 10,000</td><td>円 13,000</td><td>円 18,400</td><td>円 21,900</td><td>円 27,600</td><td>円 3,600</td></tr></table>	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人を増すごとに 加算する額		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		夏季	4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900	冬季	10月から翌年3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人を増すごとに 加算する額		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600	冬季	10月から翌年3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600
季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人を増すごとに 加算する額																																																										
	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																											
夏季	4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900																																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400																																																										
季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人を増すごとに 加算する額																																																										
	期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯																																																											
夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600																																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600																																																										

	(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
医療及び助産	(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。 (2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。 (3) 医療は、次の範囲内において行う。 ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護 (4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。 (5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。 (6) 助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。 (7) 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 (8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。 (9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。
災害にかかった者の救出	(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。 (2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。
災害にかかった住宅の応急修理	(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円 (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。
生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。 ア 生業費 1 件当たり 30,000 円 イ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円 (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

	ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子 (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。 (6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。
学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (ア) 小学校児童 1人当たり4,500円 (イ) 中学校生徒 1人当たり4,800円 (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,200円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。
死体の搜索	(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

	(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
埋葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺（附属品を含む。） イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つば及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人（12 歳以上）215,200 円以内、小人（12 歳未満）172,000 円以内とする。 (4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
障害物の除去	(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救済用物資の整理配分 カ 死体の搜索 キ 死体の処理 (2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表第 2（第 10 条関係）

法第 7 条第 5 項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者	(1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1 人 1 日当たり 24,500 円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1 人 1 日当たり 16,000 円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1 人 1 日当たり 14,900 円以内 エ 救急救命士 1 人 1 日当たり 14,100 円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1 人 1 日当たり 15,600 円以内 カ 大工 1 人 1 日当たり 23,800 円以内 キ 左官 1 人 1 日当たり 24,900 円以内 ク とび職 1 人 1 日当たり 27,300 円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1) のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 職種ごとに、(1) のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均

	衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 49 号）において定める額以内とする。
政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

令和 2 年 44 号

資料 1 2 - 2 災害の被害認定基準

被害種類		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。
	半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものとする。
	一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震の場合のみ報告するものであること。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。

農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料：「災害の被害認定基準について」

(令和 3 年 6 月 24 日府政防 670 号)

資料：災害報告取扱要項

1 3 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

[従事命令等の種類と執行者]

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市町村長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官(市町村長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知事 市町村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第 71 条 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

[命令対象者]

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築技術者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及び近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

1 4 北谷町給水・排水設備指定店一覧表

指定店名	所在地	電話	備考
(有)万代設備	桑江 632 番地 1	936-7488	給水・排水
日新設備工業	浜川 232 番地	936-4171	給水・排水
徳進設備工業(株)	吉原 1201 番地 2	936-1385	給水・排水
(有)當山設備興業	玉上 225 番地 2	926-1900	給水・排水
(有)真栄工業	吉原 271 番地 1	936-1911	給水・排水
(有)島設備	上勢頭 527 番地 1	926-0402	給水・排水
興和設備	吉原 31 番地	936-8584	給水・排水
(株)向上	吉原 735 番地 3	936-0351	給水・排水
(有)北原土木	砂辺 301 番地 7	936-0599	給水・排水
(有)海邦	桃原 15 番地 10	936-4128	給水・排水
タバ水道	桃原 6 番地 1	955-4114	給水・排水
(株)もろみ（北谷支店）	桑江 448 番地 1	987-8525	給水・排水
照屋設備工業	砂辺 301 番地 1 コーポ MORI 2F	936-8873	給水
伊礼設備	上勢頭 652 番地 6	090-2859-4133	給水

1 5 気象庁情報

資料 1 5 - 1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の大半が移動し倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂は入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 1 5 - 2 北谷町における警報・注意報の発表基準

令和 3 年 6 月 8 日現在
発表官署 沖縄気象台

北谷町	府県予報区		沖縄本島地方			
	一次細分区域		本島中南部			
	市町村等をまとめた地域		中部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	191		
	洪水		流域雨量指数基準	白比川流域=6.8， 普天間川流域=11		
			複合基準 ^{*1}	白比川流域=（11， 6.1）		
			指定河川洪水予報による基準	－		
	暴風	平均風速	陸上	25m/s		
			東シナ海側	25m/s		
	波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	2.0m				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14			
		土壌雨量指数基準	133			
	洪水	流域雨量指数基準	白比川流域=5.4， 普天間川流域=8.8			
		複合基準 ^{*1}	白比川流域=（9， 4.3）			
		指定河川洪水予報による基準	－			
	強風	平均風速	陸上	15m/s		
			東シナ海側	15m/s		
	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	1.3m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	濃霧	視程	陸上	100m		
			東シナ海側	500m		
	乾燥	最小湿度 50％で、実効湿度 60％				
低温	最低気温 5℃以下					
霜	最低気温 5℃以下					
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm			

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

資料 1 5 - 3 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別 警 報	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。大雨特別警報（土砂災害）「警戒レベル5相当情報」は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
	暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
警 報	大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発

		表される。
	波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

16 米軍・自衛隊に係る事故関連

資料16-1 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則第4条の規定に基づき緊急措置要領を次のとおり定める。

(要 旨)

第1条 この要領は、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故（以下「航空機事故等」という。）が発生した場合の関係機関の緊急通報、被災者の緊急救助、消火活動及び現場対策の応急措置について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空機事故等の発生に際し、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 関係機関は、緊急における相互間の緊密かつ適切な通報及び救助活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外の連絡責任者及びその補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更が生じた場合は、速やかに沖縄防衛局（管理部業務課）に通知するものとし、沖縄防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等の職名は別表1「航空機事故等連絡責任者職名表」のとおりとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 連絡責任者等は、航空機事故等を知ったときは、別表2「緊急通報系統図」により他の関係機関の連絡責任者に直ちに通報するものとする。

(緊急通報の内容等)

第5条 緊急通報は次の各号に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 被害の状況
 - ア 死亡者及び負傷者の住所、氏名、年令、職業並びに傷害の程度及び収容先
 - イ 住家等被害者の住所、氏名、年令、職業及び被害の程度
- (6) その他必要事項

2 緊急通報は、別表3「航空機事故等発生通報記録表」により整理するものとする。

(現場連絡所の設置)

第6条 航空機事故等により被害が発生した場合、事故に関する情報交換及び被害者救援に関する連絡等を円滑にするため、沖縄防衛局、自衛隊、沖縄県及び事故発生地の市町村は、当該事故現場付近に現場連絡所を設置するものとする。

2 事故発生時の関係市町村は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空機事故等が発生した場合の関係機関の任務分担は、別表4「被害者救急救助等任務分担区分表」のとおりとする。

(人身被害者救護の優先)

第8条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、優先して人身被害者の救急及び救護に努めるものとする。

(要領の改正)

第9条 この要領の改正は、協議会において行うものとする。

附 則

この要領は、昭和57年12月10日から施行する。

資料16-2 在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続

(仮訳)

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
 - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側

は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

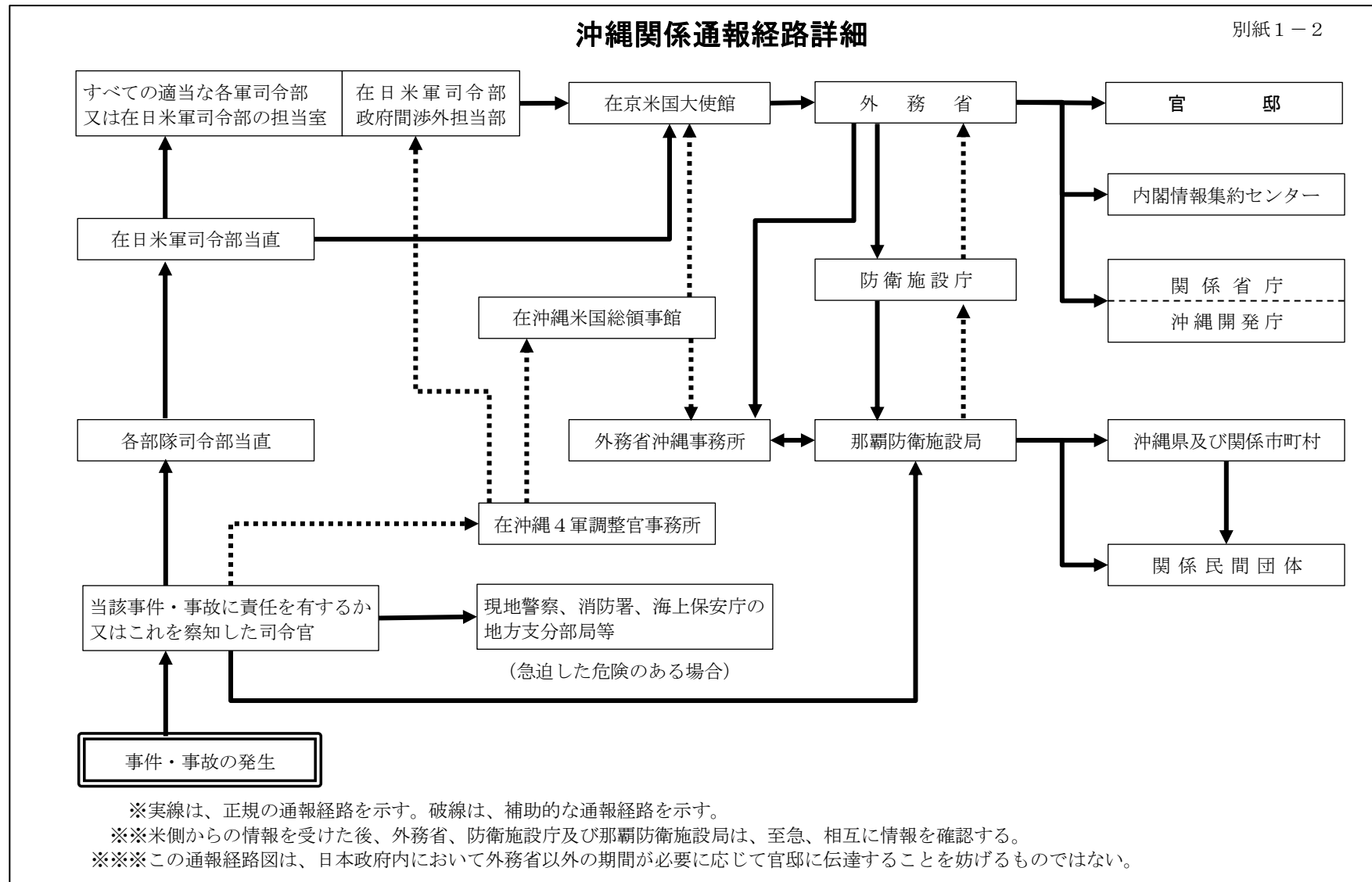
4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。



資料16-3 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

(仮 訳)

平成17年4月1日：策定

令和元年7月25日：改正

1. 目的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局の全ての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域の全ての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定する全ての者に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域外での合衆国軍用航空機事故の調査に関する管轄権又は責任に係る既存の日米合同委員会合意に影響を与えない。

3. 一般的方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関係する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

(1) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合には、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、日本国政府の職員又は他の権限ある者からの事前の承認なくして、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落現場又は余儀なくされた着陸の現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。

(2) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

4. 手続

(1) 通報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区

域と、地方防衛局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、連絡担当者の電話番号を含む関連情報を定期的に更新することによって、通報の実効性の確保に努める。事故への対応に関係する場合は、次の情報が判明し次第提供される。

(イ) 航空機の種類及び乗員数

(ロ) 事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）

(ハ) 搭載燃料の概算量

(ニ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報（特に、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国の当局に提供される。）

(ホ) 被害者の数、国籍及び状態

(ヘ) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(2) 航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ) 日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。

(ロ) 合衆国軍隊

以下の者のうち、現地への到着順とする。

(a) 墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。

(b) 緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）

(c) 初動の対応が終了し、調査チームが組織された後にあっては、合衆国軍隊航空機事故調査官

(3) それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。

(4) 救助活動

乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。

(5) 事故現場への立入制限

立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に

至るに当たっては、次の要件が考慮される。

- (イ) 死傷者の移送
- (ロ) 消防その他の安全のためにとられる措置
- (ハ) 二次災害をもたらす有害物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、観測を円滑にし、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立
- (ニ) 機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止
- (ホ) 航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全
- (ヘ) 見物人等の整理
- (ト) 合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保
- (チ) 公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと
- (リ) 上記(ニ)、(ホ)及び(ト)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること。
機体の残骸の除去がその下にある財産の状態に重大かつ悪い影響を与える可能性がある場合には、合衆国軍隊は、状況により他の対応が必要な場合を除き、地方防衛局経由で土地所有者と調整を行う。
- (ス) 状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること

(6) 事故現場の立入規制

最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離に従って決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という。）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員の相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、全ての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持し、資格を有する者のみに合衆国の機密の装備又は資材へのアクセスが付与されることを確保する責任を有する。

(イ) 内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点（Entry Control Point；以下「ECP」という。）が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECP の場所につき説明を受け、ECP 以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECP に赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECP に配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。

(ロ) 合衆国及び日本国の当局は、上記4．(6)に従って、立入規制の任務の遂行に当たって緊密に調整する。一般的に、内周規制線／制限区域への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有する者に限定される。上記4．(5)で記載された要件に関連して迅速かつ早期の立入りが行われ、有害物質の観測を含む事故現場における影響の軽減、航

空機事故調査、又は請求調査に関連した責任を有する合衆国政府と日本政府の確認された代表者が優先される。

合衆国軍隊関係者以外の者の立入許可のための要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託され、合衆国軍隊関係者による要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。立入りを要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

(イ) 現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外のすべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(ニ) 合衆国の当局、日本国政府の当局、又は地方当局が環境調査を実施する場合、その結果は日米合同委員会の枠組みにおいて、合衆国政府と日本国政府の間で共有される。

(7) 見物人等の整理

(イ) 日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。

(ロ) 日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。

(ハ) 合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影（ビデオ撮影を含む）を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく（ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。）、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

5. 広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

6. 訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年一回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

(丁)

17 報告様式

資料17-1 第4号様式（その1）（災害概況即報）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分											
被害の状況	人的被害	死者			人	重傷		人	全壊		棟	床上浸水		棟						
		うち 災害関連死者			人		住家被害	半壊			棟		床下浸水			棟				
		不明			人			軽傷			人		一部破損			棟	未分類			棟
	119番通報の件数																			
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)													
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)																	
	自衛隊派遣要請の状況																			
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策																			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県				区 分			被 害			
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha			
						冠 水	ha			
畑	流失・埋没	ha								
	冠 水	ha								
報告者名					学 校	箇所				
					病 院	箇所				
区 分		被 害			道 路	箇所				
					橋りょう	箇所				
人的被害	死 者	人			河 川	箇所				
		うち災害関連死者	人			港 湾	箇所			
	行方不明者		人			砂 防	箇所			
	負傷者	重 症	人			清掃施設	箇所			
軽 傷		人			崖くずれ	箇所				
住家被害	全 壊		棟			鉄道不通	箇所			
			世帯			被害船舶	隻			
			人		水 道	戸				
	半 壊		棟		電 話	回線				
			世帯		電 気	戸				
			人		ガ ス	戸				
	一 部 破 損		棟		ブロック塀等	箇所				
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
	床 下 浸 水		棟		り災害世帯数	世帯				
			世帯		り災者数	人				
			人							
非住家	公 共 建 物	棟		火災発生				建 物	件	
	そ の 他	棟						危険物	件	
					その他	件				

区 分		被 害		災害対策本部	等の設置状況	都道府県		
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
その他の	農産被害	千円		適用市町村名	災害救助法	計	団体	
		林産被害	千円					
		畜産被害	千円					
		水産被害	千円					
		商工被害	千円					
	その他	千円						
被害総額		千円		119 番通報件数		件		
被害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣			その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料17-4 第1号様式 災害確定報告

都 道 府 県				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報 告 者 名	区 分	被 害	畑		流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
人 的 被 害	死 者	人			そ の 他	学 校	箇所		
		う ち 災 害 関 連 死 者				病 院	箇所		
	行方不明者		人			道 路	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			橋 り ょ う	箇所		
		軽 傷	人			河 川	箇所		
	住 家 被 害	全 壊	棟			港 湾	箇所		
世帯						砂 防	箇所		
人						清 掃 施 設	箇所		
半 壊		棟				崖 く ず れ	箇所		
		世帯				鉄 道 不 通	箇所		
		人				被 害 船 舶	隻		
一 部 破 損		棟				水 道	戸		
		世帯			電 話	回線			
		人			電 気	戸			
床 上 浸 水		棟			ガ ス	戸			
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人							
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯			り 災 者 数	人			
		人			火 災 発 生	建 物	件		
非 住 家		公 共 建 物	棟			危 険 物	件		
		そ の 他	棟			そ の 他	件		

区 分		被 害	都 対 道 策 府 本 県 災 害 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千円	災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名				
小 計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円		計 団体			
	畜 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
					計 団体		
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						

資料17-5 第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日 区分			災害名						計
人的被害	死者	人							
	うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重症	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

資料17-6 第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日 区分			災害名							計
人的被害	死	者	人							
		う 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重症	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
世帯										
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
	被	害船舶	隻							
	水	道	戸							

都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等							
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小計		千円	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								